

2017.3.4

シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジなし)／Bコース(為替ヘッジあり) 愛称「グランツール」

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行なう「シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) Aコース(為替ヘッジなし)」および「シュローダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) Bコース(為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年3月3日に関東財務局長に提出しており、平成29年3月4日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 平成29年3月3日
発行者名	: シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 柏木 茂介
本店の所在の場所	: 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。) の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。



Schroders

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	38
第3【ファンドの経理状況】	44
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	121
第三部【委託会社等の情報】	122
約款	159

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）

シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）」を「Aコース（為替ヘッジなし）」、「シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）」を「Bコース（為替ヘッジあり）」ということがあります。
- ・愛称として「グランツール」という名称を用いることがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、2,000 億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料率につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は 3.24%（税抜 3.00%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成 29 年 3 月 4 日から平成 29 年 9 月 5 日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

日本以外の地域における発行
該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

「シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）」および「シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）」は、主としてシュロダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド受益証券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

② ファンドの基本的性格

＜シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）＞

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券等)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券等））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）>

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		(限定ヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券等)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンドです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券等））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ① 年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
 - ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
 - ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
 - ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 投資形態による属性区分
- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
 - ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
5. 為替ヘッジによる属性区分
- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
 - ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
- ①日経225
 - ②TOPIX
 - ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
 - ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
 - ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社で作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

- 1** 世界の債券や高配当株式など、魅力的な利回りが期待できる資産「インカムアセット」に投資します。当ファンドは、主としてシュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド受益証券に投資します。
- 2** 市場環境の変化や価格下落リスクに留意し、資産配分を柔軟に変更することで、安定的な運用成果を目指します。
- 3** アセット・アロケーション運用において豊富な経験を有する、シュローダー・グループの運用力とグローバル・ネットワークを最大限に活用します。
- 4** 為替ヘッジ対応が異なる、2つのコースから選択いただけます。
Aコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建て資産については、為替ヘッジは行いません。
Bコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 運用はファミリーファンド方式で行います。マザーファンドの運用にあたっては、ファンド・オブ・ファンズ形式で行います。

ファンドの仕組み

ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）／ Bコース（為替ヘッジあり））とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド（シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

投資信託証券（投資対象ファンド）は以下となります。

■複数のインカムアセット（世界の高配当株式、債券等）に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券（投資比率が高位に保たれる投資信託証券）

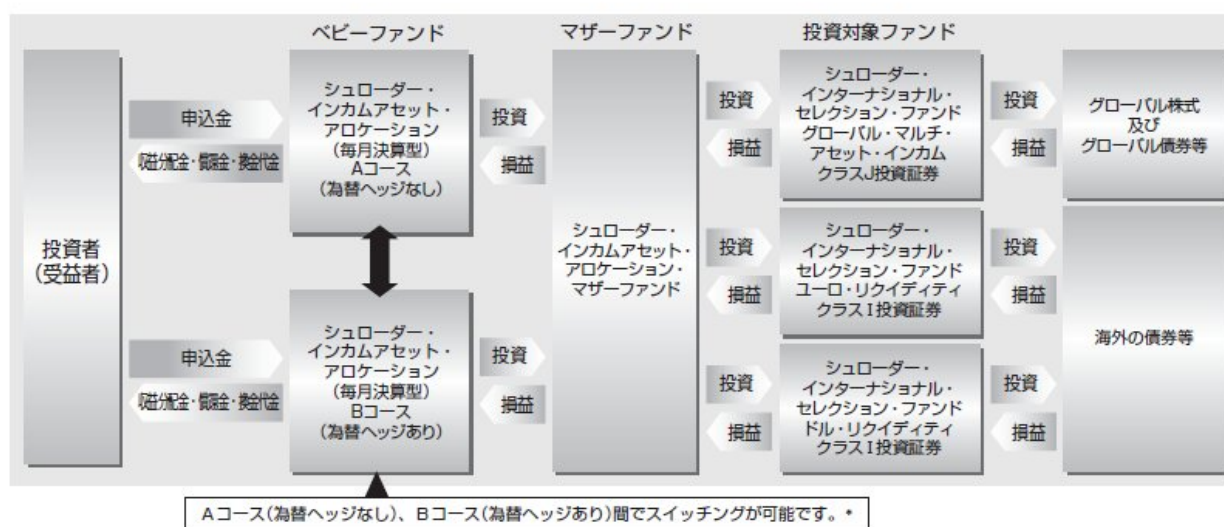
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラスJ投資証券*」

*ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券です。

■海外の債券等に投資する投資信託証券（投資比率が低位に保たれる投資信託証券）

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラスI投資証券」

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券」

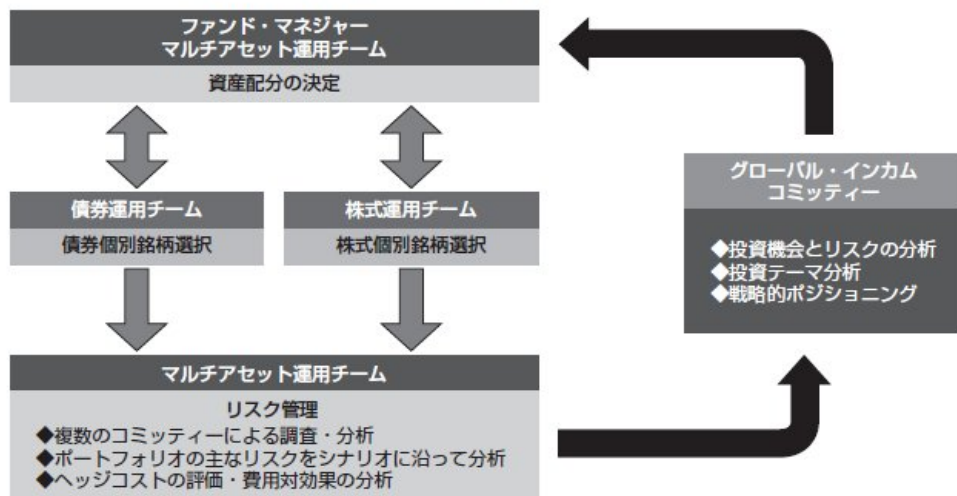


*販売会社によってはスイッチングの取扱いを行っていない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

運用プロセス

マルチアセット運用チームがインカムアセットの資産配分の決定とポートフォリオ全体のリスク管理を行います。株式、債券の銘柄選択にあたっては、株式運用チームと債券運用チームが担当します。



2016年12月末現在

※上記はマザーファンドが投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラスJ 投資証券」にかかるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

※上記の運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

主な投資制限 (Aコース(為替ヘッジなし)、Bコース(為替ヘッジあり)共通)

- ・ 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブの直接利用は行いません。
- ・ 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。

分配方針

原則毎月3日の決算時(休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市場動向等を勘案し委託会社が決定します。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。

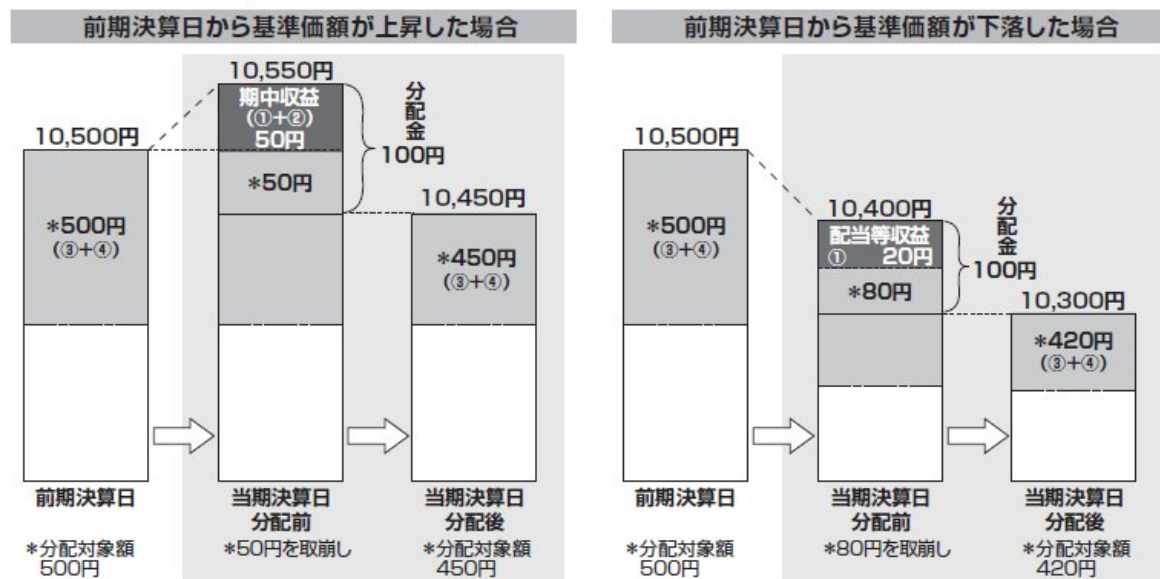
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

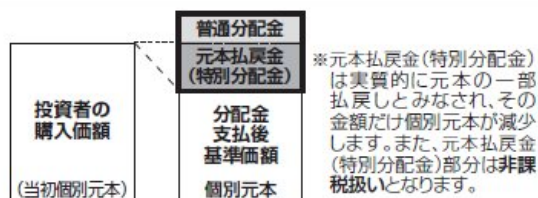
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。

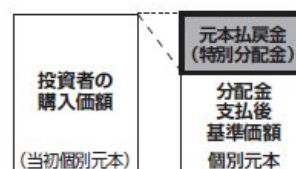
収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・Aコース(為替ヘッジなし)とBコース(為替ヘッジあり)合わせて1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

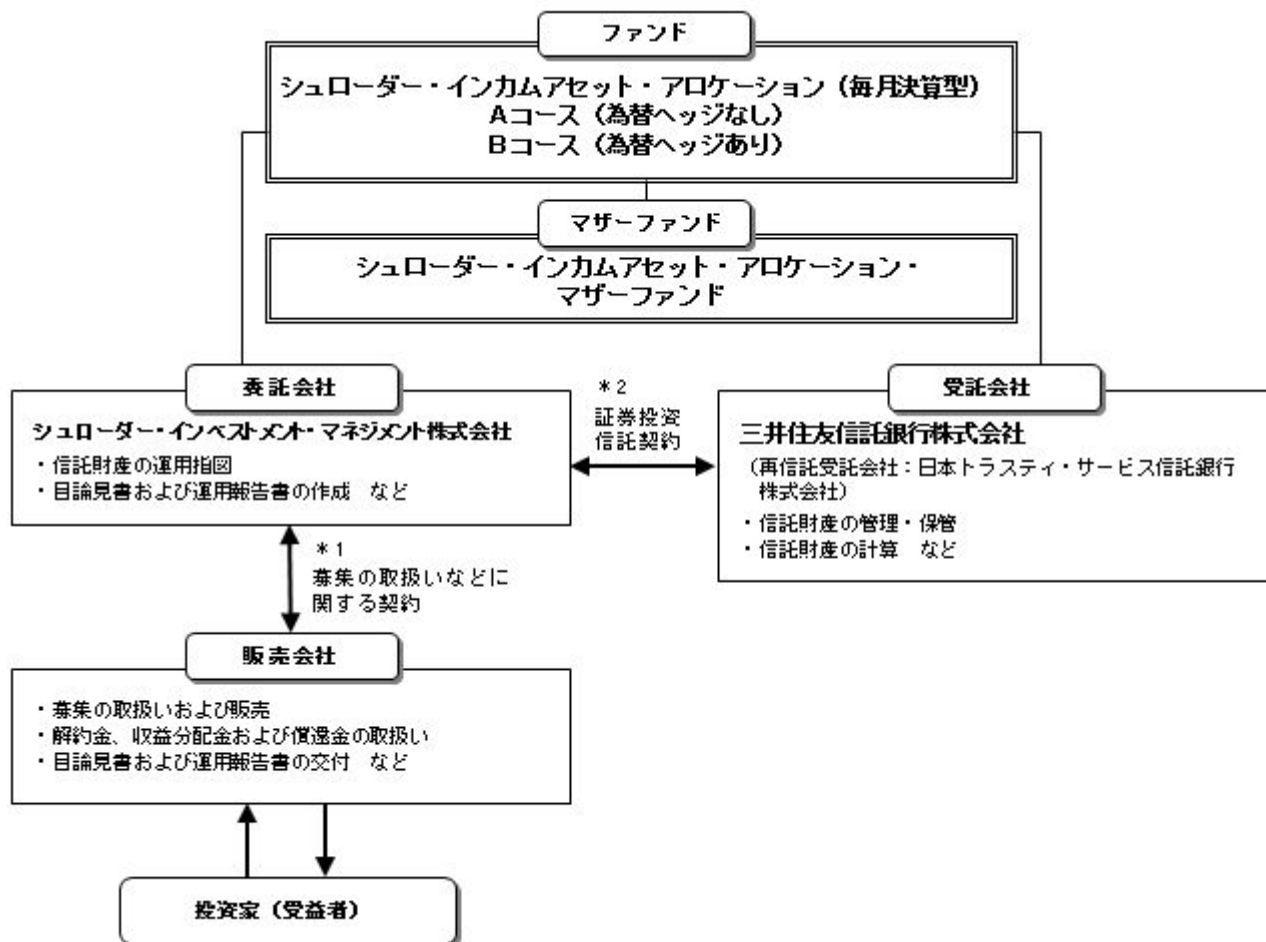
(2) 【ファンドの沿革】

平成25年 6月 4日

- ・信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



*1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（平成28年12月末現在）

1) 資本金

490 百万円

2) 沿革

昭和 60 年 12 月 10 日 : 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成 3 年 12 月 20 日 : シュローダー投信株式会社設立

平成 9 年 4 月 1 日 : シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・
マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成 19 年 4 月 3 日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成 24 年 6 月 29 日 : シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 (以下「当社」といいます。) に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC2V 7QA ロンドン グreshamストリート 31	9,800 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ① 主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。
- ② マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、複数のインカムアセット（世界の高配当株式、債券等）に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券や海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を行います。
- ③ Aコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ④ Bコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

<シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）>

<シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）>

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主な投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 金銭債権
 - ハ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3)の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図、資金の借入を行うことができます。

<シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド>

主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ) 有価証券
 - ロ) 金銭債権
 - ハ) 約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託者は、信託金を、主として別に定める指定投資信託証券*ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) の証券または証書の性質を有するもの
- 3) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 5) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、3) の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができますものとします。

*「指定投資信託証券」とは、次のものをいいます。

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラス J 投資証券」

ルクセンブルグ籍ユーロ建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド ユーロ・リクイディティ クラス I 投資証券」

ルクセンブルグ籍米ドル建て外国投資法人

「シュローダー・インターナショナル・セレクト・ファン ド ドル・リクイディティ クラス I 投資証券」

③ 金融商品の指図範囲

委託者は、信託金を②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約取引の指図、公社債の借入れの指図を行うことができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
主な投資対象	主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託または外国投資信託および投資法人または外国投資法人の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。
投資方針	① 投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）を通じて複数のインカムアセット（世界の高配当株式、債券等、以下同じ。）に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行います。なお指定投資信託証券は別に定めます。 ② 指定投資信託証券への投資割合については、委託者が市況動向および資金動向を勘案して決定するものとし、原則として複数のインカムアセットに投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券（ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券）への投資比率を高位に保ちます。 ③ 別に定める指定投資信託証券は、委託者の判断により変更することがあります。 ④ 外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ⑤ 資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた時ならびに指定投資信託証券が償還あるいは当該指定投資信託証券の純資産額の規模が著しく減少した時には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

<参考：指定投資信託証券の概要>

1. シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラス J 投資証券

ファンド名	Schroder International Selection Fund Global Multi-Asset Income Class J (シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラス J 投資証券)	
形態／商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主としてグローバル株式やグローバル債券などの資産クラスへの直接投資、もしくは、投資信託証券や金融派生商品（先物、オプション、クレジット・デフォルト・スワップ等）への間接投資を通じて、収益確保および中長期的な元本成長を目指します。	
設定日	平成 25 年 5 月 22 日	
主な投資対象	主としてグローバル株式やグローバル債券などへ投資します。	
主な投資制限	・ 同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の 10%以内とします。 ・ 同一機関による預金については、投資比率を純資産の 20%以内とします。 ・ 同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の 5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の 40%以下とします。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率 0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
投資運用報酬	なし	
決算日	12 月 31 日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

2. シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス I 投資証券

ファンド名	Schroder International Selection Fund EURO Liquidity Class I (シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス I 投資証券)	
形態／商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	ユーロ	
運用の基本方針	主として、ユーロ建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が 12 ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮に入れる）、もしくは採用金利が少なくとも年に一回調整されるものを前提とします。	
設定日	平成 14 年 5 月 22 日	
主な投資対象	主としてユーロ建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。	
主な投資制限	・ 同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の 10%以内とします。 ・ 同一機関による預金については、投資比率を純資産の 20%以内とします。 ・ 同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の 5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の 40%以下とします。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率 0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況	

	等によって変動することがあります。	
投資運用報酬	なし	
決算日	12月31日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

3. シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラス I 投資証券

ファンド名	Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I (シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラス I 投資証券)	
形態／商品分類	ルクセンブルグ籍外国投資法人／オープン・エンド型	
表示通貨	米ドル	
運用の基本方針	主として、ドル建ての高格付け短期確定利付証券への投資を通じて、元本の保全と流動性の確保を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を検討にいれる）、もしくは採用金利が少なくとも年に一回調整されるものを前提とします。	
設定日	平成14年7月4日	
主な投資対象	主として米ドル建ての高格付け短期確定利付証券へ投資します。	
主な投資制限	・同一発行体による譲渡性証券および短期金融商品については、投資比率を純資産の10%以内とします。 ・同一機関による預金については、投資比率を純資産の20%以内とします。 ・同一発行体による譲渡性証券または短期金融商品への投資比率が純資産の5%を超過する場合については、そのような発行体への投資総額を純資産の40%以下とします。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.05%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
投資運用報酬	なし	
決算日	12月31日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
	保管会社	J. P. モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エイ

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われることがあります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

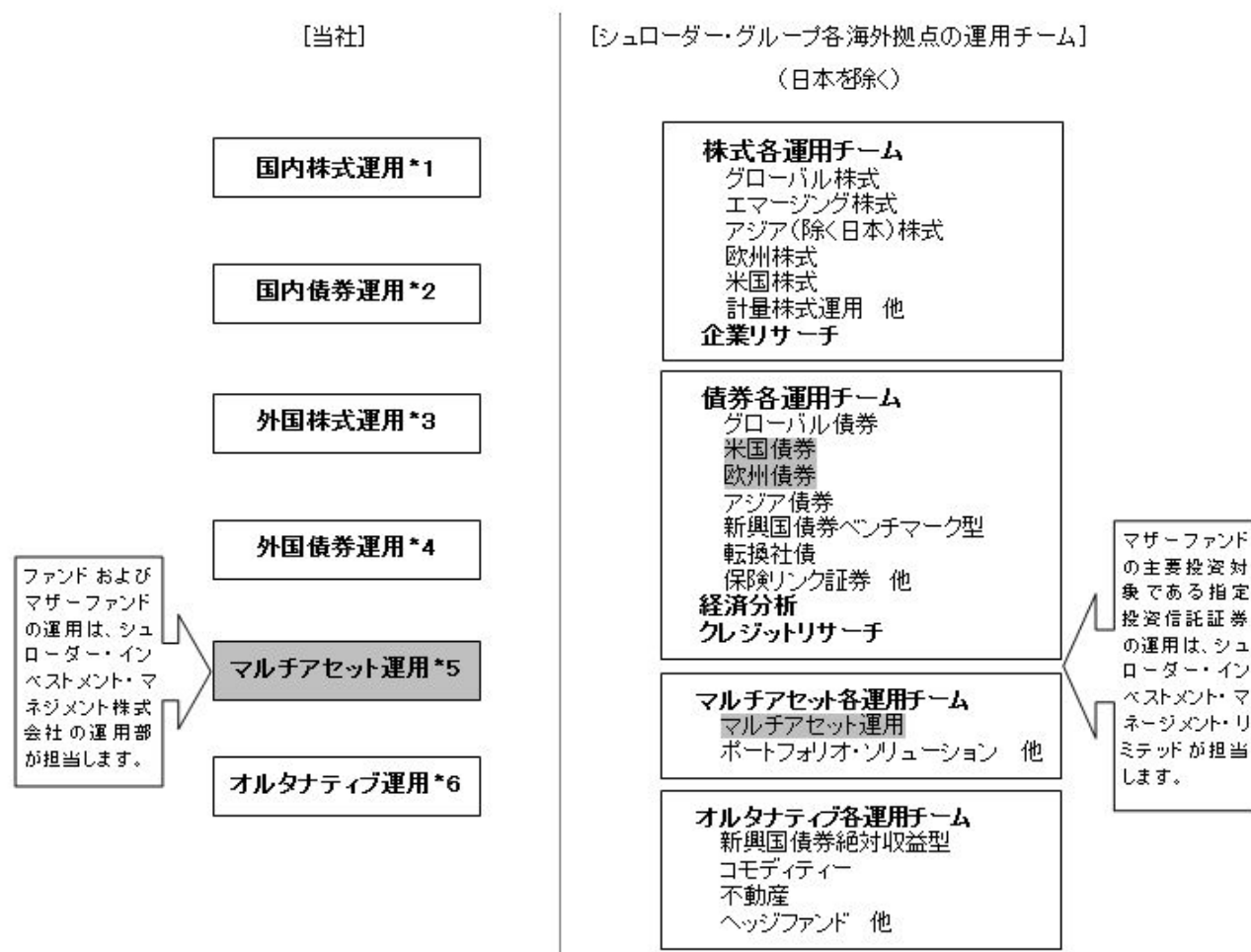
※投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（マルチアセット運用担当）がファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体の運用体制を示しています。）で臨みます。



- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

② 内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、運用プロセスから独立した部門がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は運用プロセスから独立した部門によって日々モニタリングされ、是正が必要と認められた場合には、運用部や口座担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

③ 受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

※上記体制は平成 28 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（毎月 3 日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- 2) 分配金額は、1) の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として基準価額水準、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

＜シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）A コース（為替ヘッジなし）＞

＜シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）B コース（為替ヘッジあり）＞

- 1) 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 2) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 3) デリバティブの直接利用は行いません。
- 4) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 外国為替予約取引の指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができ

ます。
ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

7) 公社債の借入れの指図および範囲

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

8) 資金の借入

イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) イ) の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えない額の範囲内

ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。

ニ) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

ホ) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド>

- 1) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
 - 2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
 - 3) デリバティブの直接利用は行いません。
 - 4) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
 - 5) 約款および規約などにおいてファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券であることが記載されていない同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。
 - 6) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
 - 7) 外国為替予約取引の指図および範囲
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - 8) 公社債の借入れの指図および範囲
イ) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
ロ) イ) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
ニ) イ) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に有価証券に投資する投資信託証券に投資することにより、主に株式および公社債等を実質的な投資対象としますので、組入株式や組入公社債の価格下落、発行体の倒産および財政状況の悪化等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。
- ・分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関するすべてのリスクについて必ずしも完全に網羅したものではなく、それ以外のリスクも存在する場合があることにつきご留意ください。

① 組入株式の価格変動リスク、信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。株式の価格は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

② 公社債の価格変動リスク

1) 金利変動リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等によって異なります）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

2) 信用リスク

ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むこともあります。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

1) 為替変動リスク

< Aコース（為替ヘッジなし） >

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円貨換算の価値は、その資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。保有実質外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

< Bコース（為替ヘッジあり） >

ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、米ドルと対円での為替ヘッジを行います。この場合、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際には、通常、ヘッジ対象通貨と日本の金利差相当分程度の為替ヘッジコストがかかります。また、米ドル以外の通貨の資産にも投資を行いますので、米ドルと米ドル以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。したがって、当該為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。

2) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

④ デリバティブ取引のリスク

ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産においてはデリバティブ（先物、オプション、スワップ等の金融派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数等）の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク（取引相手の倒産などにより取引が実

行されないこと)により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

⑤ 流動性に関するリスク

証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

＜その他の留意事項＞

① 換金に関する制限

- 1) 信託期間中のロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日（詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。）には、換金の申込みを受け付けません。
- 2) マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合には、換金の申込みを受け付けないことがあります。
- 3) 大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。別途、指定投資信託証券の解約制限の影響を受ける場合があります。

② ファンドからの資金流出に伴うリスクおよび留意点

一部解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく変動する要因となります。また、保有証券の売却代金の回収までの期間、一時的にファンドで資金借入れを行うことによってファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

③ 短期金融商品の信用リスク

ファンドおよびマザーファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 収益分配金に関する留意点

ファンドは、決算時に諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益の中から委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益の分配を行います。これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

⑤ 信託の途中終了

信託契約の一部解約により、Aコース（為替ヘッジなし）、Bコース（為替ヘッジあり）それぞれの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合、または取引市場の混乱などその他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

⑥ 買付・換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が生じた場合には、受益権の買付、換金の各申込みの受け付けを中止すること、あるいはすでに受付けた当該申込みの受け付けを取り消すことがあります。

⑦ 投資の基本方針に沿った運用ができない場合

ファンドが実質的に投資を行う市場の混乱やファンドに大量の解約が生じた場合などには、機動的に保有資産の売却ができないことが想定されます。こうした場合を含め、資金動向、市況動向その他の要因等によっては、投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

⑧ 運用体制の変更

ファンドの運用体制は、今後、変更となる場合があります。

(2) リスク管理体制

① ファンドの運用リスク管理

＜シュローダー・グループ全体の運用リスク管理＞

シュローダー・グループでは、発注および運用管理システムを導入し、投資ガイドラインチェック、ポートフォリオのモデリングおよびファンドマネジャーの運用指図、トレーダーの発注・約定などの業務プロセスを一貫して電子上で処理・管理しています。投資信託の約款に示されている運用方針や当社またはシュローダー・グループ内で統一的に定めた社内ルール等は、同システム上に設定されます。ファンドマネジャーがトレーダーに売買指示をする際に、システム上で投資ガイドラインに対する違反がないかどうかコンプライアンスチェックが実施され、遵守が確認されると注文はトレーダーに送信されます。遵守していない場合は、ただちにシステムから警告が発せられ、ファンドマネジャーは発注数量の変更や発注の取り消しなど必要な措置を講じることが要求されます。また、投資ガイドラインに抵触がないかどうかは、日次でポートフォリオ・コンプライアンスの担当者によりモニタリングされています。

② 内部牽制体制の整備状況

シュローダー・グループでは運用部門と管理部門を分離する一方、運用部門とトレーディング部門との分離もはかっています。これにより、運用部門は各ファンド毎に定められた投資制限の範囲内で投資判断を行い、トレーディング部門は最良発注および信託財産相互間の公平性の確保を目指しています。

また、当社のリスク部門等やシュローダー・グループの内部監査部門が各部門の業務手続きを見直し、改善の提言および改善の実施状況のチェックを行います。

さらに、当社のコンプライアンス部門のモニタリングにより各部門の手続きの遵守状況を定期的にチェックします。コンプライアンス部門ではまた、役職員に対し定期的にコンプライアンス・セッション等を行うことにより、関連法規制の重要事項および社内手続き等の周知徹底を行います。

③ 内部検査・監査体制

当社のコンプライアンス部門は、年間モニタリング計画に基づいて、運用、営業、管理の各部門が法令・諸規則、協会諸規則および社内業務手続きに沿って運営されているかどうかについて管理体制等をチェックします。問題もしくは懸念事項が発見された場合には、必要な改善策とその実施スケジュールを各部門長と合意に至るまで協議し、合意された改善策の実施状況を確認します。また、シュローダー・グループの内部監査部門が定期的に当社を訪問し、各部門・業務に対する監査を行っています。

④ 外部監査について

外部監査としては、会計監査並びに投信法に基づく投信ファンド監査、シュローダー・グループの財務諸表監査および諸手続きの監査、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）*準拠の検証、投資一任契約に係わる資産運用管理業務に係る内部統制についての検証が、各々監査法人により定期的の実施されています。

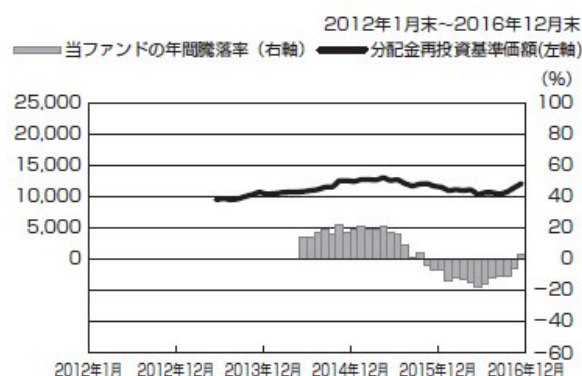
*グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS）とは、IPC（Investment Performance Council）が所管するパフォーマンス基準（資産運用会社が自社の投資パフォーマンスの記録を顧客に対して提示するための基準）をいいます。

※上記体制は平成 28 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《参考情報》

■ A コース（為替ヘッジなし）

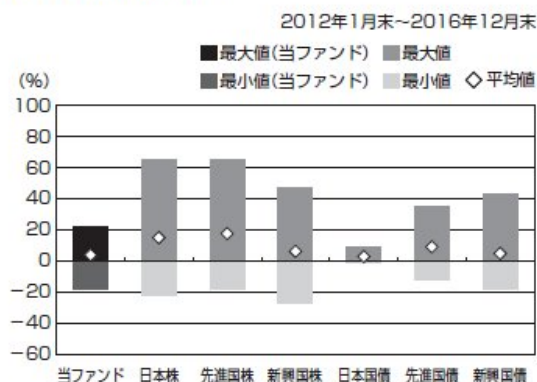
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
 * 年間騰落率は、2014年6月から2016年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



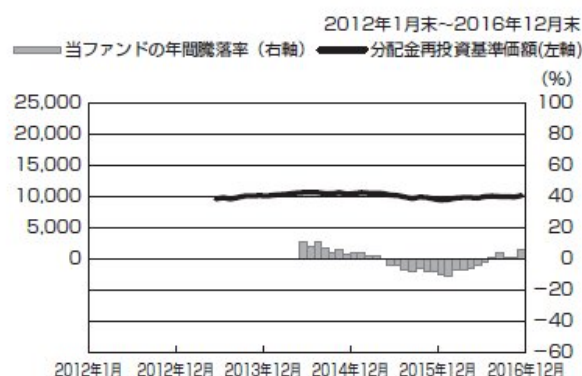
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	21.7	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△18.3	△22.0	△17.5	△27.4	0.5	△12.3	△17.4
平均値	3.9	15.4	17.9	6.2	3.2	9.3	5.2

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2012年1月から2016年12月の5年間(当ファンドは2014年6月から2016年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ B コース（為替ヘッジあり）

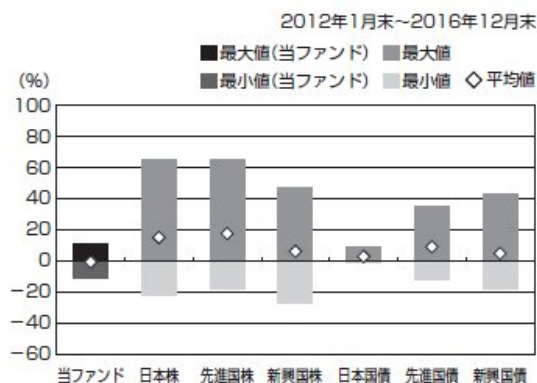
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
 * 年間騰落率は、2014年6月から2016年12月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	10.9	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	△10.6	△22.0	△17.5	△27.4	0.5	△12.3	△17.4
平均値	△0.6	15.4	17.9	6.2	3.2	9.3	5.2

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 * 2012年1月から2016年12月の5年間(当ファンドは2014年6月から2016年12月)の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
 * 決算日に対応した数値とは異なります。
 * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

MSCIは、この資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。このMSCIのデータを再配布することは許可されません。また、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用することもできません。MSCIはこの資料の内容の承認やレビューを行っておらず、また、MSCIはこの資料の作成者ではありません。いかなるMSCIのデータも、投資のアドバイスや、どのような種類の投資決定を行う事(又は行わない事)の推奨を行う意図は無く、また、そのようにみなされるべきものでもありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。
申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.674%（税抜1.550%）の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用（信託報酬）の配分
委 託 会 社	年率0.750%（税抜）
販 売 会 社	年率0.750%（税抜）
受 託 会 社	年率0.050%（税抜）
投資対象ファンド（投資運用会社）	ありません。
実質的な運用管理費用（信託報酬）	年率1.674%（税抜1.550%）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※なお、マザーファンドが組入れる投資対象ファンド（投資運用会社）の信託報酬はありませんので、投資者が実質的に負担する信託報酬は年率1.674%（税抜1.550%）となります。

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用判断、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表、運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	ファンドの財産保管・管理、委託会社からの指図の実行等

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドから支払われる費用には次のものがあります。

- ① 組入有価証券の売買委託手数料およびこれらに係る消費税等相当額
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託会社が立替えた立替金の利息およびこれらに係る消費税等相当額
- ③ その他の諸費用。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
 - 1) 監査費用
 - 2) 法律顧問・税務顧問への報酬および費用
 - 3) 目論見書の作成・印刷・交付費用
 - 4) 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用
 - 5) 信託約款の作成・印刷・届出費用
 - 6) 運用報告書の作成・印刷・交付費用
 - 7) 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用
 - 8) 投信振替制度に係る費用および手数料等
 - 9) この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
 - 10) 格付の取得に要する費用委託会社は、上記③の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額の年率 0.108%（税抜 0.100%）相当額を上限として、係る諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、係る諸費用の年率を見直し、0.108%（税抜 0.100%）を上限としてこれを変更することができます。
上記③の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る諸費用は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。
- ④ マザーファンドが組入れる投資対象ファンドの純資産総額に対して年率 0.06%程度を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。

※上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

※（4）その他の手数料等のうち、①および②の費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）およびジュニア NISA（未成年者少額投資非課税制度）の適用対象です。

- ① 個人受益者の場合
 - 1) 収益分配金に対する課税
収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。
 - 2) 解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。
*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益
※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間 120 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）をご利用の場合、20 歳未満の居住者などを対象に、年間 80 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が 5 年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1 口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

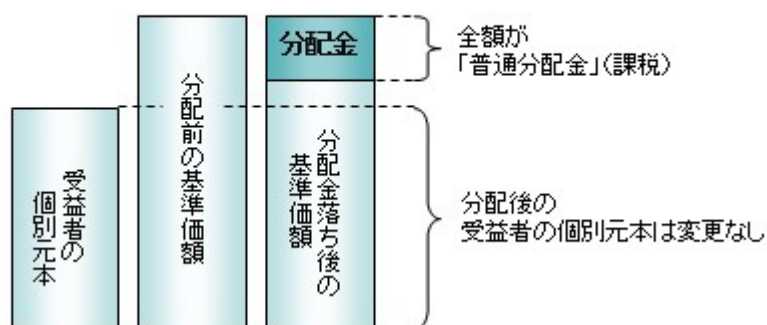
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の 1 口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

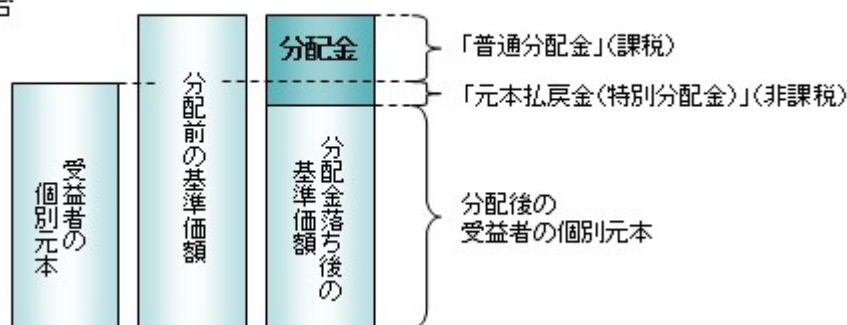
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



⑤ 米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010 年 3 月 18 日に、2012 年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCA には、外国金融機関（以下「FFI」という。）が、

FATCA の目的における米国人または FATCA の対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人が FFI に該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等 FATCA の遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA 上課される義務を遵守する目的で、2014 年 7 月 1 日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客が FATCA の目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加 FFI（以下「NPFFI」という。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCA の目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

※上記は平成 28 年 12 月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2016年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	6,382,416,757	100.12
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△7,620,556	△0.12
合計（純資産総額）		6,374,796,201	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド	4,983,148,624	1.2246	6,102,363,805	1.2808	6,382,416,757	100.12

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.12
合 計	100.12

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末（2013年12月3日）	1	1	1.0379	1.0379
第2特定期間末（2014年6月3日）	1	1	1.0643	1.0743
第3特定期間末（2014年12月3日）	358	361	1.1693	1.1793
第4特定期間末（2015年6月3日）	3,740	3,772	1.1453	1.1553
第5特定期間末（2015年12月3日）	6,250	6,312	1.0141	1.0241
第6特定期間末（2016年6月3日）	6,329	6,403	0.8483	0.8583
第7特定期間末（2016年12月5日）	6,011	6,083	0.8334	0.8434
2015年12月末日	6,477	—	0.9721	—
2016年1月末日	6,531	—	0.9469	—
2月末日	6,261	—	0.8934	—
3月末日	6,467	—	0.8970	—
4月末日	6,412	—	0.8743	—
5月末日	6,522	—	0.8740	—
6月末日	5,974	—	0.8006	—
7月末日	6,129	—	0.8202	—
8月末日	6,009	—	0.8070	—
9月末日	5,707	—	0.7804	—
10月末日	5,796	—	0.7949	—
11月末日	6,007	—	0.8355	—
12月末日	6,374	—	0.8716	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年6月4日～2013年12月3日	0.0000
第2特定期間	2013年12月4日～2014年6月3日	0.0200
第3特定期間	2014年6月4日～2014年12月3日	0.0600
第4特定期間	2014年12月4日～2015年6月3日	0.0600
第5特定期間	2015年6月4日～2015年12月3日	0.0600
第6特定期間	2015年12月4日～2016年6月3日	0.0600
第7特定期間	2016年6月4日～2016年12月5日	0.0600

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1 特定期間	2013 年 6 月 4 日～2013 年 12 月 3 日	3.79
第2 特定期間	2013 年 12 月 4 日～2014 年 6 月 3 日	4.47
第3 特定期間	2014 年 6 月 4 日～2014 年 12 月 3 日	15.50
第4 特定期間	2014 年 12 月 4 日～2015 年 6 月 3 日	3.08
第5 特定期間	2015 年 6 月 4 日～2015 年 12 月 3 日	△6.22
第6 特定期間	2015 年 12 月 4 日～2016 年 6 月 3 日	△10.43
第7 特定期間	2016 年 6 月 4 日～2016 年 12 月 5 日	5.32

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1 特定期間	2013 年 6 月 4 日～2013 年 12 月 3 日	1,565,668	20,000
第2 特定期間	2013 年 12 月 4 日～2014 年 6 月 3 日	657,567	515,145
第3 特定期間	2014 年 6 月 4 日～2014 年 12 月 3 日	315,873,109	10,665,198
第4 特定期間	2014 年 12 月 4 日～2015 年 6 月 3 日	3,018,066,640	59,392,369
第5 特定期間	2015 年 6 月 4 日～2015 年 12 月 3 日	3,276,140,460	377,748,104
第6 特定期間	2015 年 12 月 4 日～2016 年 6 月 3 日	1,695,600,369	398,308,883
第7 特定期間	2016 年 6 月 4 日～2016 年 12 月 5 日	580,622,308	828,755,342

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2016年12月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	134,678,901	112.13
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△14,565,714	△12.13
合計（純資産総額）		120,113,187	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド	105,152,172	1.2245	128,761,544	1.2808	134,678,901	112.13

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	112.13
合 計	112.13

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末（2013年12月3日）	1	1	1.0067	1.0067
第2特定期間末（2014年6月3日）	1	1	1.0456	1.0506
第3特定期間末（2014年12月3日）	8	8	1.0176	1.0226
第4特定期間末（2015年6月3日）	114	114	0.9734	0.9784
第5特定期間末（2015年12月3日）	96	97	0.8875	0.8925
第6特定期間末（2016年6月3日）	102	103	0.8570	0.8620
第7特定期間末（2016年12月5日）	114	115	0.8324	0.8374
2015年12月末日	103	—	0.8671	—
2016年1月末日	100	—	0.8467	—
2月末日	101	—	0.8502	—
3月末日	103	—	0.8641	—
4月末日	103	—	0.8671	—
5月末日	103	—	0.8627	—
6月末日	102	—	0.8533	—
7月末日	104	—	0.8659	—
8月末日	104	—	0.8655	—
9月末日	115	—	0.8580	—
10月末日	115	—	0.8486	—
11月末日	115	—	0.8402	—
12月末日	120	—	0.8540	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年6月4日～2013年12月3日	0.0000
第2特定期間	2013年12月4日～2014年6月3日	0.0100
第3特定期間	2014年6月4日～2014年12月3日	0.0300
第4特定期間	2014年12月4日～2015年6月3日	0.0300
第5特定期間	2015年6月4日～2015年12月3日	0.0300
第6特定期間	2015年12月4日～2016年6月3日	0.0300
第7特定期間	2016年6月4日～2016年12月5日	0.0300

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第1 特定期間	2013 年 6 月 4 日～2013 年 12 月 3 日	0.67
第2 特定期間	2013 年 12 月 4 日～2014 年 6 月 3 日	4.86
第3 特定期間	2014 年 6 月 4 日～2014 年 12 月 3 日	0.19
第4 特定期間	2014 年 12 月 4 日～2015 年 6 月 3 日	△1.40
第5 特定期間	2015 年 6 月 4 日～2015 年 12 月 3 日	△5.74
第6 特定期間	2015 年 12 月 4 日～2016 年 6 月 3 日	△0.06
第7 特定期間	2016 年 6 月 4 日～2016 年 12 月 5 日	0.63

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1 特定期間	2013 年 6 月 4 日～2013 年 12 月 3 日	1,030,135	0
第2 特定期間	2013 年 12 月 4 日～2014 年 6 月 3 日	186,264	0
第3 特定期間	2014 年 6 月 4 日～2014 年 12 月 3 日	8,503,021	1,183,728
第4 特定期間	2014 年 12 月 4 日～2015 年 6 月 3 日	110,207,499	1,542,303
第5 特定期間	2015 年 6 月 4 日～2015 年 12 月 3 日	5,595,101	13,522,482
第6 特定期間	2015 年 12 月 4 日～2016 年 6 月 3 日	11,486,937	693,748
第7 特定期間	2016 年 6 月 4 日～2016 年 12 月 5 日	20,795,300	3,182,353

(注)第1 特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

以下の運用状況は 2016 年 12 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	8,343,810,326	95.55
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	388,531,464	4.45
合計（純資産総額）		8,732,341,790	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund Global Multi-Asset Income Class J	842,812.26	10,117.55	8,527,199,799	9,899.94	8,343,798,598	95.55
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0.9	12,996.66	11,697	13,031.11	11,728	0.00

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	95.55
合 計	95.55

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

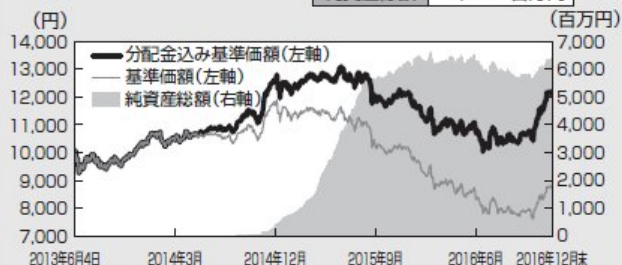
該当事項はありません。

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■

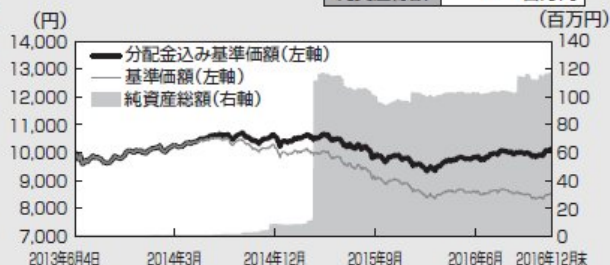
<Aコース(為替ヘッジなし)>

基準価額	8,716 円
純資産総額	6,375 百万円



<Bコース(為替ヘッジあり)>

基準価額	8,540 円
純資産総額	120 百万円



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※設定日：2013年6月4日

分配の推移

■ 分配金(1万口当たり、税引前) ■

決算期	A コース	B コース
2016年8月	100 円	50 円
2016年9月	100 円	50 円
2016年10月	100 円	50 円
2016年11月	100 円	50 円
2016年12月	100 円	50 円
直近1年間累計	1,200 円	600 円
設定来累計	3,200 円	1,600 円

主要な資産の状況

■ 資産構成比率 ■

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドグローバル・マルチ・アセット・インカム クラスJ投資証券	投資証券	95.55
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドドル・リクイディティ クラスI投資証券	投資証券	0.00

※投資比率はマザーファンドにおける純資産比です。

※資産別比率はマザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム クラスJ投資証券」の組入状況です。

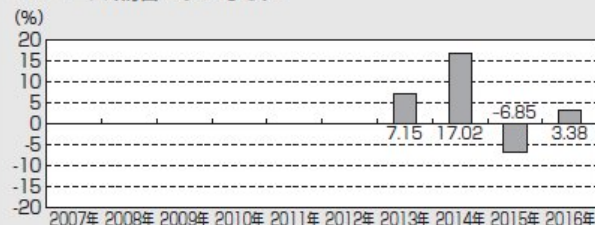
■ 資産別比率 ■

資産名称	投資比率(%)
高配当株式	29.5
ハイイールド債券	23.8
投資適格債券	2.4
米ドル建て新興国債券	6.5
現地通貨建て新興国債券	11.6
先進国国債	8.8
その他インカムアセット	5.9
キャッシュ等	11.4

※「キャッシュ等」は、純資産総額から株式・債券・その他インカムアセットのネット(ヘッジ考慮後)のポジションを差し引いたものです。

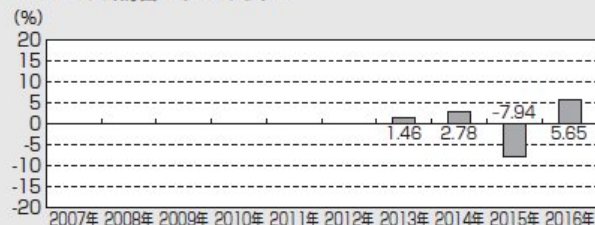
年間収益率の推移

<Aコース(為替ヘッジなし)>



※ファンドにベンチマークはありません。
 ※2013年6月4日が設定日のため、2012年以前の実績はありません。2013年は6月4日から12月末までの騰落率です。
 ※ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

<Bコース(為替ヘッジあり)>



※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

- ・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）

シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合やスイッチングが行なえない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所*における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

*金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

(11) 米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対してもしくは非米国人のために、直接・間接的に問わず、募集または販売することができません。かか

る目的において、米国人とは、1933 年証券法に基づくレギュレーション S のルール 902 または 1986 年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」という。）に定められた定義のとおりとします。

1933 年証券法に基づくレギュレーション S のルール 902 において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i) 米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii) (a) 受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人ではない信託）、または (b) 裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および (iii) (a) すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または (b) 米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a) 当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート 4 の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または (b) 1933 年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933 年証券法に基づきルール 501(a) に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i) 米国の市民または居住者、(ii) 米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii) 米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv) 源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または (v) (a) 米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは (b) 1996 年 8 月 20 日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後 3 時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付は行ないません。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前 9 時～午後 5 時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(6) 手取額

1 口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1 口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

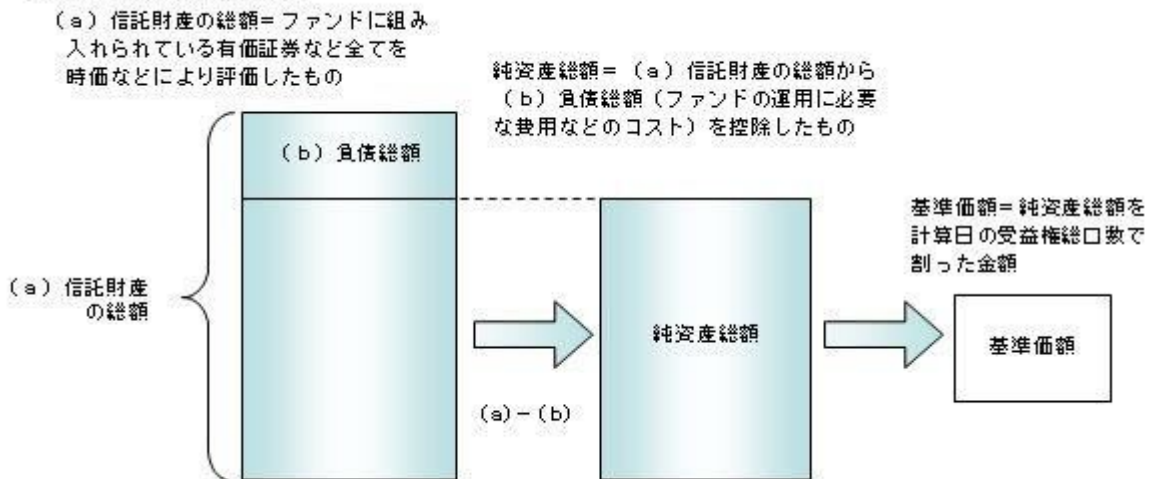
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入公社債を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成35年6月5日までとします（平成25年6月4日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月4日から翌月3日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が25億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

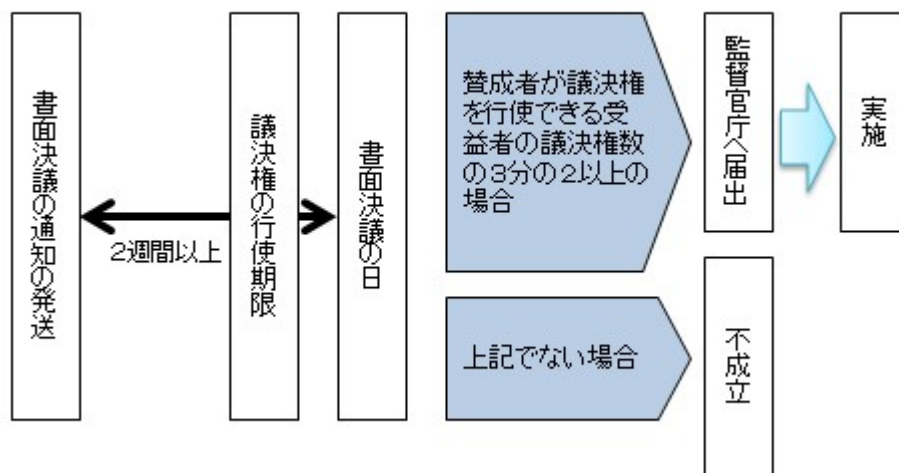
③ 信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp/>

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 7 特定期間(平成 28 年 6 月 4 日から平成 28 年 12 月 5 日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 1 月 18 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）A コース（為替ヘッジなし）の平成 28 年 6 月 4 日から平成 28 年 12 月 5 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）A コース（為替ヘッジなし）の平成 28 年 12 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジなし）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 6 特定期間 (平成 28 年 6 月 3 日現在)	第 7 特定期間 (平成 28 年 12 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	6,412,511,841	6,092,614,910
未収入金	3,985,192	13,858,844
流動資産合計	6,416,497,033	6,106,473,754
資産合計	6,416,497,033	6,106,473,754
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	74,612,541	72,131,210
未払解約金	3,985,192	13,858,844
未払受託者報酬	263,264	268,802
未払委託者報酬	7,897,882	8,064,029
その他未払費用	526,506	537,583
流動負債合計	87,285,385	94,860,468
負債合計	87,285,385	94,860,468
純資産の部		
元本等		
元本	7,461,254,114	7,213,121,080
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,132,042,466	△1,201,507,794
（分配準備積立金）	7,948	3,895
元本等合計	6,329,211,648	6,011,613,286
純資産合計	6,329,211,648	6,011,613,286
負債純資産合計	6,416,497,033	6,106,473,754

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 6 特定期間 (自 平成 27 年 12 月 4 日 至 平成 28 年 6 月 3 日)	第 7 特定期間 (自 平成 28 年 6 月 4 日 至 平成 28 年 12 月 5 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△649,462,233	370,579,614
営業収益合計	△649,462,233	370,579,614
営業費用		
受託者報酬	1,707,931	1,619,927
委託者報酬	51,237,783	48,597,829
その他費用	3,415,733	3,239,733
営業費用合計	56,361,447	53,457,489
営業利益又は営業損失 (△)	△705,823,680	317,122,125
経常利益又は経常損失 (△)	△705,823,680	317,122,125
当期純利益又は当期純損失 (△)	△705,823,680	317,122,125
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△5,622,585	5,971,762
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	86,870,055	△1,132,042,466
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,002,531	172,498,718
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	31,002,531	172,498,718
剰余金減少額又は欠損金増加額	122,392,987	112,235,940
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,431,135	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	120,961,852	112,235,940
分配金	427,320,970	440,878,469
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△1,132,042,466	△1,201,507,794

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	特定期間の取扱い 平成 28 年 12 月 3 日、4 日が休業日のため、当特定期間は平成 28 年 6 月 4 日から平成 28 年 12 月 5 日までとしております。このため当特定期間は 185 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 6 特定期間 [平成 28 年 6 月 3 日現在]	第 7 特定期間 [平成 28 年 12 月 5 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,163,962,628 円	7,461,254,114 円
期中追加設定元本額	1,695,600,369 円	580,622,308 円
期中解約元本額	398,308,883 円	828,755,342 円
2. 受益権の総数	7,461,254,114 口	7,213,121,080 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,132,042,466 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 1,201,507,794 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 6 特定期間 自 平成 27 年 12 月 4 日 至 平成 28 年 6 月 3 日	第 7 特定期間 自 平成 28 年 6 月 4 日 至 平成 28 年 12 月 5 日
分配金の計算過程	(平成 27 年 12 月 4 日から平成 28 年 1 月 4 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (49,275,046 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,562,760,225 円) 及び分配準備積立金 (109,342 円) より、分配対象収益は 1,612,144,613 円 (1 万口当たり 2,399.49 円) であり、うち 67,186,692 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。 (平成 28 年 1 月 5 日から平成 28 年 2 月 3 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (53,741,299 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,600,684,995 円) 及び分配準備積立金 (27,522 円) より、分配対象収益は 1,654,453,816 円 (1 万口当たり 2,379.90 円) であり、うち 69,517,341 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。 (平成 28 年 2 月 4 日から平成 28 年 3 月 3 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額	(平成 28 年 6 月 4 日から平成 28 年 7 月 4 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (48,573,577 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,624,759,363 円) 及び分配準備積立金 (35,956 円) より、分配対象収益は 1,673,368,896 円 (1 万口当たり 2,244.01 円) であり、うち 74,570,089 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。 (平成 28 年 7 月 5 日から平成 28 年 8 月 3 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (51,417,665 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,602,412,433 円) 及び分配準備積立金 (0 円) より、分配対象収益は 1,653,830,098 円 (1 万口当たり 2,213.79 円) であり、うち 74,705,375 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。 (平成 28 年 8 月 4 日から平成 28 年 9 月 5 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額

(51,919,138 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,601,414,216 円) 及び分配準備積立金 (7,854 円) より、分配対象収益は 1,653,341,208 円 (1 万口当たり 2,354.92 円) であり、うち 70,207,643 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	(55,992,473 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,556,435,861 円) 及び分配準備積立金 (22,259 円) より、分配対象収益は 1,612,450,593 円 (1 万口当たり 2,190.35 円) であり、うち 73,616,048 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。
(平成 28 年 3 月 4 日から平成 28 年 4 月 4 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (51,847,054 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,632,099,363 円) 及び分配準備積立金 (12,787 円) より、分配対象収益は 1,683,959,204 円 (1 万口当たり 2,326.88 円) であり、うち 72,369,352 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	(平成 28 年 9 月 6 日から平成 28 年 10 月 3 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (47,398,238 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,527,826,126 円) 及び分配準備積立金 (45,949 円) より、分配対象収益は 1,575,270,313 円 (1 万口当たり 2,155.74 円) であり、うち 73,072,923 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。
(平成 28 年 4 月 5 日から平成 28 年 5 月 6 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (51,348,211 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,635,236,467 円) 及び分配準備積立金 (39,791 円) より、分配対象収益は 1,686,624,469 円 (1 万口当たり 2,296.99 円) であり、うち 73,427,401 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	(平成 28 年 10 月 4 日から平成 28 年 11 月 4 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (47,992,158 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,496,851,219 円) 及び分配準備積立金 (6,537 円) より、分配対象収益は 1,544,849,914 円 (1 万口当たり 2,122.52 円) であり、うち 72,782,824 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。
(平成 28 年 5 月 7 日から平成 28 年 6 月 3 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (59,306,438 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,640,978,619 円) 及び分配準備積立金 (3,557 円) より、分配対象収益は 1,700,288,614 円 (1 万口当たり 2,278.81 円) であり、うち 74,612,541 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。	(平成 28 年 11 月 5 日から平成 28 年 12 月 5 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (57,764,090 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (1,459,806,313 円) 及び分配準備積立金 (52,970 円) より、分配対象収益は 1,517,623,373 円 (1 万口当たり 2,103.97 円) であり、うち 72,131,210 円 (1 万口当たり 100 円) を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第 6 特定期間 自 平成 27 年 12 月 4 日 至 平成 28 年 6 月 3 日	第 7 特定期間 自 平成 28 年 6 月 4 日 至 平成 28 年 12 月 5 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号) 第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第 6 特定期間 [平成 28 年 6 月 3 日現在]	第 7 特定期間 [平成 28 年 12 月 5 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第6特定期間(平成28年6月3日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	131,644,996 円
合計	131,644,996 円

第7特定期間(平成28年12月5日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	558,311,232 円
合計	558,311,232 円

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第6特定期間 [平成28年6月3日現在]	第7特定期間 [平成28年12月5日現在]
1口当たり純資産額	0.8483 円	0.8334 円
(1万口当たり純資産額)	(8,483 円)	(8,334 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド	4,980,474,872	6,092,614,910	
合計		4,980,474,872	6,092,614,910	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 1 月 18 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC あらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）B コース（為替ヘッジあり）の平成 28 年 6 月 4 日から平成 28 年 12 月 5 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）B コース（為替ヘッジあり）の平成 28 年 12 月 5 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 6 特定期間 (平成 28 年 6 月 3 日現在)	第 7 特定期間 (平成 28 年 12 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	102,572,272	127,084,746
派生商品評価勘定	1,061,019	-
流動資産合計	103,633,291	127,084,746
資産合計	103,633,291	127,084,746
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	11,622,954
未払収益分配金	600,333	688,398
未払受託者報酬	4,264	5,203
未払委託者報酬	127,932	156,105
その他未払費用	8,521	10,399
流動負債合計	741,050	12,483,059
負債合計	741,050	12,483,059
純資産の部		
元本等		
元本	120,066,696	137,679,643
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△17,174,455	△23,077,956
（分配準備積立金）	4,000,377	5,565,984
元本等合計	102,892,241	114,601,687
純資産合計	102,892,241	114,601,687
負債純資産合計	103,633,291	127,084,746

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 6 特定期間 (自 平成 27 年 12 月 4 日 至 平成 28 年 6 月 3 日)	第 7 特定期間 (自 平成 28 年 6 月 4 日 至 平成 28 年 12 月 5 日)
営業収益		
有価証券売買等損益	△10,147,252	8,682,640
為替差損益	11,138,408	△7,228,890
営業収益合計	991,156	1,453,750
営業費用		
受託者報酬	27,616	29,418
委託者報酬	828,454	882,544
その他費用	55,175	69,577
営業費用合計	911,245	981,539
営業利益又は営業損失 (△)	79,911	472,211
経常利益又は経常損失 (△)	79,911	472,211
当期純利益又は当期純損失 (△)	79,911	472,211
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△604	△8,881
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△12,292,633	△17,174,455
剰余金増加額又は欠損金減少額	98,134	475,649
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	98,134	475,649
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,473,894	3,025,777
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,473,894	3,025,777
分配金	3,586,577	3,834,465
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△17,174,455	△23,077,956

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買取相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 特定期間の取扱い 平成 28 年 12 月 3 日、4 日が休業日のため、当特定期間は平成 28 年 6 月 4 日から平成 28 年 12 月 5 日までとしております。このため当特定期間は 185 日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 6 特定期間 [平成 28 年 6 月 3 日現在]	第 7 特定期間 [平成 28 年 12 月 5 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	109,273,507 円	120,066,696 円
期中追加設定元本額	11,486,937 円	20,795,300 円
期中解約元本額	693,748 円	3,182,353 円
2. 受益権の総数	120,066,696 口	137,679,643 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 17,174,455 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 23,077,956 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 6 特定期間 自 平成 27 年 12 月 4 日 至 平成 28 年 6 月 3 日	第 7 特定期間 自 平成 28 年 6 月 4 日 至 平成 28 年 12 月 5 日
分配金の計算過程	(平成 27 年 12 月 4 日から平成 28 年 1 月 4 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (771,058 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (12,312,370 円) 及び分配準備積立金 (2,642,429 円) より、分配対象収益は 15,725,857 円 (1 万口当たり 1,319.54 円) であり、うち 595,872 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 (平成 28 年 1 月 5 日から平成 28 年 2 月 3 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (814,384 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (12,331,993 円)	(平成 28 年 6 月 4 日から平成 28 年 7 月 4 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (776,016 円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (12,460,760 円) 及び分配準備積立金 (3,994,875 円) より、分配対象収益は 17,231,651 円 (1 万口当たり 1,435.03 円) であり、うち 600,381 円 (1 万口当たり 50 円) を分配金額としております。 (平成 28 年 7 月 5 日から平成 28 年 8 月 3 日まで) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (854,306 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (12,486,206 円)

及び分配準備積立金（2,815,407円）より、分配対象収益は15,961,784円（1万口当たり1,337.95円）であり、うち596,497円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （平成28年2月4日から平成28年3月3日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（790,289円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（12,348,157円）及び分配準備積立金（3,032,576円）より、分配対象収益は16,171,022円（1万口当たり1,354.18円）であり、うち597,073円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （平成28年3月4日から平成28年4月4日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（900,851円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（12,374,895円）及び分配準備積立金（3,225,792円）より、分配対象収益は16,501,538円（1万口当たり1,379.47円）であり、うち598,098円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （平成28年4月5日から平成28年5月6日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（810,070円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（12,405,153円）及び分配準備積立金（3,515,264円）より、分配対象収益は16,730,487円（1万口当たり1,397.21円）であり、うち598,704円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （平成28年5月7日から平成28年6月3日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（875,669円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（12,453,702円）及び分配準備積立金（3,725,041円）より、分配対象収益は17,054,412円（1万口当たり1,420.40円）であり、うち600,333円（1万口当たり50円）を分配金額としております。	及び分配準備積立金（4,164,654円）より、分配対象収益は17,505,166円（1万口当たり1,456.32円）であり、うち600,998円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （平成28年8月4日から平成28年9月5日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（870,211円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（12,530,645円）及び分配準備積立金（4,417,962円）より、分配対象収益は17,818,818円（1万口当たり1,478.72円）であり、うち602,499円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （平成28年9月6日から平成28年10月3日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（966,134円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（14,621,120円）及び分配準備積立金（4,676,892円）より、分配対象収益は20,264,146円（1万口当たり1,509.35円）であり、うち671,282円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （平成28年10月4日から平成28年11月4日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（987,715円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（14,723,086円）及び分配準備積立金（4,883,573円）より、分配対象収益は20,594,374円（1万口当たり1,534.80円）であり、うち670,907円（1万口当たり50円）を分配金額としております。 （平成28年11月5日から平成28年12月5日まで） 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,056,788円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（15,277,281円）及び分配準備積立金（5,197,594円）より、分配対象収益は21,531,663円（1万口当たり1,563.87円）であり、うち688,398円（1万口当たり50円）を分配金額としております。
--	---

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	第6特定期間 自 平成27年12月4日 至 平成28年6月3日	第7特定期間 自 平成28年6月4日 至 平成28年12月5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	第6特定期間 [平成28年6月3日現在]	第7特定期間 [平成28年12月5日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引にお	同左

	ける名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	
--	--	--

(有価証券に関する注記)

第6特定期間(平成28年6月3日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	2,075,272 円
合計	2,075,272 円

第7特定期間(平成28年12月5日現在)

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	11,500,270 円
合計	11,500,270 円

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第6特定期間(平成28年6月3日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	96,987,399	—	95,926,380	1,061,019
	米ドル	96,987,399	—	95,926,380	1,061,019
合計		96,987,399	—	95,926,380	1,061,019

第7特定期間(平成28年12月5日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	110,848,505	—	122,471,459	△11,622,954
	米ドル	110,848,505	—	122,471,459	△11,622,954
合計		110,848,505	—	122,471,459	△11,622,954

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
 3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第6 特定期間 [平成 28 年 6 月 3 日現在]	第7 特定期間 [平成 28 年 12 月 5 日現在]
1 口当たり純資産額	0.8570 円	0.8324 円
(1 万口当たり純資産額)	(8,570 円)	(8,324 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド	103,886,820	127,084,746	
合計		103,886,820	127,084,746	

注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

当ファンドは「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	(平成 28 年 6 月 3 日現在)	(平成 28 年 12 月 5 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	316,898,222	310,847,054
投資証券	8,330,882,773	8,003,665,237
未収配当金	84,908,571	82,260,206
流動資産合計	8,732,689,566	8,396,772,497
資産合計	8,732,689,566	8,396,772,497
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,830,035	27,369,941
その他未払費用	28,709	18,584
流動負債合計	5,858,744	27,388,525
負債合計	5,858,744	27,388,525
純資産の部		
元本等		
元本	7,623,807,962	6,841,903,802
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	1,103,022,860	1,527,480,170
元本等合計	8,726,830,822	8,369,383,972
純資産合計	8,726,830,822	8,369,383,972
負債純資産合計	8,732,689,566	8,396,772,497

(注) 「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」の計算期間は原則として毎年6月4日から翌年6月3日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、平成28年6月3日及び平成28年12月5日における同ファンドの状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[平成 28 年 6 月 3 日現在]	[平成 28 年 12 月 5 日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,070,800,082 円	7,623,807,962 円
期中追加設定元本額	1,422,070,248 円	429,607,378 円
期中解約元本額	869,062,368 円	1,211,511,538 円
元本の内訳 ファンド名		
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） A コース（為替ヘッジなし）	5,601,914,774 円	4,980,474,872 円
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） B コース（為替ヘッジあり）	89,606,248 円	103,886,820 円
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（1 年決算型） A コース（為替ヘッジなし）	1,345,313,708 円	1,248,805,799 円
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（1 年決算型） B コース（為替ヘッジあり）	586,973,232 円	508,736,311 円
計	7,623,807,962 円	6,841,903,802 円
2. 受益権の総数	7,623,807,962 口	6,841,903,802 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 平成 27 年 12 月 4 日 至 平成 28 年 6 月 3 日	自 平成 28 年 6 月 4 日 至 平成 28 年 12 月 5 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和 26 年法律第 198 号）第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、有価証券の内容は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは為替変動リスクの低減を図ることを目的として、為替予約取引を行っております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	[平成 28 年 6 月 3 日現在]	[平成 28 年 12 月 5 日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)
 (平成 28 年 6 月 3 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△953, 112, 934 円
合計	△953, 112, 934 円

(平成 28 年 12 月 5 日現在)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資証券	△295, 840, 164 円
合計	△295, 840, 164 円

注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日からシュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） A コース（為替ヘッジなし）、シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） B コース（為替ヘッジあり）の期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)
 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
 該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

	[平成 28 年 6 月 3 日現在]	[平成 28 年 12 月 5 日現在]
1 口当たり純資産額	1. 1447 円	1. 2233 円
(1 万口当たり純資産額)	(11, 447 円)	(12, 233 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	Schroder International Selection Fund Global Multi- Asset Income Class J	839, 172. 83	70, 324, 697. 16	
		Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0. 90	100. 64	
	米ドル 小計		839, 173. 73	70, 324, 797. 80 (8, 003, 665, 237)	
	合計			8, 003, 665, 237 (8, 003, 665, 237)	

注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄の金額は円で表示しております。また () 内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資証券 2 銘柄	100. 0%	100. 0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・マルチアセット・インカム クラス J 投資証券」および「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティ クラス I 投資証券」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同投資対象ファンドの投資証券です。投資対象ファンドの状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

投資対象ファンドの状況

投資対象ファンドはルクセンブルグ籍ドル建て外国投資法人であります。投資対象ファンドは、計算期間（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）が終了し、ルクセンブルグにおいて現地の法律に基づき財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

以下に記載した情報は、現地において作成された直近入手可能な決算報告書（中間決算）の原文の一部を委託会社が翻訳したものであり、中間計算期間末のため独立の監査人による財務書類の監査は受けておりません。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・マルチアセット・インカム 2016
年6月期半期報告書

2016年6月30日現在の貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファン ド・ グローバル・マルチアセット・インカム (米ドル)	
資産	
投資	
有価証券取得価額	4,339,781,911
未実現評価益/(損)	(85,061,250)
有価証券評価額	4,254,720,661
未実現評価益/(損)	
外国為替先渡契約	18,685,205
先物契約	(13,174,413)
クレジット・デフォルト・スワップ契約	(611,923)
	4,259,619,530
銀行預金	188,729,933
有価証券未収入金	17,219,452
外国為替先渡契約に係る未収証拠金	40,347,373
外国為替先渡契約に係る未収追加証拠金	21,392,835
未収追加金	13,325,349
未収配当金および未収利息	40,968,018
その他未収金	1,717,428
オプションおよびスワップションの正味時価評価額	7,270,980
資産計	4,590,590,898
負債	
有価証券未払金	59,769,227
未払解約金	15,564,296
未払配当金	23,740,197
未払運用報酬	4,174,424
その他未払金	2,782,417
負債計	106,030,561
純資産総額	4,484,560,337

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・マルチアセット・インカム
(米ドル)

純資産総額

2016 年 6 月 30 日現在

発行済投資証券口数

2016 年 6 月 30 日現在

	4, 484, 560, 337
Class A Dis	8, 513, 917
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	3, 280, 445
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	4, 884, 855
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	913, 015
Class A Dis HKD	2, 635, 882
Class A Dis NOK Hedged	99
Class A Dis RMB Hedged	4, 744
Class A Dis SEK Hedged	99
Class A Dis SGD	44, 212
Class A Dis SGD Hedged	5, 297, 734
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	100, 731
Class B Dis EUR Hedged	5, 351, 733
Class C Dis	636, 263
Class C Dis CHF Hedged	85, 975
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	293, 546
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	6, 532
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	56
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	883, 421
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	1, 840

Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	1, 014, 091
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	1, 314, 400
Class A1 Dis PLN Hedged	881
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	2, 186, 535
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	876, 966
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	765, 413
Class A Acc HKD	30, 992
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	96
Class A Acc SGD	71, 216
Class A Acc SGD Hedged	59, 117
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	635, 663
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	775, 915
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	840, 547
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	732, 422
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	131, 541
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-

Class F Acc SGD	-
Class I Acc	1, 790, 622
Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	451, 014
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	2, 777
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	89
Class Z Acc NOK	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	649, 027
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	801, 299
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	100
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・グローバル・マルチアセット・インカム
(米ドル)

一口当たり純資産価額 *

2016 年 6 月 30 日現在

Class A Dis	91.2057
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	86.3596
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	89.7771
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	96.6375
Class A Dis HKD	686.1616
Class A Dis NOK Hedged	787.3176
Class A Dis RMB Hedged	683.9290
Class A Dis SEK Hedged	822.5379
Class A Dis SGD	127.8103
Class A Dis SGD Hedged	107.2345
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	88.9794
Class B Dis EUR Hedged	87.5392
Class C Dis	93.5549
Class C Dis CHF Hedged	84.8006
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	92.0515
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	101.0963
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	107.0648
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	86.2535
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	92.1941
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-

Class Z Dis HKD	-
Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	89.3733
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	87.9090
Class A1 Dis PLN Hedged	387.2898
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	112.4109
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	-
Class A Acc EUR Hedged	110.8085
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	113.7044
Class A Acc HKD	810.9348
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	864.7880
Class A Acc SGD	136.6284
Class A Acc SGD Hedged	129.2944
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	109.6452
Class B Acc EUR	-
Class B Acc EUR Hedged	107.9688
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	115.2834
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	-
Class C Acc EUR Hedged	113.5349
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	115.9666
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	119.4932

Class I Acc AUD	-
Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	109.3128
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	113.8998
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	116.3752
Class Z Acc NOK	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	110.0855
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	108.4179
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	393.6155
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

*各クラスの一口当たり純資産価額（NAV）は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

2016 年 6 月 30 日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ グローバル・マルチアセット・インカム				
株式数または元本額		公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
アルゼンチン共和国			9,491,529	0.21
USD	2,625,000	Argentine Republic RegS 7.5% 22/04/2026	2,856,512	0.06
USD	5,335,000	Provincia de Cordoba RegS 7.125% 10/06/2021	5,360,875	0.12
USD	1,200,000	YPF RegS 8.5% 28/07/2025	1,274,142	0.03
オーストラリア			47,236,006	1.05
AUD	395,106	Adelaide Brighton	1,636,074	0.04
AUD	21,846	Australia & New Zealand Banking	391,727	0.01
AUD	207,484	BHP Billiton	2,876,720	0.06
USD	675,000	BHP Billiton Finance USA 3.85% 30/09/2023	733,796	0.02
AUD	50,147	Brambles	461,903	0.01
AUD	344,587	BWP Trust REIT	932,469	0.02
AUD	88,382	Cabcharge Australia	209,599	-
AUD	20,944	Caltex Australia	496,689	0.01
AUD	232,918	carsales.com	2,133,280	0.05
AUD	11,898	CIMIC	316,216	0.01
AUD	29,238	Commonwealth Bank of Australia	1,616,515	0.04
AUD	15,048	CSL	1,254,956	0.03
AUD	93,780	DuluxGroup	440,617	0.01
AUD	180,499	Flight Centre Travel	4,237,611	0.09
AUD	404,962	Iluka Resources	1,953,859	0.04
AUD	26,614	LendLease	249,296	-
AUD	34,954	Macquarie	1,790,401	0.04
AUD	183,093	Medibank	401,539	0.01
AUD	127,608	Monadelphous	707,703	0.02
EUR	604,000	Origin Energy Finance variable 16/09/2074	585,255	0.01
AUD	216,492	Qantas Airways	453,863	0.01
AUD	99,084	RCR Tomlinson	125,224	-
AUD	103,604	Rio Tinto	3,504,468	0.08
EUR	950,000	Santos Finance variable 22/09/2070	1,069,692	0.02
AUD	344,424	SEEK	3,894,546	0.09
AUD	3,048,363	Telstra	12,600,148	0.28
AUD	60,681	Westpac Banking	1,326,277	0.03
AUD	53,803	Woolworths	835,563	0.02
オーストリア			11,851,595	0.26
EUR	2,700,000	BAWAG PSK Bank fuer Arbeit und Wirtschaft und Oesterreichische Postsparkasse EMTN 8.125% 30/10/2023	3,708,855	0.08
EUR	1,000,000	Erste Bank EMTN 7.125% 10/10/2022	1,336,359	0.03
EUR	71,722	Oesterreichische Post	2,307,051	0.05
EUR	6,554	OMV	183,652	-
EUR	1,900,000	UNIQA Insurance EMTN variable 31/07/2043	2,259,516	0.05
EUR	1,800,000	UNIQA Insurance variable 27/07/2046	2,056,162	0.05
バーレーン			5,429,090	0.12
USD	5,331,000	Bahrain Government RegS 6.125% 01/08/2023	5,429,090	0.12
バルバドス			939,858	0.02
USD	890,000	Columbus International 144A 7.375% 30/03/2021	939,858	0.02
ベルギー			15,023,542	0.33
EUR	67,436	Anheuser-Busch InBev	8,756,929	0.20
EUR	400,000	Anheuser-Busch InBev EMTN 1.5% 17/03/2025	468,135	0.01
EUR	500,000	Anheuser-Busch InBev EMTN 1.95%	603,987	0.01

		30/09/2021		
EUR	310,000	Anheuser-Busch InBev EMTN 2% 17/03/2028	371,174	0.01
USD	1,325,000	Anheuser-Busch InBev Finance 2.625% 17/01/2023	1,343,875	0.03
EUR	1,500,000	Argenta Spaarbank variable 24/05/2026	1,689,475	0.04
EUR	200,000	Belfius Bank 3.125% 11/05/2026	223,491	-
EUR	400,000	Belfius Bank EMTN 1.125% 22/05/2017	449,103	0.01
EUR	3,551	Colruyt	194,213	-
EUR	12,507	KBC	606,345	0.01
EUR	10,063	Proximus	316,815	0.01
バミューダ			28,640,505	0.64
USD	1,000,000	Alamo Re 144A FRN 07/06/2019	1,032,250	0.02
USD	1,750,000	Alamo Re FRN 07/06/2017	1,783,688	0.04
USD	39,624	Axis Capital	2,095,317	0.05
USD	1,250,000	CRANBERRY RE 144A FRN 06/07/2018	1,276,063	0.03
USD	300,000	Galileo Re 144A FRN 08/01/2019	303,975	0.01
USD	300,000	Galileo Re 144A FRN 08/01/2019	304,365	0.01
USD	1,900,000	Kilimanjaro Re 144A FRN 06/12/2019	1,932,965	0.04
USD	1,500,000	Kilimanjaro Re 144A FRN 06/12/2019	1,525,875	0.03
USD	40,800	Lazard	1,204,824	0.03
USD	4,125,000	Manatee Re 144A FRN 22/12/2017	4,085,606	0.09
USD	700,000	Nakama Re 144A FRN 13/04/2018	705,145	0.01
USD	2,000,000	Nakama Re 144A FRN 14/01/2021	2,063,300	0.05
USD	3,000,000	Tradewynd Re 144A FRN 09/07/2018	3,273,150	0.07
USD	4,250,000	Tramline Re II 144A FRN 04/01/2019	4,315,237	0.10
USD	2,700,000	Ursa Re 144A FRN 21/09/2018	2,738,745	0.06
ブラジル			104,267,189	2.32
USD	400,000	Banco do Brasil/Cayman RegS 6% 22/01/2020	423,186	0.01
USD	6,250,000	Banco Nacional de Desenvolvimento Economico e Social RegS 5.75% 26/09/2023	6,359,937	0.14
BRL	89,700	BB Seguridade Participacoes	778,683	0.02
BRL	5,049,400	Brazil Letras do Tesouro Nacional 0% 01/07/2017	13,833,094	0.31
BRL	1,523,500	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 10% 01/01/2018	4,564,234	0.10
BRL	183,500	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 10% 01/01/2019	544,416	0.01
BRL	1,010,500	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 10% 01/01/2021	2,921,563	0.07
BRL	7,794,700	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 10% 01/01/2023	22,018,252	0.49
BRL	561,000	Brazil Notas do Tesouro Nacional Serie F 10% 01/01/2025	1,559,520	0.03
USD	7,000,000	Brazilian Government 2.625% 05/01/2023	6,373,500	0.14
USD	5,508,000	Brazilian Government 4.875% 22/01/2021	5,798,547	0.13
USD	5,478,000	Brazilian Government 5.625% 07/01/2041	5,253,402	0.12
BRL	55,200	BRF	767,456	0.02
BRL	68,900	BTG Pactual	379,029	0.01
BRL	53,300	CETIP - Mercados Organizados	713,618	0.02
BRL	50,400	Cia Paranaense de Energia Preference	478,914	0.01
USD	822,757	Companhia Energetica de Minas Gerais ADR Preference	1,736,017	0.04
BRL	85,804	Ez Tec Empreendimentos e	432,929	0.01

Participacoes				
BRL	1,341,491	Itausa - Investimentos Itau Preference	3,059,993	0.07
USD	12,830,000	Marfrig Europe 144A 6.875% 24/06/2019	12,826,087	0.29
USD	1,850,000	Marfrig Europe RegS 6.875% 24/06/2019	1,851,147	0.04
USD	300,000	Minerva Luxembourg RegS 7.75% 31/01/2023	307,074	0.01
USD	1,200,000	Minerva Luxembourg RegS variable perpetual	1,204,524	0.03
BRL	34,100	Multiplus	369,788	0.01
BRL	28,300	Odontoprev	114,372	-
EUR	1,000,000	Petrobras Global Finance 3.25% 01/04/2019	1,039,799	0.02
EUR	2,100,000	Petrobras Global Finance 4.25% 02/10/2023	1,886,669	0.04
GBP	370,000	Petrobras Global Finance 5.375% 01/10/2029	361,636	0.01
USD	600,000	Petrobras Global Finance 5.75% 20/01/2020	578,814	0.01
USD	1,332,000	Petrobras Global Finance 8.375% 23/05/2021	1,374,191	0.03
BRL	17,600	Qualicorp	98,566	-
BRL	46,100	Smiles	675,512	0.01
BRL	141,800	Tractebel Energia	1,689,769	0.04
BRL	4,700	Ultrapar Participacoes	103,290	-
USD	500,000	Vale Overseas 4.375% 11/01/2022	468,433	0.01
USD	200,000	Vale Overseas 5.625% 15/09/2019	206,718	-
EUR	100,000	Votorantim Cimentos RegS 3.25% 25/04/2021	97,850	-
EUR	1,050,000	Votorantim Cimentos RegS 3.5% 13/07/2022	1,016,660	0.02
カメルーン			1,714,093	0.04
USD	1,700,000	Republic of Cameroon RegS 9.5% 19/11/2025	1,714,093	0.04
カナダ			17,375,963	0.39
CAD	27,530	Bank of Nova Scotia	1,371,885	0.03
USD	740,000	Bank of Nova Scotia 2.45% 22/03/2021	759,040	0.02
CAD	22,252	BCE	1,046,302	0.02
CAD	15,385	Canadian Imperial Bank of Commerce	1,163,733	0.03
USD	600,000	Cenovus Energy 3% 15/08/2022	550,980	0.01
CAD	28,656	CI Financial	592,139	0.01
CAD	769	Constellation Software	300,724	0.01
EUR	2,200,000	Cott Finance RegS 5.5% 01/07/2024	2,504,233	0.06
CAD	133,100	Genworth MI Canada	3,351,816	0.07
CAD	46,800	Medical Facilities	674,232	0.02
CAD	20,105	National Bank of Canada	684,745	0.02
CAD	99,400	Potash Corp of Saskatchewan	1,597,876	0.04
CAD	10,324	Power Corp of Canada	218,516	-
CAD	26,221	Royal Bank of Canada	1,557,615	0.03
CAD	74,600	Transcontinental	1,002,127	0.02
ケイマン諸島			1,113,806	0.02
USD	1,125,000	Residential Reinsurance 2015 144A FRN 06/12/2019	1,113,806	0.02
チリ			1,900,341	0.04
USD	1,700,000	Cencosud RegS 4.875% 20/01/2023	1,744,965	0.04
CLP	20,507	SACI Falabella	155,376	-
中国			14,987,002	0.33
HKD	268,000	ANTA Sports Products	535,361	0.01
USD	2,300,000	Beijing State-Owned Assets Management Hong Kong 4.125% 26/05/2025	2,352,249	0.05
HKD	2,299,000	China Construction Bank 'H'	1,517,013	0.03
USD	1,500,000	China Merchants Finance 4.75%	1,654,776	0.04

		03/08/2025		
HKD	58,300	Chongqing Changan Automobile	81,147	-
USD	500,000	CITIC EMTN 2.8% 14/12/2021	500,958	0.01
USD	1,500,000	CNOOC Finance 2015 USA 3.5% 05/05/2025	1,522,418	0.03
USD	1,000,000	Dianjian Haixing variable perpetual	1,034,704	0.02
USD	1,000,000	Guangzhou Metro Investment Finance EMTN 3.375% 03/12/2020	1,032,309	0.02
USD	1,400,000	JD.com 3.875% 29/04/2026	1,333,444	0.03
USD	700,000	MCE Finance RegS 5% 15/02/2021	696,167	0.02
USD	4,899	NetEase ADR	889,071	0.02
HKD	235,500	Sinopec Engineering 'H'	212,456	0.01
USD	700,000	Three Gorges Finance I Cayman Islands RegS 2.3% 02/06/2021	709,460	0.02
USD	900,000	West China Cement 6.5% 11/09/2019	915,469	0.02
コロンビア			29,933,911	0.67
USD	6,084,000	Colombia Government 6.125% 18/01/2041	7,018,502	0.16
COP	28,388,000,000	Colombia Government 7.75% 14/04/2021	10,012,494	0.22
COP	15,405,000,000	Colombia Government 9.85% 28/06/2027	6,271,452	0.14
USD	2,976,000	Colombia Government 11.75% 25/02/2020	3,934,570	0.09
USD	200,000	Ecopetrol 5.875% 28/05/2045	172,659	-
COP	10,282,000,000	Empresa de Telecomunicaciones de Bogota RegS 7% 17/01/2023	2,524,234	0.06
コスタリカ			2,643,152	0.06
USD	2,836,000	Costa Rica Government RegS 4.375% 30/04/2025	2,643,152	0.06
クロアチア			7,621,741	0.17
USD	4,728,000	Croatia Government RegS 6.375% 24/03/2021	5,167,350	0.12
USD	2,245,000	Croatia Government RegS 6.625% 14/07/2020	2,454,391	0.05
チェコ共和国			85,039	-
CZK	2,294	Komerční banka	85,039	-
デンマーク			4,352,761	0.10
DKK	4,586	Coloplast	339,933	0.01
EUR	220,000	DONG Energy EMTN variable 08/07/3013	257,627	0.01
EUR	150,000	DONG Energy variable 06/11/3015	164,007	-
DKK	30,622	Novo Nordisk	1,639,599	0.04
DKK	6,724	Pandora	918,389	0.02
DKK	15,305	Vestas Wind Systems	1,033,206	0.02
ドミニカ共和国			5,741,756	0.13
USD	2,130,000	Dominican Republic RegS 5.5% 27/01/2025	2,172,323	0.05
USD	3,281,000	Dominican Republic RegS 6.6% 28/01/2024	3,569,433	0.08
エクアドル			3,821,954	0.08
USD	2,434,000	Ecuador Government RegS 7.95% 20/06/2024	2,128,533	0.04
USD	1,707,000	Ecuador Government RegS 10.5% 24/03/2020	1,693,421	0.04
エジプト			2,499,400	0.06
USD	2,846,000	Egypt Government RegS 5.875% 11/06/2025	2,499,400	0.06
エルサルバドル			4,060,402	0.09
USD	4,670,000	El Salvador Government RegS 5.875% 30/01/2025	4,060,402	0.09
フィンランド			17,924,816	0.40
EUR	5,913	Elisa	227,492	-
EUR	96,745	Kone	4,391,894	0.10

EUR	12,107	Neste	428,123	0.01
EUR	127,938	Orion	4,952,042	0.11
EUR	1,920,000	Paroc RegS 6.25% 15/05/2020	2,129,962	0.05
EUR	97,152	Sampo	3,904,015	0.09
EUR	70,007	Tieto	1,891,288	0.04
フランス			85,354,646	1.90
EUR	100,000	Accor variable perpetual	111,173	-
USD	3,460,000	AXA EMTN 5.5% perpetual	3,553,091	0.08
EUR	413,000	AXA EMTN variable 06/07/2047	456,173	0.01
EUR	2,800,000	Benu Capital FRN 08/01/2020	3,125,020	0.07
EUR	900,000	BNP Paribas EMTN variable 14/10/2027	1,008,643	0.02
GBP	600,000	BPCE 5.25% 16/04/2029	824,019	0.02
EUR	200,000	BPCE EMTN 2.875% 22/04/2026	223,293	0.01
EUR	1,100,000	Caisse de Refinancement de l' Habitat EMTN 2.4% 17/01/2025	1,448,376	0.03
EUR	800,000	Capgemini 1.75% 01/07/2020	931,609	0.02
EUR	300,000	Carmila 2.375% 16/09/2024	354,684	0.01
EUR	8,733	Casino Guichard Perrachon	480,154	0.01
GBP	300,000	CNP Assurances variable 30/09/2041	437,892	0.01
EUR	1,200,000	Compagnie de Financement Foncier 0.75% 21/01/2025	1,390,460	0.03
EUR	400,000	Credit Agricole 2.625% 17/03/2027	442,870	0.01
EUR	700,000	Credit Agricole Home Loan EMTN 1.25% 24/03/2031	831,772	0.02
EUR	2,500,000	Dakar Finance RegS 9% 15/11/2020	2,710,058	0.06
EUR	36,521	Electricite de France	436,703	0.01
EUR	600,000	Electricite de France EMTN variable perpetual	628,814	0.01
GBP	600,000	Electricite de France EMTN variable perpetual	730,882	0.02
GBP	1,000,000	Electricite de France EMTN variable perpetual	1,143,560	0.03
EUR	5,888	Euler Hermes	491,143	0.01
EUR	1,943,000	France Government Bond OAT 4% 25/04/2055	4,110,122	0.09
EUR	850,000	GELF Bond Issuer I EMTN 1.75% 22/11/2021	986,654	0.02
EUR	3,900,000	Groupama variable perpetual	3,834,395	0.09
EUR	800	Hermes International	299,029	0.01
EUR	1,690,000	La Financiere Atalian RegS 7.25% 15/01/2020	2,000,201	0.05
EUR	960,000	La Mondiale SAM variable perpetual	1,039,643	0.02
EUR	700,000	Labeyrie Fine Foods RegS 5.625% 15/03/2021	812,091	0.02
EUR	89,432	Metropole Television	1,499,234	0.03
EUR	45,699	Neopost	1,072,586	0.02
USD	10,485,000	Numericable-SFR 144A 6% 15/05/2022	10,233,360	0.23
EUR	2,000,000	Numericable-SFR RegS 5.375% 15/05/2022	2,262,384	0.05
EUR	200,000	Orange EMTN 1% 12/05/2025	227,885	0.01
GBP	1,750,000	Orange EMTN variable perpetual	2,394,260	0.05
EUR	500,000	Pernod Ricard 1.875% 28/09/2023	602,559	0.01
EUR	16,554	Peugeot	201,349	-
EUR	143,242	Sanofi	11,797,188	0.26
EUR	900,000	Societe Fonciere Lyonnaise 2.25% 16/11/2022	1,075,807	0.02
USD	4,065,000	Societe Generale 144A 5% 17/01/2024	4,240,649	0.09
EUR	200,000	Societe Generale EMTN 2.625% 27/02/2025	221,152	0.01
EUR	1,000,000	Synlab Bondco RegS 6.25% 01/07/2022	1,176,722	0.03
EUR	204,277	TOTAL	9,799,017	0.22
EUR	300,000	Unibail-Rodamco EMTN 1.375% 09/03/2026	351,031	0.01
EUR	13,992	Valeo	624,849	0.01

	EUR	100,000	Valeo EMTN 1.625% 18/03/2026	117,693	-
	EUR	500,000	Verallia Packaging 5.125% 01/08/2022	571,078	0.01
	EUR	1,950,000	WFS Global RegS 9.5% 15/07/2022	2,043,319	0.05
ドイツ				52,022,510	1.16
	EUR	500,000	ALBA & Co. RegS 8% 15/05/2018	533,868	0.01
	EUR	9,506	Allianz	1,335,820	0.03
	EUR	101,943	BASF	7,703,669	0.17
	EUR	1,531	Bijou Brigitte	101,284	-
	EUR	5,631	Continental	1,057,556	0.02
	EUR	3,191	Daimler	188,939	-
	EUR	560,000	Daimler EMTN 1.5% 09/03/2026	666,726	0.02
	EUR	1,800,000	Deutsche Bahn Finance EMTN 1.625% 06/11/2030	2,249,242	0.05
	EUR	69,161	Deutsche Lufthansa Registered	811,627	0.02
	EUR	800,000	Deutsche Raststaetten Gruppe IV GmbH RegS 6.75% 30/12/2020	942,311	0.02
	EUR	310,000	Deutsche Telekom International Finance EMTN 1.5% 03/04/2028	361,748	0.01
	EUR	350,000	Deutsche Telekom International Finance EMTN 4.875% 22/04/2025	524,842	0.01
	EUR	12,759	Deutsche Wohnen	430,193	0.01
	EUR	400,000	Dexia Kommunalbank Deutschland EMTN 0.375% 03/03/2022	454,657	0.01
	USD	2,087,000	Dresdner Funding Trust I RegS 8.151% 30/06/2031	2,442,500	0.05
	EUR	822,000	EnBW Energie Baden-Wuerttemberg EMTN variable 02/04/2076	883,362	0.02
	EUR	330,000	EnBW International Finance EMTN 4.875% 16/01/2025	493,560	0.01
	EUR	2,600,000	Germany (Bund) 1% 15/08/2025	3,202,224	0.07
	EUR	3,959,000	Germany (Bund) 3.25% 04/07/2042	7,599,759	0.17
	EUR	2,361,000	Germany (Bund) 4.75% 04/07/2034	4,778,687	0.11
	EUR	900,000	Grand City Properties 1.5% 17/04/2025	986,625	0.02
	EUR	2,200,000	Grand City Properties variable perpetual	2,384,093	0.05
	EUR	2,543	HOCHTIEF	321,320	0.01
	EUR	36,769	HUGO BOSS	2,082,705	0.05
	EUR	1,043	MAN	105,906	-
	EUR	1,130,000	ProGroup RegS 5.125% 01/05/2022	1,326,142	0.03
	EUR	980,000	ProGroup RegS FRN 01/05/2022	1,091,857	0.02
	EUR	13,182	ProSiebenSat.1 Media	567,362	0.01
	GBP	280,000	RWE Finance EMTN 6.25% 03/06/2030	436,628	0.01
	EUR	600,000	Trionista TopCo GmbH RegS 6.875% 30/04/2021	703,123	0.02
	EUR	5,398	United Internet RegS	221,506	0.01
	EUR	2,000,000	Unitymedia GmbH RegS 3.75% 15/01/2027	2,040,413	0.05
	EUR	2,600,000	Unitymedia Hessen GmbH & Co. / Unitymedia NRW GmbH RegS 4.625% 15/02/2026	2,992,256	0.07
ガーナ				6,208,710	0.14
	USD	2,391,000	Ghana Government RegS 7.875% 07/08/2023	2,076,177	0.05
	USD	2,660,000	Ghana Government RegS 8.5% 04/10/2017	2,700,725	0.06
	USD	1,360,000	Ghana Government RegS 10.75% 14/10/2030	1,431,808	0.03
ギリシャ				3,033,348	0.07
	EUR	12,202	Motor Oil Hellas Corinth Refineries	130,177	-
	EUR	2,650,000	OTE GMTN 3.5% 09/07/2020	2,903,171	0.07
香港				66,443,012	1.48
	HKD	2,065,000	Agricultural Bank of China 'H'	753,159	0.02
	USD	1,000,000	AIA RegS 3.2% 11/03/2025	1,027,665	0.02
	HKD	2,878,000	Bank of China 'H'	1,146,119	0.03

HKD	833,000	Belle International	487,395	0.01
HKD	1,453,000	BOC Hong Kong	4,344,441	0.10
HKD	1,194,000	Champion REIT	673,998	0.02
HKD	394,000	China Lilang	250,336	0.01
HKD	4,552,000	China Lumena New Materials *	-	-
HKD	729,000	China Mobile	8,328,878	0.19
USD	600,000	China Oil & Gas RegS 5.25% 25/04/2018	608,334	0.01
HKD	76,000	China Railway Construction 'H'	94,715	-
HKD	272,000	China Resources Land	634,494	0.01
HKD	398,000	China Resources Power	592,954	0.01
HKD	1,548,000	China Telecom 'H'	690,283	0.02
HKD	650,000	China Unicom Hong Kong	671,843	0.01
HKD	38,100	China Vanke 'H'	74,636	-
HKD	578,800	China Zhongwang	256,606	0.01
USD	1,500,000	CLP Power HK Finance variable perpetual	1,544,460	0.03
HKD	788,000	CNOOC	976,971	0.02
HKD	6,000	Dongfeng Motor 'H'	6,248	-
HKD	118,000	Fuyao Glass Industry 'H'	273,130	0.01
HKD	1,010,000	Giordano International	464,697	0.01
USD	500,000	Goodman HK Finance EMTN 4.375% 19/06/2024	535,223	0.01
HKD	3,102,000	Guangdong Investment	4,709,419	0.11
HKD	88,000	Hang Lung Properties	177,151	-
HKD	332,200	Hang Seng Bank	5,664,215	0.13
HKD	214,500	Hengan International	1,788,594	0.04
USD	500,000	HKT Capital No 2 3.625% 02/04/2025	523,734	0.01
USD	300,000	HKT Capital No 2 3.625% 02/04/2025	317,277	0.01
HKD	232,000	HKT Trust & HKT	334,280	0.01
USD	700,000	Hongkong Electric Finance EMTN 2.875% 03/05/2026	700,714	0.02
USD	500,000	Hongkong Land Finance Cayman Islands EMTN 4.5% 07/10/2025	570,778	0.01
HKD	326,000	Hopewell	1,031,453	0.02
HKD	958,000	Huaneng Power International 'H'	590,165	0.01
HKD	299,000	Hysan Development	1,327,519	0.03
HKD	10,085,000	Industrial & Commercial Bank of China 'H'	5,575,880	0.12
HKD	304,000	Jiangsu Expressway 'H'	422,350	0.01
HKD	283,000	Kerry Properties	695,897	0.02
HKD	132,000	Lee & Man Paper Manufacturing	97,819	-
USD	1,400,000	Li & Fung RegS variable perpetual	1,463,385	0.03
HKD	944,000	Lifestyle International	1,581,596	0.04
HKD	238,000	New World Development	240,784	0.01
HKD	46,000	PICC Property & Casualty 'H'	71,852	-
HKD	221,500	Ping An Insurance of China 'H'	974,866	0.02
HKD	51,200	Qinqin Foodstuffs Cayman 'H'	72,584	-
HKD	842,000	Real Nutriceutical	80,302	-
HKD	232,000	Shenzhen Investment	92,390	-
HKD	457,500	Shimao Property	575,468	0.01
HKD	1,288,000	Sino Land	2,101,502	0.05
HKD	118,000	Sun Hung Kai Properties	1,415,072	0.03
HKD	171,000	Swire Pacific	1,930,547	0.04
USD	600,000	Swire Pacific MTN Financing EMTN 3.875% 21/09/2025	653,400	0.01
HKD	419,200	Swire Properties	1,110,231	0.02
USD	400,000	Swire Properties MTN Financing EMTN 3.625% 13/01/2026	424,900	0.01
HKD	121,900	Television Broadcasts	416,322	0.01
HKD	35,300	Tencent	801,151	0.02
HKD	530,000	Texwinca	392,074	0.01
HKD	408,000	Wharf	2,468,744	0.06
HKD	131,000	Wheelock & Co.	612,012	0.01

ハンガリー			25,796,360	0.58
HUF	961,560,000	Hungary Government 4% 25/04/2018	3,535,817	0.08
USD	3,870,000	Hungary Government 5.375% 21/02/2023	4,290,379	0.10
USD	996,000	Hungary Government 5.375% 25/03/2024 (Berlin)	1,114,375	0.02
USD	4,280,000	Hungary Government 5.375% 25/03/2024 (London)	4,788,742	0.11
USD	3,712,000	Hungary Government 6.375% 29/03/2021	4,230,474	0.09
HUF	1,792,540,000	Hungary Government 7% 24/06/2022	7,836,573	0.18
インド			13,276,028	0.30
USD	800,000	Axis Bank/Dubai RegS 2.875% 01/06/2021	802,682	0.02
USD	1,000,000	Bharat Petroleum EMTN 4% 08/05/2025	1,018,376	0.02
USD	600,000	Bharti Airtel International Netherlands RegS 5.125% 11/03/2023	650,204	0.02
USD	500,000	ICICI Bank/Dubai RegS 3.5% 18/03/2020	512,927	0.01
USD	1,500,000	Indian Oil 5.75% 01/08/2023	1,697,820	0.04
USD	231,300	Infosys ADR	4,112,514	0.09
USD	800,000	NTPC EMTN 4.25% 26/02/2026	835,592	0.02
USD	600,000	NTPC EMTN 4.375% 26/11/2024	635,338	0.01
USD	500,000	Oil India 5.375% 17/04/2024	551,802	0.01
USD	1,300,000	ONGC Videsh 3.75% 07/05/2023	1,329,471	0.03
USD	700,000	Power Grid of India 3.875% 17/01/2023	726,880	0.02
USD	400,000	Reliance Industries RegS 4.875% 10/02/2045	402,422	0.01
インドネシア			97,057,214	2.16
IDR	443,600	Astra International	248,440	0.01
IDR	1,832,400	Bank Rakyat Indonesia Persero	1,497,761	0.03
USD	1,700,000	Golden Legacy RegS 8.25% 07/06/2021	1,736,108	0.04
IDR	1,723,000	Hanjaya Mandala Sampoerna	495,527	0.01
IDR	58,400	Indocement Tunggal Prakarsa	74,586	–
IDR	67,767,000,000	Indonesia Government 5.25% 15/05/2018	4,973,538	0.11
IDR	198,337,000,000	Indonesia Government 5.625% 15/05/2023	13,559,508	0.30
IDR	334,418,000,000	Indonesia Government 6.125% 15/05/2028	22,311,322	0.50
IDR	49,608,000,000	Indonesia Government 6.625% 15/05/2033	3,350,427	0.08
IDR	15,351,000,000	Indonesia Government 7% 15/05/2022	1,139,562	0.03
IDR	14,072,000,000	Indonesia Government 7% 15/05/2027	1,022,006	0.02
IDR	464,000,000	Indonesia Government 8.375% 15/03/2024	36,987	–
USD	3,895,000	Indonesia Government RegS 3.75% 25/04/2022	4,030,935	0.09
USD	3,420,000	Indonesia Government RegS 4.125% 15/01/2025	3,570,347	0.08
USD	1,805,000	Indonesia Government RegS 4.625% 15/04/2043	1,829,384	0.04
USD	4,837,000	Indonesia Government RegS 5.25% 17/01/2042	5,139,511	0.11
USD	5,125,000	Indonesia Government RegS 5.875% 15/01/2024	5,946,117	0.13
USD	3,417,000	Indonesia Government RegS 11.625% 04/03/2019	4,228,640	0.09
IDR	444,700	Matahari Department Store	673,125	0.02
USD	1,000,000	Pakuwon Prima 7.125% 02/07/2019	1,062,196	0.02
USD	500,000	Pelabuhan Indonesia II RegS 4.25% 05/05/2025	500,717	0.01
USD	600,000	Pelabuhan Indonesia II RegS 5.375%	567,897	0.01

		05/05/2045		
USD	400,000	Pertamina Persero RegS 4.875% 03/05/2022	421,543	0.01
USD	7,435,000	Pertamina Persero RegS 5.625% 20/05/2043	7,239,415	0.16
USD	1,100,000	Perusahaan Gas Negara Persero RegS 5.125% 16/05/2024	1,149,241	0.03
USD	1,500,000	Perusahaan Listrik Negara RegS 5.5% 22/11/2021	1,634,250	0.04
USD	2,000,000	Pratama Agung 6.25% 24/02/2020	2,047,570	0.05
IDR	369,900	Semen Indonesia Persero	261,755	0.01
USD	1,000,000	Star Energy Geothermal Wayang Windu RegS 6.125% 27/03/2020	1,019,560	0.02
IDR	582,500	Surya Citra Media	145,482	-
USD	200,000	TBG Global 5.25% 10/02/2022	204,137	-
IDR	14,799,800	Telekomunikasi Indonesia Persero	4,457,973	0.10
IDR	430,000	United Tractors	481,647	0.01
アイルランド			43,734,757	0.98
EUR	900,000	AIB Mortgage Bank EMTN 0.625% 27/07/2020	1,023,498	0.02
EUR	2,650,000	Allied Irish Banks EMTN variable 26/11/2025	2,747,118	0.06
EUR	900,000	Ardagh Packaging Finance/Ardagh USA RegS 4.125% 15/05/2023	1,019,023	0.02
EUR	2,578,000	Ardagh Packaging Finance/Ardagh USA RegS 4.25% 15/01/2022	2,924,851	0.07
EUR	180,000	Bank of Ireland EMTN 1.25% 09/04/2020	204,411	0.01
EUR	1,987,000	Bank of Ireland EMTN variable 11/06/2024	2,151,922	0.05
EUR	2,250,000	Calypso Capital II 144A FRN 09/01/2017	2,504,926	0.06
EUR	2,500,000	Calypso Capital II 144A FRN 08/01/2018	2,850,138	0.06
USD	8,675,000	Fly Leasing 6.375% 15/10/2021	8,492,825	0.19
USD	8,815,000	Fly Leasing 6.75% 15/12/2020	8,870,094	0.20
USD	3,949,000	GE Capital International Funding 144A 4.418% 15/11/2035	4,452,616	0.10
EUR	2,470,000	Lion I Re 144A FRN 28/04/2017	2,736,951	0.06
USD	2,250,000	Queen Street XII RE 144A FRN 08/04/2020	2,269,687	0.05
USD	1,475,000	XLIT 5.5% 31/03/2045	1,486,697	0.03
イスラエル			14,908,090	0.33
ILS	1,322,825	Bezeq The Israeli Telecommunication	2,611,766	0.06
ILS	347,983	Israel Chemicals	1,349,696	0.03
USD	217,800	Teva Pharmaceutical Industries ADR	10,946,628	0.24
イタリア			68,888,741	1.54
EUR	79,396	Assicurazioni Generali	913,209	0.02
EUR	600,000	Assicurazioni Generali EMTN 4.125% 04/05/2026	694,338	0.02
EUR	400,000	Assicurazioni Generali EMTN variable 27/10/2047	456,573	0.01
GBP	3,000,000	Assicurazioni Generali variable perpetual	3,789,769	0.08
EUR	400,000	Autostrade per l'Italia EMTN 1.125% 04/11/2021	461,852	0.01
EUR	43,559	Azimut	706,260	0.02
EUR	178,017	Banca Mediolanum	1,172,144	0.03
EUR	208,419	Enel	906,082	0.02
GBP	1,000,000	Enel variable 10/09/2075	1,435,672	0.03
EUR	81,550	Eni	1,295,959	0.03
EUR	900,000	FCA Capital Ireland EMTN 1.375% 17/04/2020	1,010,297	0.02
EUR	967,000	Gamenet RegS 7.25% 01/08/2018	1,091,230	0.02
EUR	500,000	Immobiliare Grande Distribuzione 2.5% 31/05/2021	560,473	0.01

EUR	2,400,000	Intesa Sanpaolo Vita variable perpetual	2,587,940	0.06
EUR	800,000	Iren EMTN 2.75% 02/11/2022	976,449	0.02
EUR	5,718,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 2.5% 01/12/2024	7,067,041	0.16
EUR	5,305,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 5% 01/08/2034	8,637,831	0.19
EUR	1,100,000	LKQ Italia Bondco RegS 3.875% 01/04/2024	1,260,716	0.03
EUR	780,000	Officine Maccaferri RegS 5.75% 01/06/2021	744,892	0.02
EUR	308,000	Pirelli International EMTN 1.75% 18/11/2019	342,595	0.01
EUR	15,414	Prysmian	327,175	0.01
EUR	200,751	Recordati	5,938,778	0.13
USD	12,100,000	Telecom Italia 144A 5.303% 30/05/2024	12,125,410	0.27
EUR	900,000	Telecom Italia EMTN 3.625% 19/01/2024	1,064,711	0.02
GBP	550,000	Telecom Italia EMTN 6.375% 24/06/2019	816,381	0.02
EUR	30,471	Tenaris	441,227	0.01
EUR	528,000	UniCredit variable perpetual	636,897	0.01
USD	7,500,000	Wind Acquisition Finance 144A 7.375% 23/04/2021	7,143,750	0.16
EUR	1,000,000	Wind Acquisition Finance RegS 4% 15/07/2020	1,101,432	0.03
EUR	2,924,000	Wind Acquisition Finance RegS 7% 23/04/2021	3,181,658	0.07

日本			75,498,267	1.68
-----------	--	--	-------------------	-------------

JPY	14,300	Aeon Mall	185,801	-
JPY	365,000	Aozora Bank	1,258,498	0.03
JPY	54,000	Asahi	777,890	0.02
JPY	85,100	Astellas Pharma	1,326,191	0.03
JPY	29,900	Bridgestone	952,012	0.02
JPY	97,900	Canon	2,777,187	0.06
JPY	26,500	Chubu Electric Power	373,870	0.01
JPY	88,900	Daiichikosho	3,718,959	0.08
JPY	6,600	Daito Trust Construction	1,069,680	0.02
JPY	34,800	Daiwa House Industry	1,010,749	0.02
JPY	9,700	FamilyMart	590,484	0.01
JPY	168,200	Fuji Heavy Industries	5,697,863	0.13
JPY	15,500	Gendai Agency	74,730	-
JPY	187,100	GungHo Online Entertainment	502,967	0.01
JPY	89,000	Heiwa	1,793,523	0.04
JPY	15,600	Hitachi Chemical	287,628	0.01
JPY	28,700	Hitachi Construction Machinery	413,993	0.01
JPY	3,200	Honda Motor	80,179	-
JPY	26,000	Hoya	920,269	0.02
JPY	18,700	Idemitsu Kosan	402,887	0.01
JPY	30,000	Japan Airlines	961,917	0.02
JPY	172,700	JX	670,649	0.02
JPY	26,000	Kakaku.com	512,808	0.01
JPY	50,500	Kaken Pharmaceutical	3,290,591	0.07
JPY	10,000	Kanematsu Electronics	175,903	-
JPY	391,500	KDDI	11,870,454	0.27
JPY	19,000	Konami	720,804	0.02
JPY	132,800	Lawson	10,567,605	0.24
JPY	102,600	Mitsubishi Chemical	464,383	0.01
JPY	38,000	Mitsubishi Gas Chemical	196,533	-
JPY	126,000	Mitsui Chemicals	456,531	0.01
JPY	54,000	Nippon Steel & Sumitomo Metal	1,029,824	0.02
JPY	28,000	Nippon Telegraph & Telephone	1,309,048	0.03
JPY	421,300	NTT DOCOMO	11,352,162	0.25
JPY	3,100	Oracle	164,556	-

JPY	107,000	Osaka Gas	408,949	0.01
JPY	12,800	Park24	438,219	0.01
JPY	20,600	Sankyo	768,462	0.02
JPY	138,800	Sony Financial	1,546,578	0.03
JPY	80,100	Sumitomo	799,284	0.02
JPY	153,000	Sumitomo Chemical	622,908	0.01
JPY	25,000	Tohoku Electric Power	313,383	0.01
JPY	191,000	Tokyo Gas	782,082	0.02
JPY	53,900	Tokyu Fudosan	332,839	0.01
JPY	31,000	TonenGeneral Sekiyu KK	280,803	0.01
JPY	19,300	Toyota Motor	949,680	0.02
JPY	13,900	Toyota Tsusho	295,952	0.01
カザフスタン			14,076,751	0.31
USD	3,745,000	Development Bank of Kazakhstan RegS 4.125% 10/12/2022	3,678,676	0.08
USD	7,298,000	Kazakhstan Government RegS 3.875% 14/10/2024	7,367,112	0.16
USD	3,100,000	Kazakhstan Government RegS 4.875% 14/10/2044	3,030,963	0.07
ケニア共和国			4,857,931	0.11
USD	3,185,000	Kenya Government RegS 5.875% 24/06/2019	3,166,527	0.07
USD	1,824,000	Kenya Government RegS 6.875% 24/06/2024	1,691,404	0.04
レバノン			15,571,643	0.35
USD	8,924,000	Lebanon Government 6% 27/01/2023	8,665,249	0.19
USD	5,429,000	Lebanon Government GMTN 5.45% 28/11/2019	5,366,892	0.12
USD	1,585,000	Lebanon Government GMTN 6.6% 27/11/2026	1,539,502	0.04
ルクセンブルグ			45,244,596	1.01
EUR	1,500,000	Altice Financing RegS 5.25% 15/02/2023	1,688,095	0.04
USD	14,220,000	Altice Luxembourg 144A 7.75% 15/05/2022	14,369,523	0.32
EUR	1,800,000	Altice Luxembourg RegS 7.25% 15/05/2022	2,020,953	0.05
USD	4,690,000	ArcelorMittal 6.125% 01/06/2025	4,702,640	0.10
USD	8,725,000	ArcelorMittal 8% 15/10/2039	8,519,701	0.19
EUR	1,900,000	Garfunkelux Holdco 3 RegS 7.5% 01/08/2022	2,075,881	0.05
USD	13,000,000	Intelsat Jackson 5.5% 01/08/2023	8,092,500	0.18
USD	1,630,000	Intelsat Luxembourg 8.125% 01/06/2023	391,200	0.01
EUR	1,400,000	Matterhorn Telecom RegS 3.875% 01/05/2022	1,505,233	0.03
EUR	1,600,000	SIG Combibloc RegS 7.75% 15/02/2023	1,878,870	0.04
マレーシア			8,232,498	0.18
MYR	76,600	AMMB	84,445	-
USD	1,000,000	Axiata SPV2 3.466% 19/11/2020	1,044,208	0.03
MYR	125,500	British American Tobacco Malaysia	1,642,173	0.04
MYR	49,900	KLCCP Stapled	92,676	-
USD	3,660,000	Malaysia Sovereign Sukuk RegS 3.043% 22/04/2025	3,727,015	0.08
MYR	49,200	MISC	91,131	-
USD	500,000	Petronas Capital RegS 5.25% 12/08/2019	551,970	0.01
MYR	176,300	Public Bank	849,217	0.02
MYR	96,900	Star Media	62,795	-
MYR	83,300	Westports	86,868	-
メキシコ			44,399,743	0.99
MXN	58,400	Alpek	94,107	-
MXN	77,800	Arca Continental	542,469	0.01
EUR	3,210,000	Cemex RegS 4.75% 11/01/2022	3,586,126	0.08

USD	800,000	Cemex RegS 5.875% 25/03/2019	820,968	0.02
MXN	67,100	Concentradora Fibra Danhos REIT	119,767	-
USD	600,000	Credito Real RegS 7.5% 13/03/2019	619,131	0.01
USD	676,837	Fermaca Enterprises RegS 6.375% 30/03/2038	669,879	0.02
MXN	41,900	Fibra Uno Administracion REIT	87,745	-
MXN	11,500	Fomento Economico Mexicano	104,435	-
MXN	80,021	Grupo Aeroportuario del Pacifico	805,289	0.02
MXN	6,425	Grupo Aeroportuario del Sureste	99,567	-
MXN	32,900	Grupo Bimbo	101,884	-
USD	1,200,000	Grupo Cementos de Chihuahua RegS 8.125% 08/02/2020	1,268,424	0.03
USD	1,500,000	Grupo Televisa 5% 13/05/2045	1,427,843	0.03
MXN	62,410,000	Grupo Televisa EMTN 7.25% 14/05/2043	2,901,289	0.07
MXN	21,200	Industrias Bachoco	85,160	-
MXN	663,700	Kimberly-Clark de Mexico	1,552,228	0.04
MXN	22,100	Megacable	84,977	-
MXN	146,650,500	Mexican Bonos 4.75% 14/06/2018	7,891,081	0.18
MXN	135,779,200	Mexican Bonos 6.5% 10/06/2021	7,646,230	0.17
MXN	213,850,200	Mexican Bonos 7.75% 29/05/2031	13,060,898	0.29
MXN	349,600	Wal-Mart de Mexico	830,246	0.02
モンゴル国			5,098,185	0.11
USD	900,000	Development Bank of Mongolia EMTN 5.75% 21/03/2017	901,170	0.02
USD	4,300,000	Mongolia Government RegS 4.125% 05/01/2018	4,197,015	0.09
モロッコ			1,594,677	0.04
USD	1,484,000	Morocco Government RegS 5.5% 11/12/2042	1,594,677	0.04
オランダ			48,190,047	1.07
EUR	1,000,000	ABN AMRO Bank 1.5% 30/09/2030	1,223,203	0.03
EUR	800,000	ABN AMRO Bank EMTN variable 30/06/2025	908,804	0.02
EUR	200,000	ABN AMRO Bank EMTN variable 18/01/2028	226,019	0.01
EUR	600,000	Achmea Bank EMTN 1.125% 25/04/2022	673,976	0.01
EUR	550,000	ASML 3.375% 19/09/2023	715,523	0.02
EUR	250,000	Atradius Finance variable 23/09/2044	229,384	0.01
EUR	86,521	Boskalis Westminster	2,973,463	0.07
EUR	150,000	Cooperatieve Rabobank 4.125% 14/07/2025	214,510	-
GBP	400,000	Cooperatieve Rabobank EMTN 5.25% 14/09/2027	584,166	0.01
GBP	350,000	Cooperatieve Rabobank GMTN 4.625% 13/01/2021	532,158	0.01
EUR	495,000	Eneco variable perpetual	548,723	0.01
EUR	200,000	ING Bank EMTN variable 11/04/2028	225,813	0.01
EUR	26,035	Koninklijke Ahold	570,697	0.01
USD	10,563,000	Koninklijke KPN 144A variable 28/03/2073	11,195,196	0.25
GBP	600,000	Koninklijke KPN GMTN 5% 18/11/2026	963,766	0.02
GBP	608,000	Koninklijke KPN GMTN 5.75% 17/09/2029	1,045,488	0.02
EUR	2,050,000	Koninklijke KPN variable perpetual	2,429,538	0.05
EUR	242,479	RELX	4,167,306	0.09
EUR	153,374	Royal Dutch Shell	4,174,186	0.09
EUR	800,000	TenneT variable perpetual	930,580	0.02
EUR	229,113	Unilever	10,580,454	0.24
EUR	1,500,000	UPC RegS 6.375% 15/09/2022	1,771,459	0.04
EUR	1,200,000	Ziggo Secured Finance RegS 3.75% 15/01/2025	1,305,635	0.03
ニュージーランド			2,981,870	0.07

NZD	351,705	SKY Network Television	1,192,176	0.03
NZD	78,284	Spark New Zealand	197,490	–
NZD	483,921	Trade Me	1,592,204	0.04
ノルウェー			21,193,302	0.47
NOK	43,267	DNB	515,273	0.01
NOK	517,483	Statoil	8,941,594	0.20
NOK	476,671	Telenor	7,781,353	0.17
NOK	125,498	Yara International	3,955,082	0.09
パキスタン			7,369,582	0.16
USD	3,274,000	Pakistan Government RegS 6.75% 03/12/2019	3,434,819	0.07
USD	3,735,000	Pakistan Government RegS 7.25% 15/04/2019	3,934,763	0.09
パナマ			12,228,799	0.27
USD	5,955,000	Panama Government 3.875% 17/03/2028	6,288,123	0.14
USD	4,055,000	Panama Government 8.875% 30/09/2027	5,940,676	0.13
ペルー			22,289,150	0.50
USD	940,000	Cementos Pacasmayo SAA RegS 4.5% 08/02/2023	930,478	0.02
PEN	1,930,000	Peru Government 5.2% 12/09/2023	573,786	0.01
PEN	6,830,000	Peru Government 6.9% 12/08/2037	2,197,173	0.05
PEN	11,065,000	Peru Government 6.95% 12/08/2031	3,598,996	0.08
PEN	7,844,000	Peru Government 7.84% 12/08/2020	2,615,761	0.06
USD	3,675,000	Peruvian Government 4.125% 25/08/2027	4,025,209	0.09
USD	6,273,000	Peruvian Government 5.625% 18/11/2050	7,754,996	0.17
USD	300,000	Southern Copper 5.25% 08/11/2042	263,154	0.01
USD	300,000	Southern Copper 7.5% 27/07/2035	329,597	0.01
フィリピン			8,318,211	0.19
PHP	304,600	DMCI	81,527	–
PHP	1,810	Globe Telecom	91,200	–
PHP	18,320	Jollibee Foods	94,176	0.01
USD	5,348,000	Philippine Government 4.2% 21/01/2024	6,137,745	0.14
USD	40,300	Philippine Long Distance Telephone ADR	1,826,799	0.04
PHP	32,650	Semirara Mining & Power	86,764	–
ポーランド			24,548,323	0.55
PLN	36,214	Asseco Poland	474,507	0.01
PLN	2,052	Bank Pekao	70,528	–
PLN	44,077,000	Poland Government 4% 25/10/2023	12,088,226	0.27
USD	7,314,000	Poland Government 5% 23/03/2022	8,244,707	0.19
USD	1,619,000	Poland Government 6.375% 15/07/2019	1,840,074	0.04
PLN	4,755	Polski Koncern Naftowy ORLEN	82,527	–
PLN	1,279,684	Polskie Gornictwo Naftowe i Gazownictwo	1,747,754	0.04
ポルトガル			2,781,507	0.06
EUR	2,300,000	EDP – Energias de Portugal variable 16/09/2075	2,544,871	0.06
EUR	15,226	Jeronimo Martins	236,636	–
カタール			12,939,192	0.29
USD	1,200,000	Ooredoo International Finance RegS 3.25% 21/02/2023	1,213,896	0.03
USD	600,000	Ooredoo Tamweel 3.039% 03/12/2018	614,100	0.01
USD	8,236,000	Qatar Government RegS 2.375% 02/06/2021	8,329,396	0.19
USD	2,553,000	Qatar Government RegS 4.625% 02/06/2046	2,781,800	0.06
ルーマニア			13,893,488	0.31
RON	15,170,000	Romania Government 3.25% 17/01/2018	3,853,824	0.08
RON	3,120,000	Romania Government 4.75% 24/02/2025	842,169	0.02

RON	1,550,000	Romania Government 5.75% 29/04/2020	429,498	0.01
RON	15,720,000	Romania Government 5.85% 26/04/2023	4,527,560	0.10
USD	2,780,000	Romanian Government RegS 4.375% 22/08/2023	2,974,739	0.07
USD	1,012,000	Romanian Government RegS 6.125% 22/01/2044	1,265,698	0.03
ロシア			58,774,274	1.31
USD	352,716	Gazprom ADR	1,521,970	0.03
USD	120,929	Lukoil ADR	5,042,135	0.11
USD	43,356	Magnitogorsk Iron & Steel OJSC GDR	208,542	-
USD	261,869	MMC Norilsk Nickel ADR	3,451,433	0.08
USD	149,766	Mobile TeleSystems ADR	1,283,495	0.03
USD	700,000	Mobile Telesystems OJSC via MTS International Funding RegS 5% 30/05/2023	722,848	0.02
USD	400,000	Mobile Telesystems OJSC via MTS International Funding RegS 8.625% 22/06/2020	470,392	0.01
USD	72,348	Novolipetsk Steel GDR	931,480	0.02
RUB	552,133,000	Russian Federal Bond - OFZ 6.2% 31/01/2018	8,212,179	0.18
RUB	312,235,000	Russian Federal Bond - OFZ 6.4% 27/05/2020	4,511,135	0.10
RUB	14,965,000	Russian Federal Bond - OFZ 6.7% 15/05/2019	220,175	-
RUB	155,045,000	Russian Federal Bond - OFZ 7.05% 19/01/2028	2,216,565	0.05
RUB	230,855,000	Russian Federal Bond - OFZ 7.6% 20/07/2022	3,464,539	0.08
RUB	173,438,000	Russian Federal Bond - OFZ 8.15% 03/02/2027	2,701,159	0.06
USD	5,400,000	Russian Foreign - Eurobond RegS 4.875% 16/09/2023	5,897,880	0.13
USD	5,400,000	Russian Foreign - Eurobond RegS 5.625% 04/04/2042	6,130,836	0.14
USD	7,575,548	Russian Foreign - Eurobond RegS step coupon 31/03/2030	9,265,085	0.21
USD	77,807	Surgutneftegas OJSC ADR	394,481	0.01
USD	24,416	Tatneft ADR	737,852	0.02
USD	600,000	VimpelCom RegS 5.2% 13/02/2019	619,848	0.01
USD	700,000	VimpelCom RegS 7.504% 01/03/2022	770,245	0.02
セルビア			3,426,410	0.08
USD	3,322,000	Republic of Serbia RegS 4.875% 25/02/2020	3,426,410	0.08
シンガポール			24,872,505	0.55
USD	400,000	BOC Aviation RegS 3.875% 27/04/2026	412,240	0.01
SGD	146,900	CapitaLand	335,037	0.01
SGD	78,400	DBS	917,920	0.02
USD	1,100,000	Global Logistic Properties EMTN 3.875% 04/06/2025	1,128,926	0.03
USD	132,100	Hongkong Land	804,489	0.02
SGD	271,800	M1	551,245	0.01
SGD	968,700	Mapletree Greater China Commercial Trust REIT	726,847	0.02
SGD	1,887,800	Mapletree Industrial Trust REIT	2,412,219	0.05
SGD	87,800	Oversea-Chinese Banking	566,822	0.01
SGD	1,472,900	SATS	4,497,254	0.10
SGD	15,900	Singapore Airlines	125,918	-
SGD	33,100	Singapore Exchange	187,377	-
SGD	3,442,700	Singapore Telecommunications	10,562,861	0.24
SGD	46,800	StarHub	131,770	-
SGD	2,273,400	Yangzijiang Shipbuilding	1,511,580	0.03

南アフリカ			68,145,048	1.52
ZAR	294,999	AVI	1,666,171	0.04
ZAR	36,259	Barclays Africa	355,613	0.01
ZAR	60,630	Brait	570,681	0.01
USD	5,805,000	Eskom SOC RegS 7.125% 11/02/2025	5,753,277	0.13
ZAR	718,797	FirstRand	2,205,791	0.05
ZAR	405,082	Growthpoint Properties REIT	701,693	0.02
GBP	1,620,000	Investec EMTN 4.5% 05/05/2022	2,190,857	0.05
ZAR	67,671	Liberty	559,282	0.01
ZAR	920,796	Life Healthcare	2,265,036	0.05
ZAR	57,205	MMI	88,453	-
ZAR	605,254	MTN	5,942,643	0.13
ZAR	24,035	RMB	92,371	-
ZAR	549,896	Sanlam	2,293,271	0.05
ZAR	83,315	Sasol	2,234,363	0.05
USD	2,612,000	South Africa Government 5.5% 09/03/2020	2,817,199	0.06
USD	4,994,000	South Africa Government 5.875% 16/09/2025	5,550,157	0.12
ZAR	327,038,698	South Africa Government 6.25% 31/03/2036	16,017,826	0.36
ZAR	37,005,000	South Africa Government 6.5% 28/02/2041	1,799,522	0.04
ZAR	113,655,419	South Africa Government 8% 21/12/2018	7,740,341	0.17
ZAR	6,891	SPAR	94,521	-
ZAR	14,375	Steinhoff International	82,059	-
ZAR	411,163	Truworths International	2,424,976	0.06
ZAR	410,844	Vodacom	4,698,945	0.11
韓国			20,618,522	0.46
KRW	7,199	Coway	653,803	0.02
KRW	4,922	Dongbu Insurance	296,438	0.01
KRW	843	Hyosung	91,213	-
KRW	3,913	Hyundai Mobis	856,977	0.02
KRW	1,831	Hyundai Motor	215,619	0.01
KRW	1,829	Hyundai Steel	72,881	-
KRW	5,901	Kia Motors	221,548	0.01
USD	1,000,000	Kia Motors RegS 3.25% 21/04/2026	1,040,370	0.02
KRW	15,575	Korea Electric Power	817,568	0.02
USD	1,600,000	Korea Midland Power 2.5% 21/07/2021	1,645,936	0.04
KRW	43,075	KT&G	5,109,949	0.11
KRW	1,572	LG	87,026	-
KRW	319	LG Chem	72,081	-
KRW	3,924	LG Display	90,031	-
KRW	1,433	NAVER	884,226	0.02
KRW	30,036	Posco Daewoo	652,590	0.01
KRW	1,783	Samsung Electronics	2,208,131	0.05
KRW	360	Samsung Fire & Marine Insurance	82,441	-
KRW	19,324	Shinhan Financial	638,174	0.01
KRW	33,995	SK Hynix	957,235	0.02
KRW	5,530	SK Innovation	675,243	0.02
KRW	17,348	SK Telecom	3,249,042	0.07
スペイン			17,426,685	0.39
EUR	600,000	Abertis Infraestructuras 2.5% 27/02/2025	751,072	0.02
EUR	24,067	Amadeus IT	1,050,168	0.02
EUR	1,400,000	Banco Popular Espanol 0.75% 29/09/2020	1,598,983	0.04
EUR	800,000	Bankia 1% 14/03/2023	928,298	0.02
EUR	2,800,000	Bankia MTN variable 22/05/2024	2,951,702	0.07
EUR	500,000	BBVA Senior Finance GMTN 2.375% 22/01/2019	584,529	0.01
EUR	800,000	CaixaBank 1% 08/02/2023	928,183	0.02
EUR	600,000	Cellnex Telecom EMTN 3.125%	684,956	0.02

		27/07/2022			
EUR	700,000	Empark Funding RegS 6.75%	824,024	0.02	
		15/12/2019			
EUR	2,100,000	Grupo Antolin Dutch RegS 5.125%	2,441,887	0.05	
		30/06/2022			
EUR	800,000	Ibercaja Banco variable 28/07/2025	813,085	0.02	
EUR	400,000	Iberdrola International EMTN 1.75%	480,139	0.01	
		17/09/2023			
EUR	32,658	Industria de Diseno Textil	1,075,720	0.02	
EUR	200,000	NH Hotel 4% 08/11/2018	239,054	0.01	
EUR	84,795	Repsol	1,070,483	0.02	
EUR	100,000	Repsol International Finance variable	94,752	-	
		25/03/2075			
EUR	800,000	Santander Consumer Finance EMTN	909,650	0.02	
		1.5% 12/11/2020			
スリランカ			11,997,536	0.27	
USD	5,885,000	Sri Lanka Government RegS 6%	6,009,038	0.14	
		14/01/2019			
USD	5,856,000	Sri Lanka Government RegS 6.25%	5,988,498	0.13	
		04/10/2020			
国際機関			6,345,405	0.14	
USD	4,470,000	Eurasian Development Bank RegS 5%	4,654,365	0.10	
		26/09/2020			
USD	1,700,000	International Bank for Reconstruction & Development FRN 07/06/2017	1,691,040	0.04	
スウェーデン			31,850,558	0.71	
SEK	255,831	Alfa Laval	3,951,719	0.09	
SEK	35,573	Atlas Copco	905,597	0.02	
SEK	372,833	Axfood	7,148,197	0.16	
SEK	39,733	Hennes & Mauritz	1,151,114	0.03	
SEK	140,529	Hexpol	1,412,609	0.03	
SEK	136,708	Intrum Justitia	4,221,736	0.09	
EUR	950,000	Molnlycke 1.5% 28/02/2022	1,102,359	0.03	
SEK	75,096	SKF	1,193,626	0.03	
SEK	51,935	Swedbank	1,061,256	0.02	
SEK	147,938	Swedish Match	5,107,548	0.11	
SEK	991,292	Telia	4,594,797	0.10	
スイス			70,642,442	1.58	
CHF	80,164	ABB Registered	1,556,535	0.03	
CHF	6,762	Actelion Registered	1,119,763	0.02	
CHF	3,813	Baloise Registered	418,994	0.01	
EUR	1,000,000	Credit Suisse Funding Guernsey EMTN	1,086,118	0.02	
		1.25% 14/04/2022			
CHF	363	Galenica Registered	494,052	0.01	
CHF	557	Givaudan Registered	1,114,034	0.02	
CHF	40,827	Kuehne + Nagel International Registered	5,648,640	0.13	
CHF	139,560	Nestle Registered	10,726,369	0.24	
CHF	144,126	Novartis Registered	11,748,881	0.26	
CHF	853	Partners	361,433	0.01	
CHF	51,208	Roche	13,315,014	0.30	
CHF	1,944	Schindler	346,208	0.01	
CHF	3,486	SGS Registered	7,918,265	0.18	
CHF	3,952	Sonova Registered	523,712	0.01	
CHF	2,860	Swiss Prime Site Registered	257,452	0.01	
CHF	40,986	Swiss Re	3,525,786	0.08	
CHF	2,318	Swisscom Registered	1,139,214	0.03	
EUR	900,000	UBS Funding Jersey 1.75% 16/11/2022	1,043,688	0.02	
USD	3,785,000	UBS Funding Jersey 144A 3%	3,855,325	0.09	
		15/04/2021			
CHF	108,741	UBS Registered	1,405,380	0.03	
USD	2,600,000	UBS variable perpetual	2,645,331	0.06	
USD	400,000	UBS variable perpetual	392,248	0.01	
台湾			43,762,174	0.98	

TWD	94,000	Advanced Semiconductor Engineering	106,778	-
TWD	35,000	Chicony Electronics	78,648	-
TWD	1,994,000	Chunghwa Telecom	7,200,006	0.16
TWD	31,000	Cleanaway	166,222	-
TWD	253,000	Compal Electronics	158,792	-
TWD	39,220	Cyberlink	83,511	-
TWD	175,000	Delta Electronics	846,144	0.02
TWD	149,000	Draytek	138,083	-
TWD	1,049,000	Far Eastone Telecommunications	2,532,764	0.06
TWD	155,400	Faraday Technology	162,557	-
USD	500,000	Formosa Cayman 3.375% 22/04/2025	506,813	0.01
TWD	237,000	Formosa Petrochemical	642,744	0.01
TWD	76,000	Fubon Financial	88,687	-
TWD	1,433,000	Greatek Electronics	1,678,880	0.04
TWD	481,000	Hon Hai Precision Industry	1,229,931	0.03
TWD	1,002,000	Inventec	709,636	0.02
TWD	1,244,000	King' s Town Bank	823,190	0.02
TWD	198,000	Kinsus Interconnect Technology	432,036	0.01
TWD	84,000	MediaTek	635,259	0.01
TWD	92,000	Microlife	234,676	0.01
TWD	47,000	Nan Ya Plastics	88,861	-
TWD	711,000	Novatek Microelectronics	2,633,415	0.06
TWD	42,000	Pegatron	88,259	-
TWD	40,000	Powertech Technology	88,644	-
TWD	168,000	President Chain Store	1,306,968	0.03
TWD	261,180	Realtek Semiconductor	808,700	0.02
TWD	427,000	Siliconware Precision Industries	647,832	0.02
TWD	479,000	Simplo Technology	1,670,205	0.04
TWD	833,000	Sonix Technology	855,875	0.02
TWD	25,000	St Shine Optical	560,222	0.01
TWD	26,000	Taiwan Mobile	90,658	-
TWD	427,000	Taiwan Semiconductor Manufacturing	2,150,617	0.05
USD	416,700	Taiwan Semiconductor Manufacturing ADR	10,750,860	0.24
TWD	238,000	Test Research	316,458	0.01
TWD	58,000	Thinking Electronic Industrial	89,164	-
TWD	318,000	Transcend Information	961,964	0.02
TWD	267,000	Uni-President Enterprises	525,493	0.01
TWD	147,000	United Integrated Services	218,924	0.01
TWD	1,776,000	United Microelectronics	693,578	0.02
TWD	539,000	Yungtay Engineering	760,120	0.02

タイ

			44,891,732	1.00
THB	417,000	Advanced Info Service (NVDR)	1,876,399	0.04
THB	493,600	Bangkok Dusit Medical Services (NVDR)	335,974	0.01
THB	13,300	Delta Electronics Thailand (Foreign)	25,852	-
THB	360,700	Delta Electronics Thailand (NVDR)	701,101	0.02
THB	998,200	Hana Microelectronics (NVDR)	838,632	0.02
THB	824,100	IRPC (NVDR)	111,717	-
THB	187,000	Krung Thai Bank (NVDR)	86,808	-
THB	13,100	PTT Exploration & Production (Foreign)	31,246	-
THB	1,445,600	PTT Exploration & Production (NVDR)	3,447,982	0.08
USD	400,000	PTT Exploration & Production RegS variable perpetual	399,323	0.01
THB	71,100	PTT Global Chemical (NVDR)	119,975	-
THB	51,050	Siam Cement (NVDR)	692,046	0.02
THB	14,900	Siam City Cement (NVDR)	125,606	-
THB	189,800	Siam Commercial Bank (Foreign)	751,351	0.02
THB	149,100	Thai Union (NVDR)	93,418	-
THB	55,745,000	Thailand Government 3.58% 17/12/2027	1,817,659	0.04
THB	40,225,000	Thailand Government 3.625% 16/06/2023	1,280,713	0.03
THB	575,791,000	Thailand Government 3.65% 17/12/2021	18,059,845	0.40
THB	43,227,000	Thailand Government 4% 17/06/2066	1,496,954	0.03

THB	51,874,000	Thailand Government 4.675% 29/06/2044	2,052,560	0.05
THB	244,782,000	Thailand Government 4.875% 22/06/2029	9,073,707	0.20
THB	48,796,000	Thailand Government 5.125% 13/03/2018	1,472,864	0.03
トルコ			67,123,369	1.50
TRY	212,943	Adana Cimento Sanayii	45,778	-
TRY	411,744	Eregli Demir ve Celik Fabrikalari	586,778	0.01
TRY	59,670	Mardin Cimento Sanayii ve Ticaret	81,519	-
TRY	65,145	Petkim Petrokimya	86,740	-
TRY	324,817	TAV Havalimanlari	1,423,608	0.03
TRY	760	Tofas Turk Otomobil Fabrikasi	6,198	-
TRY	30,012	Tupras Turkiye Petrol Rafinerileri	663,407	0.02
TRY	6,594	Turk Traktor ve Ziraat Makineleri	192,744	-
USD	8,713,000	Turkey Government 3.25% 23/03/2023	8,450,303	0.19
USD	3,475,000	Turkey Government 4.25% 14/04/2026	3,535,118	0.08
USD	7,307,000	Turkey Government 4.875% 16/04/2043	7,145,150	0.16
USD	2,970,000	Turkey Government 5.125% 25/03/2022	3,178,672	0.07
USD	2,290,000	Turkey Government 6.75% 03/04/2018	2,464,956	0.06
TRY	17,270,000	Turkey Government 7.1% 08/03/2023	5,426,696	0.12
TRY	9,245,000	Turkey Government 7.4% 05/02/2020	3,072,760	0.07
TRY	4,035,000	Turkey Government 8% 12/03/2025	1,311,760	0.03
TRY	2,520,000	Turkey Government 8.5% 10/07/2019	869,933	0.02
TRY	48,361,757	Turkey Government 8.5% 14/09/2022	16,412,394	0.37
TRY	30,818,153	Turkey Government 8.8% 14/11/2018	10,712,674	0.24
USD	400,000	Turkiye Is Bankasi RegS 5.375% 06/10/2021	413,146	0.01
USD	1,000,000	Turkiye Is Bankasi RegS 5.5% 21/04/2019	1,043,035	0.02
ウクライナ			4,880,244	0.11
USD	5,060,000	Ukraine Government RegS 7.75% 01/09/2023	4,880,244	0.11
アラブ首長国連邦			12,203,078	0.27
USD	3,198,000	Abu Dhabi Government 144A 6.75% 08/04/2019	3,654,274	0.08
USD	5,896,000	Abu Dhabi Government RegS 3.125% 03/05/2026	6,099,088	0.14
USD	2,000,000	DP World Crescent RegS 3.908% 31/05/2023	2,010,460	0.04
USD	400,000	DP World RegS 6.85% 02/07/2037	439,256	0.01
イギリス			373,112,742	8.32
GBP	2,100,000	AA Bond RegS 5.5% 31/07/2022	2,706,786	0.06
GBP	121,447	Admiral	3,236,033	0.07
GBP	11,390	Aggreko	195,169	-
GBP	500,000	Anglian Water Services Financing step coupon 15/01/2029	975,968	0.02
EUR	205,000	Anglo American Capital EMTN 2.5% 29/04/2021	208,800	-
GBP	577,000	Arqiva Broadcast Finance RegS 9.5% 31/03/2020	831,787	0.02
EUR	800,000	Arrow Global Finance RegS FRN 01/05/2023	884,075	0.02
GBP	674,901	Ashmore	2,602,013	0.06
GBP	164,947	AstraZeneca	9,611,265	0.21
GBP	43,937	Auto Trader	204,375	-
EUR	1,240,000	Aviva EMTN variable 04/12/2045	1,276,966	0.03
GBP	83,000	Aviva variable perpetual	110,553	-
GBP	400,000	Bank of Scotland variable perpetual	598,923	0.01
USD	1,935,000	Barclays 5.2% 12/05/2026	1,963,686	0.04
EUR	1,150,000	Barclays EMTN variable 11/11/2025	1,203,072	0.03
GBP	371,072	Beazley	1,810,533	0.04
GBP	98,623	Berendsen	1,590,553	0.04
GBP	37,186	Berkeley	1,241,311	0.03

GBP	393,945	BHP Billiton	4,942,254	0.11
EUR	500,000	Boparan Finance RegS 4.375% 15/07/2021	513,687	0.01
GBP	1,750,000	Boparan Finance RegS 5.25% 15/07/2019	2,229,653	0.05
GBP	872,062	BP	5,004,455	0.11
GBP	50,963	British American Tobacco	3,241,760	0.07
EUR	400,000	British Telecommunications EMTN 1.125% 10/03/2023	452,506	0.01
GBP	104,391	Burberry	1,631,251	0.04
GBP	206,129	Chesnara	779,576	0.02
GBP	69,735	Close Brothers	1,038,037	0.02
GBP	276,671	Compass	5,214,122	0.12
GBP	1,542,000	Co-Operative Bank EMTN 5.125% 20/09/2017	1,967,208	0.04
GBP	350,000	Coventry Building Society EMTN 5.875% 28/09/2022	573,175	0.01
GBP	4,461	Croda International	183,888	–
GBP	398,262	Diageo	10,821,179	0.24
GBP	37,195	Diploma	412,618	0.01
GBP	862,610	Direct Line Insurance	3,983,411	0.09
EUR	850,000	DS Smith EMTN 2.25% 16/09/2022	978,679	0.02
EUR	1,300,000	Erste Capital Finance Jersey Tier 1 EMTN variable perpetual	1,439,316	0.03
GBP	600,000	Eversholt Funding EMTN 5.831% 02/12/2020	939,715	0.02
GBP	500,000	Eversholt Funding EMTN 6.697% 22/02/2035	922,974	0.02
GBP	258,684	Experian	4,799,062	0.11
EUR	300,000	FCE Bank EMTN 1.114% 13/05/2020	338,958	0.01
EUR	400,000	FCE Bank EMTN 1.66% 11/02/2021	459,558	0.01
USD	2,689,000	Fiat Chrysler Automobiles 4.5% 15/04/2020	2,721,039	0.06
USD	6,120,000	Fiat Chrysler Automobiles 5.25% 15/04/2023	6,084,473	0.14
GBP	580,000	Friends Life 8.25% 21/04/2022	931,359	0.02
EUR	150,000	G4S International Finance EMTN 2.625% 06/12/2018	174,401	–
GBP	1,133,000	Galaxy Bidco RegS FRN 15/11/2019	1,517,152	0.03
GBP	398,961	GlaxoSmithKline	8,386,757	0.19
GBP	350,000	Global Switch EMTN 4.375% 13/12/2022	512,730	0.01
EUR	550,000	Global Switch EMTN 5.5% 18/04/2018	668,102	0.02
GBP	25,972	Go-Ahead	681,544	0.02
GBP	561,000	Great Rolling Stock EMTN 6.25% 27/07/2020	879,424	0.02
GBP	1,000,000	Greene King Finance FRN 15/03/2036	956,166	0.02
GBP	700,000	Hammerson 3.5% 27/10/2025	1,001,098	0.02
GBP	8,544	Hargreaves Lansdown	139,957	–
GBP	1,242,000	HBOS Sterling Finance Jersey variable perpetual	2,032,337	0.05
EUR	550,000	Heathrow Funding EMTN 1.5% 11/02/2030	599,074	0.01
GBP	1,300,000	Hiscox variable 24/11/2045	1,737,365	0.04
GBP	2,100,000	House of Fraser Funding RegS FRN 15/09/2020	2,636,162	0.06
GBP	1,097,536	HSBC	6,724,176	0.15
HKD	685,600	HSBC	4,183,801	0.09
GBP	300,000	HSBC EMTN 7% 07/04/2038	513,299	0.01
GBP	700,000	Iceland Bondco RegS 6.25% 15/07/2021	828,526	0.02
GBP	1,632,000	Iceland Bondco RegS 6.75% 15/07/2024	1,880,668	0.04
GBP	1,400,000	IDH Finance RegS FRN 01/12/2018	1,852,304	0.04

GBP	76,989	IG	821,917	0.02
EUR	1,690,000	Iglo Foods BondCo RegS FRN 15/06/2020	1,844,770	0.04
GBP	152,177	IMI	1,949,527	0.04
GBP	44,933	Imperial Brands	2,402,103	0.05
GBP	334,425	Indivior	1,122,656	0.03
EUR	1,150,000	Ineos Finance RegS 4% 01/05/2023	1,229,118	0.03
GBP	265,904	Informa	2,527,096	0.06
GBP	185,000	InterContinental Hotels EMTN 3.75% 14/08/2025	265,074	0.01
GBP	7,018	Intertek	320,394	0.01
GBP	900,000	Investec Bank EMTN 9.625% 17/02/2022	1,424,813	0.03
GBP	157,224	ITV	371,279	0.01
EUR	900,000	ITV 2.125% 21/09/2022	1,030,386	0.02
GBP	300,000	J Sainsbury 1.25% 21/11/2019	407,878	0.01
GBP	652,000	J Sainsbury variable perpetual	894,786	0.02
GBP	254,601	John Wood	2,316,783	0.05
GBP	1,279,233	Legal & General	3,227,656	0.07
GBP	600,000	Lloyds Bank EMTN 7.625% 22/04/2025	985,879	0.02
EUR	600,000	Lloyds Bank EMTN variable 16/12/2021	697,759	0.02
GBP	220,529	Marks & Spencer	919,004	0.02
GBP	862,786	Meggitt	4,704,824	0.11
EUR	1,000,000	Merlin Entertainments RegS 2.75% 15/03/2022	1,084,273	0.02
GBP	463,806	Mitie	1,552,611	0.03
GBP	802,000	Moy Park BondCo RegS 6.25% 29/05/2021	1,083,929	0.02
GBP	790,000	New Look Secured Issuer RegS 6.5% 01/07/2022	983,090	0.02
GBP	28,252	Next	1,842,020	0.04
GBP	126,099	Old Mutual	329,544	0.01
GBP	1,277,000	Old Mutual 7.875% 03/11/2025	1,765,283	0.04
GBP	330,000	Old Mutual variable perpetual	420,864	0.01
GBP	1,000,000	Pizzaexpress Financing 1 RegS 8.625% 01/08/2022	1,232,179	0.03
GBP	400,000	Porterbrook Rail Finance EMTN 7.125% 20/10/2026	755,223	0.02
GBP	636,227	Premier Farnell	1,412,009	0.03
GBP	5,413	Provident Financial	164,285	-
GBP	277,916	Prudential	4,586,163	0.10
GBP	53,652	Reckitt Benckiser	5,276,046	0.12
EUR	600,000	RELX Finance 1.375% 12/05/2026	686,588	0.02
GBP	44,047	Restaurant	171,302	-
GBP	138,107	Rio Tinto	4,207,384	0.09
GBP	700,000	R1 Finance Bonds No. 3 6.125% 13/11/2028	966,085	0.02
GBP	1,563,750	Rotork	4,537,460	0.10
USD	2,155,000	Royal Bank of Scotland 144A variable perpetual	2,329,889	0.05
EUR	375,000	Royal Bank of Scotland 5.5% perpetual	384,945	0.01
EUR	550,000	Royal Bank of Scotland EMTN 5.5% 23/03/2020	713,716	0.02
USD	3,400,000	Royal Bank of Scotland variable perpetual	3,214,513	0.07
GBP	163,388	Royal Dutch Shell	4,404,200	0.10
GBP	306,066	Royal Mail	2,013,268	0.05
GBP	600,000	Santander UK EMTN 3.875% 15/10/2029	889,579	0.02
GBP	11,465,471	Schroder European Real Estate Investment Trust REIT	17,298,552	0.39
GBP	28,598,563	Schroder Real Estate Investment Trust REIT	19,339,612	0.43
GBP	800,000	Scottish Widows 5.5% 16/06/2023	1,107,000	0.02

GBP	46,026	Sky	522,674	0.01
EUR	300,000	Sky EMTN 1.5% 15/09/2021	343,913	0.01
GBP	600,000	Sky EMTN 6% 21/05/2027	1,030,912	0.02
GBP	72,696	Smiths	1,098,761	0.02
GBP	250,000	Southern Water Services Finance EMTN variable 31/03/2038	365,196	0.01
GBP	85,488	Spectris	2,065,986	0.05
GBP	299,976	Spirit Issuer variable 28/12/2021	383,287	0.01
GBP	569,000	Spirit Issuer variable 28/12/2036	759,866	0.02
GBP	37,221	SSE	755,616	0.02
EUR	1,000,000	SSE variable perpetual	1,042,429	0.02
GBP	91,950	St James' s Place	956,244	0.02
USD	400,000	Standard Chartered 144A variable perpetual	366,330	0.01
USD	2,000,000	Standard Chartered RegS 4.05% 12/04/2026	2,009,150	0.05
GBP	2,600,000	TES Finance RegS 6.75% 15/07/2020	2,856,536	0.06
GBP	2,320,000	Tesco EMTN 4.875% 24/03/2042	2,624,416	0.06
GBP	1,020,000	Tesco EMTN 6.125% 24/02/2022	1,501,258	0.03
GBP	540,000	Thames Water Utilities Cayman Finance EMTN variable 13/09/2030	840,663	0.02
GBP	450,000	TVL Finance RegS 8.5% 15/05/2023	589,758	0.01
GBP	8,228,764	UK Commercial Property Trust	8,025,517	0.18
GBP	22,199,000	UK Treasury 2% 22/07/2020	31,837,000	0.71
GBP	570,000	UK Treasury 4.25% 07/12/2040	1,150,631	0.03
GBP	4,353,000	UK Treasury 4.25% 07/12/2046	9,311,050	0.21
GBP	3,530,000	UK Treasury 4.25% 07/12/2055	8,516,740	0.19
GBP	1,182,000	UK Treasury 4.5% 07/09/2034	2,319,986	0.05
GBP	10,051,000	UK Treasury 4.75% 07/12/2030	19,480,421	0.43
GBP	172,675	Unilever	8,091,356	0.18
GBP	1,000,000	Unique Pub Finance 7.395% 28/03/2024	1,302,538	0.03
GBP	1,950,000	Virgin Media Finance RegS 6.375% 15/10/2024	2,628,894	0.06
GBP	850,000	Virgin Media Secured Finance RegS 5.125% 15/01/2025	1,121,087	0.03
EUR	2,400,000	Viridian FundCo II RegS 7.5% 01/03/2020	2,773,471	0.06
GBP	1,906,000	Voyage Care Bondco RegS 6.5% 01/08/2018	2,478,452	0.06
GBP	66,362	WH Smith	1,386,536	0.03
GBP	1,099,050	William Hill	3,803,482	0.09
GBP	270,000	William Hill 4.875% 07/09/2023	357,043	0.01
GBP	8,022	Wolseley	409,780	0.01
EUR	1,100,000	Yorkshire Building Society EMTN 1.25% 17/03/2022	1,186,516	0.03
GBP	600,000	Yorkshire Building Society EMTN 3.5% 21/04/2026	843,109	0.02

アメリカ合衆国			1,194,819,025	26.64
----------------	--	--	----------------------	--------------

USD	22,589	3M	3,874,465	0.09
USD	1,290,000	AbbVie 3.2% 06/11/2022	1,336,498	0.03
USD	12,993	Accenture	1,452,098	0.03
USD	6,000,000	AES 4.875% 15/05/2023	5,938,170	0.13
USD	1,080,000	Aetna 3.2% 15/06/2026	1,110,202	0.02
USD	87,807	Aflac	6,153,515	0.14
USD	7,215,000	Aircastle 5.5% 15/02/2022	7,544,329	0.17
EUR	2,208,000	Alliance Data Systems RegS 5.25% 15/11/2023	2,415,398	0.05
USD	504	Alphabet	350,376	0.01
USD	79,200	Altria	5,372,136	0.12
USD	2,110,000	Altria 10.2% 06/02/2039	3,916,983	0.09
USD	1,137	Amazon.com	813,637	0.02
USD	21,350	American Express	1,273,100	0.03
USD	530,000	American International 3.9% 01/04/2026	547,395	0.01
USD	2,000,000	American Tower 3.3% 15/02/2021	2,085,740	0.05

USD	11,573	Ameriprise Financial	1,029,650	0.02
USD	71,900	Amgen	10,792,190	0.24
EUR	300,000	Amgen 2% 25/02/2026	358,729	0.01
GBP	560,000	Amgen 4% 13/09/2029	857,240	0.02
USD	270,000	Anadarko Petroleum 4.85% 15/03/2021	286,304	0.01
USD	145,983	Apple	13,780,795	0.31
USD	12,562	AT&T	534,387	0.01
USD	1,655,000	AT&T 2.45% 30/06/2020	1,684,889	0.04
EUR	1,000,000	AT&T 2.45% 15/03/2035	1,144,933	0.03
USD	42,700	Automatic Data Processing	3,805,851	0.09
USD	10,966	Avery Dennison	798,544	0.02
EUR	800,000	Ball 4.375% 15/12/2023	961,817	0.02
USD	6,970,000	Bank of America variable perpetual	6,539,359	0.15
USD	142,600	BB&T	4,945,368	0.11
USD	82,700	Bemis	4,146,578	0.09
USD	745	Berkshire Hathaway	105,879	-
USD	48,396	Boeing	6,145,808	0.14
USD	9,330,000	Boyd Gaming 6.875% 15/05/2023	9,966,866	0.22
USD	96,000	Buckle	2,430,720	0.05
USD	193,900	CA	6,253,275	0.14
USD	30,700	Cal-Maine Foods	1,333,915	0.03
USD	13,000,000	Calpine 5.75% 15/01/2025	12,575,030	0.28
USD	66,597	Campbell Soup	4,183,624	0.09
USD	15,448	Cardinal Health	1,193,976	0.03
USD	53,000	Cato	1,970,540	0.04
USD	48,201	CenterPoint Energy	1,156,824	0.03
USD	36,755	CenturyLink	1,045,680	0.02
USD	85,044	CH Robinson Worldwide	6,263,491	0.14
USD	9,000,000	Chesapeake Energy 5.375% 15/06/2021	5,940,000	0.13
USD	78,549	Chevron	8,123,538	0.18
HKD	62,400	China Metal Recycling *	-	-
USD	5,000,000	CHS/Community Health Systems 7.125% 15/07/2020	4,655,175	0.10
USD	11,579	Church & Dwight	1,156,974	0.03
USD	401,600	Cisco Systems	11,349,216	0.25
USD	3,140,000	Citigroup 4.4% 10/06/2025	3,279,306	0.07
USD	32,538	Coach	1,296,965	0.03
USD	246,439	Coca-Cola	10,951,749	0.24
USD	20,228	Colgate-Palmolive	1,453,584	0.03
USD	48,534	Computer Programs & Systems	1,904,959	0.04
USD	1,900,000	Continental Resources 5% 15/09/2022	1,848,462	0.04
USD	61,000	Corrections Corp of America REIT	2,117,920	0.05
USD	5,184	CR Bard	1,204,502	0.03
USD	17,900	Cracker Barrel Old Country Store	3,066,449	0.07
USD	5,380,000	Crestwood Midstream Partners/ Crestwood Midstream Finance 6.125% 01/03/2022	5,016,850	0.11
USD	205,000	Crown Castle International 3.7% 15/06/2026	211,848	-
USD	79,000	Cummins	8,668,670	0.19
USD	14,800	CVR Energy	233,544	0.01
USD	121,200	Darden Restaurants	7,994,352	0.18
USD	7,920,000	DaVita HealthCare Partners 5.125% 15/07/2024	8,008,268	0.18
USD	9,575	Delta Air Line	346,998	0.01
USD	2,415,000	Devon Energy 5.85% 15/12/2025	2,651,404	0.06
EUR	450,000	DH Europe Finance 1.7% 04/01/2022	532,834	0.01
USD	95,676	Discover Financial Services	5,023,947	0.11
USD	124,100	Dow Chemical	6,130,540	0.14
USD	4,198	Dun & Bradstreet	501,913	0.01
USD	2,755,000	Dynegy 6.75% 01/11/2019	2,751,446	0.06
USD	2,205,000	Dynegy 7.375% 01/11/2022	2,125,730	0.05
USD	9,970,000	Dynegy 7.625% 01/11/2024	9,446,575	0.21
USD	1,250,000	Eastman Chemical 4.8% 01/09/2042	1,317,262	0.03

USD	13,191	Eaton Vance	451,132	0.01
USD	47,723	eBay	1,112,423	0.03
USD	15,941	Electronic Arts	1,175,489	0.03
USD	190,100	Emerson Electric	9,630,466	0.21
USD	3,435,000	Energy Transfer Equity 5.875% 15/01/2024	3,353,951	0.08
USD	1,395,000	Energy Transfer Partners 4.05% 15/03/2025	1,372,471	0.03
USD	615,000	Energy Transfer Partners 5.15% 01/02/2043	554,361	0.01
USD	1,990,000	Enova International 9.75% 01/06/2021	1,577,075	0.04
USD	3,565,000	Ensco 5.75% 01/10/2044	2,141,139	0.05
USD	14,633	Entergy	1,153,666	0.03
USD	1,310,000	Enterprise Products Operating 3.9% 15/02/2024	1,388,908	0.03
USD	12,875	Estee Lauder	1,155,016	0.03
USD	23,016	Everest Re	4,002,022	0.09
USD	35,726	Exelon	1,254,697	0.03
USD	346,000	Exelon 2.45% 15/04/2021	351,290	0.01
USD	22,450	Expeditors International of Washington	1,080,967	0.02
USD	2,789	Express Scripts	211,127	-
USD	87,570	Exxon Mobil	8,096,722	0.18
USD	6,132	Facebook	700,029	0.02
USD	24,877	Fastenal	1,080,657	0.02
USD	209,100	Fifth Third Bancorp	3,579,792	0.08
USD	29,384	FirstEnergy	1,004,639	0.02
USD	39,698	Ford Motor	498,210	0.01
USD	1,010,000	Ford Motor Credit 3.096% 04/05/2023	1,022,004	0.02
USD	30,612	Fortinet	952,033	0.02
USD	110,900	GameStop	2,928,869	0.07
USD	69,800	Gannett	956,260	0.02
USD	140,755	Gap	2,955,855	0.07
USD	62,500	Garmin	2,589,375	0.06
USD	5,567	Gartner	529,310	0.01
USD	38,000	General Dynamics	5,153,940	0.12
USD	25,756	General Electric	786,846	0.02
USD	1,500,000	General Electric MTNA 6.75% 15/03/2032	2,113,498	0.05
USD	187,578	General Mills	12,729,043	0.28
USD	2,137	General Motors	60,199	-
USD	43,700	Genuine Parts	4,334,166	0.10
USD	21,005	Gilead Sciences	1,728,081	0.04
USD	14,931	Global Payments	1,057,712	0.02
USD	30,900	Guess?	452,685	0.01
USD	39,366	H&R Block	896,364	0.02
EUR	1,200,000	Hanesbrands Finance Luxembourg RegS 3.5% 15/06/2024	1,350,083	0.03
USD	15,112	HCA	1,164,380	0.03
USD	13,495,000	HCA 5.25% 15/04/2025	14,088,847	0.31
USD	55,300	HCI	1,493,100	0.03
USD	4,650,000	HealthSouth 5.125% 15/03/2023	4,564,673	0.10
USD	12,280	Hershey	1,192,879	0.03
USD	56,200	Hillenbrand	1,633,734	0.04
USD	16,421	Home Depot	2,091,543	0.05
USD	71,100	Horace Mann Educators	2,351,277	0.05
USD	4,539	Hormel Foods	160,317	-
USD	402,613	Intel	12,855,433	0.29
USD	7,500	International Bancshares	192,000	-
USD	75,800	International Business Machines	11,253,268	0.25
EUR	400,000	International Business Machines 1.125% 06/09/2024	459,885	0.01
USD	28,000	International Paper	1,152,760	0.03
USD	11,468	Intuit	1,253,338	0.03
USD	12,839	JB Hunt Transport Services	1,024,552	0.02

USD	4,000,000	JC Penney 6.375% 15/10/2036	3,048,460	0.07
USD	18,500	John Wiley & Sons	938,690	0.02
USD	119,072	Johnson & Johnson	14,208,862	0.32
USD	8,630,000	Jones Energy/Jones Energy Finance 6.75% 01/04/2022	7,015,543	0.16
USD	132,962	JPMorgan Chase & Co.	8,137,274	0.18
USD	2,895,000	JPMorgan Chase & Co. variable perpetual	3,191,897	0.07
USD	304,000	KeyCorp	3,289,280	0.07
USD	22,700	Kimberly-Clark	3,057,690	0.07
USD	3,220,000	Kinder Morgan 4.3% 01/06/2025	3,300,564	0.07
EUR	500,000	Kloeckner Pentaplast of America RegS 7.125% 01/11/2020	580,324	0.01
USD	40,700	Kohl's	1,536,018	0.03
EUR	500,000	Kraft Heinz Foods 2% 30/06/2023	592,849	0.01
GBP	600,000	Kraft Heinz Foods 4.125% 01/07/2027	890,022	0.02
USD	35,095	Kroger	1,279,213	0.03
USD	9,100	L Brands	610,428	0.01
USD	9,549	Lear	983,452	0.02
USD	103,659	Linear Technology	4,726,850	0.11
USD	1,750,000	Lockheed Martin 3.1% 15/01/2023	1,852,156	0.04
USD	119,192	LyondellBasell Industries	8,821,400	0.20
USD	54,800	Marathon Petroleum	2,041,848	0.05
USD	365,000	Marathon Petroleum 5% 15/09/2054	308,303	0.01
USD	17,020	Marriott International	1,104,598	0.02
USD	17,147	MasterCard	1,579,753	0.04
USD	91,800	Mattel	2,845,800	0.06
USD	144,000	Maxim Integrated Products	5,045,760	0.11
USD	1,295,000	McDonald's MTN 4.875% 09/12/2045	1,516,743	0.03
USD	13,897	Mead Johnson Nutrition	1,218,072	0.03
USD	1,315,000	Medtronic 3.5% 15/03/2025	1,440,471	0.03
USD	15,000,000	Men's Wearhouse 7% 01/07/2022	12,525,000	0.28
USD	215,667	Merck & Co.	12,303,802	0.27
USD	115,400	Meridian Bioscience	2,230,682	0.05
USD	16,460,000	Meritor 6.25% 15/02/2024	14,054,782	0.31
USD	4,134,000	MetLife 6.4% 15/12/2036	4,412,942	0.10
USD	35,900	Microchip Technology	1,784,230	0.04
USD	263,698	Microsoft	13,327,297	0.30
SEK	1,818	Millicom International Cellular	110,291	-
USD	920,000	Molson Coors Brewing 3% 15/07/2026	921,090	0.02
EUR	1,000,000	Mondelez International 2.375% 06/03/2035	1,148,547	0.03
USD	29,300	Mosaic	750,666	0.02
USD	14,160,000	MPG Holdco I 7.375% 15/10/2022	13,994,399	0.31
USD	870,000	MPT Operating Partnership/MPT Finance 5.5% 01/05/2024	891,785	0.02
USD	2,640,000	MPT Operating Partnership/MPT Finance 6.375% 01/03/2024	2,824,800	0.06
USD	68,800	MSC Industrial Direct	4,786,416	0.11
USD	10,616	MSCI	795,245	0.02
USD	3,600,000	MSCI 144A 5.75% 15/08/2025	3,762,000	0.08
USD	5,000,000	NCR 6.375% 15/12/2023	5,049,675	0.11
USD	161,600	NetApp	3,954,352	0.09
USD	730,000	Newell Brands 3.85% 01/04/2023	773,125	0.02
USD	1,140,000	Noble Energy 3.9% 15/11/2024	1,163,684	0.03
USD	63,900	Nu Skin Enterprises	2,812,239	0.06
USD	19,353	Nucor	927,396	0.02
USD	5,000,000	Oasis Petroleum 6.875% 15/03/2022	4,614,025	0.10
USD	2,000,000	Oasis Petroleum 6.875% 15/01/2023	1,820,000	0.04
USD	14,500	Occidental Petroleum	1,088,805	0.02
USD	68,787	Omnicom	5,509,839	0.12
USD	1,888	O'Reilly Automotive	516,689	0.01
USD	8,313	Palo Alto Networks	1,024,162	0.02
USD	132,346	Paychex	7,429,904	0.17

USD	110,605	PepsiCo	11,405,588	0.25
USD	39,300	PetMed Express	726,264	0.02
USD	334,298	Pfizer	11,703,773	0.26
USD	59,050	Philip Morris International	5,823,511	0.13
USD	550,000	Philip Morris International 2.125% 10/05/2023	550,635	0.01
USD	66,000	PNC Financial Services	5,302,440	0.12
USD	12,743	Polaris Industries	1,031,291	0.02
USD	107,300	Principal Financial	4,324,190	0.10
USD	140,372	Procter & Gamble	11,778,615	0.26
USD	36,215	Progressive	1,181,695	0.03
EUR	250,000	Prologis International Funding II EMTN 1.876% 17/04/2025	287,753	0.01
USD	208,600	QUALCOMM	11,170,530	0.25
USD	11,225,000	Qualitytech/QTS Finance 5.875% 01/08/2022	11,491,594	0.26
USD	133,185	Quest Diagnostics	10,674,778	0.24
USD	16,474	Quintiles Transnational	1,045,934	0.02
USD	52,400	Raytheon	7,077,668	0.16
USD	14,588	Red Hat	1,063,903	0.02
USD	3,253	Regeneron Pharmaceuticals	1,131,589	0.03
USD	161,246	ResMed	10,002,089	0.22
USD	2,750,000	Reynolds American 4% 12/06/2022	2,993,691	0.07
USD	4,285,000	Reynolds Issuer 5.75% 15/10/2020	4,406,330	0.10
USD	22,821	Robert Half International	835,705	0.02
USD	9,752	Rockwell Automation	1,088,518	0.02
USD	22,491	Ross Stores	1,254,323	0.03
USD	21,690	Schlumberger	1,688,133	0.04
USD	26,700	Schweitzer-Mauduit International	917,946	0.02
USD	35,300	Seagate Technology	845,435	0.02
USD	12,522	SEI Investments	581,897	0.01
USD	8,000,000	Select Medical 6.375% 01/06/2021	7,645,120	0.17
USD	4,099	Sherwin-Williams	1,190,391	0.03
USD	280,341	Sirius XM	1,098,937	0.02
USD	141,200	Sonoco Products	6,742,300	0.15
USD	830,000	Southern 3.25% 01/07/2026	861,279	0.02
USD	14,065,000	Sprint 7.875% 15/09/2023	11,484,073	0.26
USD	3,000,000	Sprint Communications 6% 15/11/2022	2,311,965	0.05
USD	200,000	Sprint Communications 7% 15/08/2020	177,928	-
USD	28,826	Starbucks	1,635,587	0.04
USD	7,190,000	Suburban Propane Partners/Suburban Energy Finance 5.5% 01/06/2024	7,082,941	0.16
USD	4,660,000	Suburban Propane Partners/Suburban Energy Finance 5.75% 01/03/2025	4,614,705	0.10
USD	38,549	Synchrony Financial	957,172	0.02
USD	62,896	T Rowe Price	4,487,001	0.10
USD	6,700	Terra Nitrogen	706,046	0.02
USD	13,901	Tesoro	1,049,247	0.02
USD	600,000	Tesoro Logistics/Tesoro Logistics Finance 6.125% 15/10/2021	625,185	0.01
USD	1,400,000	Tesoro Logistics/Tesoro Logistics Finance 6.375% 01/05/2024	1,466,500	0.03
USD	23,567	Texas Instruments	1,443,479	0.03
EUR	550,000	Thermo Fisher Scientific 2.15% 21/07/2022	655,640	0.01
USD	18,147	TJX	1,384,798	0.03
USD	2,600,000	T-Mobile USA 6% 15/04/2024	2,703,662	0.06
USD	32,900	Transocean Partners	411,250	0.01
USD	86,900	Tupperware Brands	4,800,356	0.11
USD	8,000	Union Pacific	690,240	0.02
USD	10,000,000	United Rentals North America 5.75% 15/11/2024	10,054,800	0.22
USD	22,000	United Technologies	2,210,340	0.05
USD	3,220	UnitedHealth	452,474	0.01

USD	10,000	Universal	556,500	0.01
USD	98,600	Universal Insurance	1,776,772	0.04
USD	135,000	Unum 3% 15/05/2021	137,908	-
USD	22,328,000	US Treasury 0.625% 30/11/2017	22,341,955	0.50
USD	24,881,000	US Treasury 1% 15/09/2017	25,014,152	0.56
USD	25,533,000	US Treasury 1.25% 29/02/2020	25,892,058	0.58
USD	23,581,000	US Treasury 1.375% 30/09/2018	23,958,665	0.53
USD	17,685,000	US Treasury 1.625% 15/11/2022	18,082,912	0.40
USD	22,909,000	US Treasury 1.75% 30/09/2019	23,610,588	0.53
USD	22,399,000	US Treasury 2% 15/11/2021	23,454,203	0.52
USD	20,639,000	US Treasury 2.125% 15/08/2021	21,724,160	0.48
USD	18,801,000	US Treasury 2.125% 15/05/2025	19,845,337	0.44
USD	22,399,000	US Treasury 2.375% 31/12/2020	23,753,440	0.53
USD	24,114,000	US Treasury 3.125% 15/08/2044	28,390,467	0.63
USD	22,981,000	US Treasury 3.5% 15/02/2018	24,055,092	0.54
USD	6,063,000	US Treasury 4.5% 15/02/2036	8,741,614	0.20
USD	9,430,000	US Treasury 5.25% 15/02/2029	13,330,189	0.30
EUR	1,560,000	Valeant Pharmaceuticals International RegS 4.5% 15/05/2023	1,314,402	0.03
USD	81,100	Valero Energy	4,210,712	0.09
USD	26,600	Validus	1,264,564	0.03
USD	10,388	Varian Medical Systems	837,377	0.02
USD	1,500,000	Ventas Realty 3.5% 01/02/2025	1,538,475	0.03
USD	45,922	Verizon Communications	2,528,465	0.06
USD	1,553,000	Verizon Communications 4.672% 15/03/2055	1,569,136	0.04
USD	1,750,000	Visa 3.15% 14/12/2025	1,868,624	0.04
USD	60,700	Waddell & Reed Financial	1,021,581	0.02
USD	173,958	Wal-Mart Stores	12,604,997	0.28
GBP	500,000	Wal-Mart Stores 5.625% 27/03/2034	951,250	0.02
USD	265,000	Waste Management 2.4% 15/05/2023	267,229	0.01
USD	6,913	Waters	930,835	0.02
USD	213,893	Wells Fargo & Co.	10,046,554	0.22
USD	2,445,000	Wells Fargo Capital X 5.95% 15/12/2036	2,612,006	0.06
USD	38,900	Western Digital	1,773,840	0.04
USD	361,700	Western Union	6,807,194	0.15
USD	1,605,000	Williams Partners 4.9% 15/01/2045	1,356,650	0.03
USD	4,979	WW Grainger	1,090,899	0.02
USD	41,000	Xilinx	1,864,270	0.04
USD	44,200	Yum! Brands	3,652,688	0.08
ウルグアイ			6,775,979	0.15
USD	5,013,024	Uruguay Government 7.625% 21/03/2036	6,775,979	0.15
ベトナム			1,721,628	0.04
USD	1,665,000	Vietnam Government RegS 4.8% 19/11/2024	1,721,628	0.04
ザンビア			1,582,110	0.04
USD	1,824,000	Zambia Government RegS 8.97% 30/07/2027	1,582,110	0.04
公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計			3,271,658,095	72.95

*2016年6月30日時点の公正価値に基づき評価されています。

株式数または元本額		その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
アルゼンチン			2,865,843	0.06
USD	400,000	Banco Hipotecario RegS 9.75% 30/11/2020	433,952	0.01
USD	2,330,000	City of Buenos Aires RegS 7.5% 01/06/2027	2,431,891	0.05
オーストラリア			561,710	0.01
USD	545,000	Sydney Airport Finance 144A 3.625% 28/04/2026	561,710	0.01
バミューダ			52,340,410	1.17
USD	650,000	Akibare Re 144A FRN 07/04/2020	662,188	0.01
USD	1,200,000	Aozora Re 144A FRN 07/04/2020	1,205,340	0.03
USD	1,500,000	Armor Re 144A FRN 15/12/2016	1,493,138	0.03
USD	3,500,000	Citrus Re 144A FRN 18/04/2017	3,486,875	0.08
USD	3,000,000	Citrus Re 144A FRN 09/04/2018	3,004,350	0.07
USD	1,000,000	Citrus Re 144A FRN 25/02/2019	1,009,650	0.02
USD	800,000	Citrus Re 144A FRN 25/02/2019	802,600	0.02
USD	1,000,000	Eden Re II 144A 0% 23/04/2019	1,025,400	0.02
USD	1,500,000	Everglades Re 144A FRN 28/04/2017	1,530,375	0.03
USD	2,000,000	Galileo Re 144A FRN 09/01/2017	2,020,900	0.05
USD	3,000,000	Galileo Re 144A FRN 08/01/2018	3,086,250	0.07
USD	4,200,000	Gator Re 144A FRN 09/01/2017	3,334,170	0.07
USD	800,000	Laetere Re 144A 0% 06/06/2017	731,800	0.02
USD	1,000,000	Loma Reinsurance 'A' 144A FRN 08/01/2018	1,011,450	0.02
USD	1,050,000	Loma Reinsurance 'B' 144A FRN 08/01/2018	1,075,988	0.02
USD	650,000	Loma Reinsurance 'C' 144A FRN 08/01/2018	662,512	0.01
USD	700,000	Merna Re 144A FRN 08/04/2019	703,675	0.02
USD	1,250,000	MetroCat Re 144A FRN 05/08/2016	1,253,906	0.03
USD	4,250,000	Mona Lisa Re 144A FRN 07/07/2017	4,356,887	0.10
USD	2,450,000	Nakama Re 144A FRN 29/09/2016	2,458,146	0.06
USD	4,500,000	Riverfront Re 144A variable 06/01/2017	4,428,675	0.10
USD	3,550,000	Sanders Re 144A FRN 05/05/2017	3,539,173	0.08
USD	750,000	Sanders Re 144A FRN 28/05/2019	745,987	0.02
USD	3,000,000	Skyline Re 144A FRN 23/01/2017	3,129,900	0.07
USD	1,000,000	Tradewynd Re 144A FRN 09/01/2017	1,008,850	0.02
USD	1,500,000	Tradewynd Re 144A FRN 09/01/2017	1,512,075	0.03
USD	3,000,000	Tradewynd Re 144A FRN 08/01/2018	3,060,150	0.07
ブラジル			5,647,330	0.13
USD	3,500,000	Brazilian Government 6% 07/04/2026	3,779,650	0.08
USD	800,000	BRF RegS 3.95% 22/05/2023	774,180	0.02
USD	700,000	Gerdau Trade RegS 5.75% 30/01/2021	671,794	0.02
USD	445,000	Tupy Overseas RegS 6.625% 17/07/2024	421,706	0.01
カナダ			12,278,359	0.27
CAD	7,271,000	Canadian Government 0.75% 01/03/2021	5,653,653	0.13
CAD	1,177,000	Canadian Government 2.75% 01/12/2048	1,132,212	0.02
CAD	4,707,000	Canadian Government 5.75% 01/06/2029	5,492,494	0.12
ケイマン諸島			24,102,124	0.54
USD	500,000	Caelus Re 2013 144A FRN 07/04/2017	510,875	0.01
USD	2,750,000	Caelus Re IV 144A FRN 06/03/2020	2,826,037	0.07
USD	810,000	East Lane Re VI 144A FRN 14/03/2018	813,200	0.02
USD	2,500,000	East Lane Re VI 144A FRN 13/03/2020	2,552,125	0.06
USD	4,500,000	Mythen Re Series 2012-2 Class A FRN 05/01/2017	4,524,975	0.10
USD	4,000,000	Pelican Re 144A FRN 15/05/2017	4,052,200	0.09
USD	1,000,000	Residential Reinsurance 2012 144A FRN	997,850	0.02

		06/12/2016			
USD	3,250,000	Residential Reinsurance 2012 144A FRN	3,260,887	0.07	
		06/06/2018			
USD	500,000	Residential Reinsurance 2013 144A FRN	518,225	0.01	
		06/06/2017			
USD	1,750,000	Residential Reinsurance 2013 144A FRN	1,786,312	0.04	
		06/12/2017			
USD	500,000	Residential Reinsurance 2014 144A FRN	502,525	0.01	
		06/06/2018			
USD	1,750,000	Residential Reinsurance 2016 FRN	1,756,913	0.04	
		06/06/2020			
チリ			8,895,260	0.20	
USD	2,938,000	Chile Government 3.125% 21/01/2026	3,047,955	0.07	
CLP	374,500,000	Chile Government 5.5% 05/08/2020	598,736	0.01	
USD	2,540,000	Corp Nacional del Cobre de Chile RegS	2,660,497	0.06	
		4.5% 16/09/2025			
USD	1,000,000	Corp Nacional del Cobre de Chile RegS	1,100,440	0.03	
		5.625% 21/09/2035			
USD	1,600,000	Empresa Electrica Guacolda RegS	1,487,632	0.03	
		4.56% 30/04/2025			
コロンビア			3,398,513	0.08	
COP	11,381,000,000	Empresas Publicas de Medellin RegS	3,398,513	0.08	
		7.625% 10/09/2024			
コスタリカ			3,608,527	0.08	
USD	3,655,000	Costa Rica Government RegS 7%	3,608,527	0.08	
		04/04/2044			
ドミニカ共和国			3,976,172	0.09	
USD	3,625,000	Dominican Republic RegS 7.45%	3,976,172	0.09	
		30/04/2044			
エルサルバドル			3,202,183	0.07	
USD	3,652,000	El Salvador Government RegS 6.375%	3,202,183	0.07	
		18/01/2027			
フランス			30,540,713	0.68	
USD	4,800,000	BPCE 144A 5.7% 22/10/2023	5,157,432	0.11	
EUR	600,000	BPCE EMTN 2.875% 16/01/2024	775,175	0.02	
EUR	500,000	Cie Financiere et Industrielle des	685,791	0.02	
		Autoroutes RegS 5% 24/05/2021			
EUR	14,216,000	France Government Bond OAT 2.5%	20,173,721	0.45	
		25/05/2030			
USD	200,000	Numericable-SFR 144A 7.375%	196,094	-	
		01/05/2026			
USD	3,500,000	SPCM 144A 6% 15/01/2022	3,552,500	0.08	
ドイツ			12,319,549	0.28	
USD	325,000	EMD Finance 144A 2.4% 19/03/2020	329,895	0.01	
EUR	281,334	JH-Holding Finance RegS 8.25%	335,571	0.01	
		01/12/2022			
EUR	1,900,000	Safari Verwaltungs GmbH RegS 8.25%	2,231,053	0.05	
		15/02/2021			
USD	9,400,000	ZF North America Capital 144A 4.75%	9,423,030	0.21	
		29/04/2025			
ガーンジー			5,973,349	0.13	
EUR	5,233,788	Sq Revita II variable 20/12/2045	5,973,349	0.13	
香港			1,377,653	0.03	
USD	1,300,000	Hutchison Whampoa International 14	1,377,653	0.03	
		RegS 3.625% 31/10/2024			
インドネシア			2,182,918	0.05	
USD	2,100,000	Listrindo Capital RegS 6.95%	2,182,918	0.05	
		21/02/2019			
アイルランド			16,675,600	0.37	
USD	1,100,000	Atlas IX Capital 144A FRN 08/01/2020	1,125,575	0.03	
USD	10,630,000	James Hardie International Finance	10,922,325	0.24	
		144A			
		5.875% 15/02/2023			
USD	3,100,000	Queen Street X RE 144A FRN	3,105,425	0.07	

		08/06/2018		
USD	1,500,000	Queen Street XI RE 144A FRN	1,522,275	0.03
		07/06/2019		
イタリア			38,293,430	0.85
EUR	350,000	ACEA 4.5% 16/03/2020	448,359	0.01
EUR	400,000	Assicurazioni Generali EMTN variable 12/12/2042	515,795	0.01
EUR	1,750,000	Banco Popolare EMTN 2.75% 27/07/2020	1,957,805	0.04
EUR	100,000	Buzzi Unicem 2.125% 28/04/2023	110,760	-
EUR	700,000	Hera EMTN 5.2% 29/01/2028	1,092,910	0.02
USD	3,345,000	Intesa Sanpaolo 5.25% 12/01/2024	3,578,063	0.08
EUR	2,000,000	Intesa Sanpaolo EMTN 3.928% 15/09/2026	2,231,779	0.05
EUR	2,276,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 4.75% 01/09/2044	3,807,674	0.09
EUR	15,320,000	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 5.5% 01/09/2022	22,046,537	0.49
EUR	2,000,000	UniCredit EMTN 6.95% 31/10/2022	2,503,748	0.06
ジャマイカ			5,696,313	0.13
USD	6,670,000	Digicel 144A 6.75% 01/03/2023	5,696,313	0.13
ルクセンブルグ			14,967,318	0.33
USD	8,535,564	Ardagh Finance 144A 8.625% 15/06/2019	8,642,259	0.19
USD	6,085,000	INEOS 144A 5.875% 15/02/2019	6,129,420	0.14
USD	200,000	Millicom International Cellular RegS 6% 15/03/2025	195,639	-
マレーシア			41,460,203	0.92
MYR	5,390,000	Malaysia Government 3.418% 15/08/2022	1,317,556	0.03
MYR	1,405,000	Malaysia Government 3.492% 31/03/2020	349,828	0.01
MYR	6,715,000	Malaysia Government 3.844% 15/04/2033	1,588,021	0.03
MYR	2,025,000	Malaysia Government 3.892% 15/03/2027	500,208	0.01
MYR	45,671,000	Malaysia Government 4.16% 15/07/2021	11,719,672	0.26
MYR	1,965,000	Malaysia Government 4.181% 15/07/2024	503,821	0.01
MYR	51,649,000	Malaysia Government 4.24% 07/02/2018	13,131,862	0.29
MYR	44,968,000	Malaysia Government 4.498% 15/04/2030	11,611,849	0.26
USD	700,000	Petronas Capital RegS 3.5% 18/03/2025	737,386	0.02
メキシコ			28,419,949	0.63
USD	1,000,000	Elementia RegS 5.5% 15/01/2025	998,880	0.02
USD	3,010,000	Mexico Government 4.125% 21/01/2026	3,247,941	0.07
USD	3,641,000	Mexico Government EMTN 5.95% 19/03/2019	4,075,917	0.09
USD	1,725,000	Mexico Government GMTN 3.5% 21/01/2021	1,824,015	0.04
USD	7,758,000	Mexico Government MTN 4.75% 08/03/2044	8,316,576	0.19
USD	600,000	Nemak RegS 5.5% 28/02/2023	621,912	0.01
USD	1,800,000	Petroleos Mexicanos 3.125% 23/01/2019	1,803,753	0.04
USD	1,840,000	Petroleos Mexicanos 5.5% 27/06/2044	1,651,639	0.04
USD	5,705,000	Petroleos Mexicanos 6.625% 15/06/2035	5,879,316	0.13
オランダ			28,879,200	0.64
USD	9,150,000	Constellium 144A 8% 15/01/2023	8,052,000	0.18
EUR	3,800,000	Constellium RegS 7% 15/01/2023	3,443,131	0.08
USD	8,755,000	Sensata Technologies 144A 5%	8,798,775	0.19

	USD	8,305,000	01/10/2025 Sensata Technologies 144A 5.625% 01/11/2024	8,585,294	0.19
パナマ				2,421,816	0.05
	USD	1,824,000	Panama Government 6.7% 26/01/2036	2,421,816	0.05
ペルー				9,070,667	0.20
	USD	1,100,000	BBVA Banco Continental RegS 5% 26/08/2022	1,196,894	0.02
	USD	475,000	Cia Minera Ares RegS 7.75% 23/01/2021	491,053	0.01
	USD	900,000	Cia Minera Milpo SAA RegS 4.625% 28/03/2023	862,956	0.02
	USD	3,550,000	Peruvian Government 7.35% 21/07/2025	4,823,207	0.11
	USD	1,700,000	Transportadora de Gas del Peru RegS 4.25% 30/04/2028	1,696,557	0.04
フィリピン				31,404,128	0.70
	PHP	574,000,000	Philippine Government 4.95% 15/01/2021	12,773,451	0.29
	PHP	395,000,000	Philippine Government 6.25% 14/01/2036	9,473,573	0.21
	USD	6,474,000	Philippine Government 6.375% 15/01/2032	9,157,104	0.20
ポーランド				16,472,178	0.37
	PLN	49,614,000	Poland Government 0% 25/07/2017	12,246,241	0.27
	PLN	16,295,000	Poland Government 3.25% 25/07/2025	4,225,937	0.10
ロシア				3,906,372	0.09
	EUR	1,372,000	Gazprom OAO Via Gaz Capital EMTN 3.389% 20/03/2020	1,580,584	0.04
	USD	1,000,000	Severstal OAO Via Steel Capital RegS 4.45% 19/03/2018	1,033,160	0.02
	USD	1,200,000	Severstal OAO Via Steel Capital RegS 5.9% 17/10/2022	1,292,628	0.03
韓国				517,718	0.01
	USD	500,000	Hyundai Capital America RegS 3% 30/10/2020	517,718	0.01
スペイン				1,256,866	0.03
	EUR	1,100,000	Cirsa Funding Luxembourg RegS 5.75% 15/05/2021	1,256,866	0.03
国際機関				4,751,719	0.11
	EUR	2,100,000	European Financial Stability Facility 0.2% 28/04/2025	2,351,013	0.05
	EUR	2,100,000	European Stability Mechanism EMTN 0.5% 02/03/2026	2,400,706	0.06
スイス				713,012	0.02
	USD	740,000	Glencore Funding 144A 2.5% 15/01/2019	713,012	0.02
イギリス				2,077,080	0.05
	USD	2,000,000	Barclays Bank variable 10/04/2023	2,077,080	0.05
アメリカ合衆国				419,937,567	9.36
	USD	10,000,000	Acadia Healthcare 5.625% 15/02/2023	9,951,200	0.22
	USD	13,830,000	Ahern Rentals 144A 7.375% 15/05/2023	9,611,850	0.21
	USD	3,120,000	Albertsons/Safeway/New Albertson's/ Albertson's 144A 6.625% 15/06/2024	3,221,400	0.07
	USD	6,250,000	Alliance One International 9.875% 15/07/2021	5,345,094	0.12
	USD	75,000	Apple 3.25% 23/02/2026	80,047	-
	USD	3,220,000	Archrock Partners/Archrock Partners Finance 6% 01/04/2021	2,898,000	0.06
	USD	6,080,000	Argos Merger Sub 144A 7.125% 15/03/2023	6,194,122	0.14
	USD	3,050,000	Beverage Packaging Luxembourg II/ Beverage Packaging II 144A 5.625% 15/12/2016	3,053,812	0.07
	USD	6,020,000	BlueLine Rental Finance 144A 7%	5,177,200	0.12

		01/02/2019		
USD	990,000	Boyd Gaming 144A 6.375% 01/04/2026	1,038,446	0.02
USD	13,220,000	BWAY 144A 9.125% 15/08/2021	12,889,500	0.29
USD	14,225,000	CCO/CCO Capital 144A 5.125% 01/05/2023	14,298,899	0.32
USD	10,000,000	CCO/CCO Capital 144A 5.875% 01/04/2024	10,402,950	0.23
USD	8,778,000	CommScope 144A 5% 15/06/2021	8,986,477	0.20
USD	7,185,000	CommScope Technologies Finance 144A 6% 15/06/2025	7,364,625	0.16
USD	4,930,000	Crestwood Midstream Partners/ Crestwood Midstream Finance 144A 6.25% 01/04/2023	4,535,600	0.10
USD	420,000	Diamond 1 Finance/Diamond 2 Finance 144A 5.45% 15/06/2023	434,261	0.01
USD	2,510,000	DISH DBS 144A 7.75% 01/07/2026	2,575,072	0.06
USD	7,335,000	DISH DBS 5% 15/03/2023	6,661,134	0.15
USD	1,675,000	DISH DBS 5.875% 15/11/2024	1,564,550	0.04
USD	8,000,000	Dollar Tree 144A 5.75% 01/03/2023	8,565,040	0.19
USD	15,000,000	Endeavor Energy Resources/EER Finance 144A 7% 15/08/2021	14,850,000	0.33
USD	2,855,000	Endeavor Energy Resources/EER Finance 144A 8.125% 15/09/2023	2,926,375	0.07
USD	8,300,000	Envision Healthcare 144A 5.125% 01/07/2022	8,383,000	0.19
USD	11,640,000	EV Energy Partners/EV Energy Finance 8% 15/04/2019	7,042,200	0.16
USD	4,700,000	Ferrellgas/Ferrellgas Finance 144A 6.75% 15/06/2023	4,194,750	0.09
USD	7,205,000	Ferrellgas/Ferrellgas Finance 6.75% 15/01/2022	6,583,172	0.15
USD	12,190,000	Fidelity & Guaranty Life 144A 6.375% 01/04/2021	12,220,475	0.27
USD	5,220,000	First Data 144A 7% 01/12/2023	5,285,067	0.12
USD	7,640,000	GCI 6.875% 15/04/2025	7,768,963	0.17
USD	2,185,000	GLP Capital/GLP Financing II 5.375% 15/04/2026	2,249,927	0.05
USD	4,338,000	Halcon Resources 144A 12% 15/02/2022	3,980,115	0.09
USD	1,670,000	Hanesbrands 144A 4.875% 15/05/2026	1,672,171	0.04
USD	1,655,000	HD Supply 144A 5.75% 15/04/2024	1,717,062	0.04
USD	5,630,000	Infor Software Parent 144A 7.125% 01/05/2021	5,010,700	0.11
EUR	1,450,000	Infor US 5.75% 15/05/2022	1,391,157	0.03
USD	7,505,000	Infor US 6.5% 15/05/2022	7,129,750	0.16
USD	805,000	JC Penney 8.125% 01/10/2019	835,031	0.02
USD	355,000	Kraft Heinz Foods 144A 4.375% 01/06/2046	374,985	0.01
USD	485,000	Kraft Heinz Foods 6.5% 09/02/2040	646,343	0.01
USD	13,965,000	Landry's 144A 9.375% 01/05/2020	14,686,222	0.33
USD	5,075,000	MDC Partners 144A 6.5% 01/05/2024	5,024,250	0.11
USD	7,043,000	Milacron/Mcron Finance 144A 7.75% 15/02/2021	7,289,505	0.16
USD	1,875,000	Mobile Mini 144A 5.875% 01/07/2024	1,932,412	0.04
USD	3,730,000	Modular Space 144A 10.25% 31/01/2019	1,846,350	0.04
USD	587,000	MPLX 144A 4.875% 01/06/2025	573,244	0.01
USD	2,770,000	Multi-Color 144A 6.125% 01/12/2022	2,839,250	0.06
USD	4,450,000	Mustang Merger 144A 8.5% 15/08/2021	4,661,375	0.10
USD	2,485,000	Navient 5% 26/10/2020	2,334,844	0.05
USD	2,500,000	Navient 5.5% 25/01/2023	2,169,150	0.05
USD	10,175,000	Navient MTN 6.125% 25/03/2024	8,945,097	0.20
USD	7,900,000	NCI Building Systems 144A 8.25% 15/01/2023	8,502,375	0.19

USD	11,285,000	NES Rentals 144A 7.875% 01/05/2018	10,777,175	0.24
USD	6,105,000	NRG Energy 144A 7.25% 15/05/2026	6,089,737	0.14
USD	1,090,000	Pinnacle Entertainment 144A 5.625% 01/05/2024	1,073,650	0.02
USD	1,205,000	Protective Life Global Funding 144A 1.722% 15/04/2019	1,211,847	0.03
USD	6,500,000	Sabine Pass Liquefaction 5.625% 01/03/2025	6,422,065	0.14
USD	8,635,000	Sabra Health Care/Sabra Capital 5.375% 01/06/2023	8,591,825	0.19
USD	3,000,000	Scientific Games International 144A 7% 01/01/2022	3,015,000	0.07
USD	1,600,000	Sierra Pacific Power 144A 2.6% 01/05/2026	1,637,104	0.04
USD	7,850,000	Signet UK Finance 4.7% 15/06/2024	7,680,911	0.17
USD	3,410,000	Sinclair Television 144A 5.625% 01/08/2024	3,508,038	0.08
USD	9,585,000	Sirius XM Radio 144A 5.375% 15/04/2025	9,499,023	0.21
USD	2,195,000	Sirius XM Radio 144A 5.375% 15/07/2026	2,165,960	0.05
USD	1,080,000	Standard Industries 144A 5.125% 15/02/2021	1,107,000	0.02
USD	1,800,000	Standard Industries 144A 5.5% 15/02/2023	1,849,500	0.04
USD	7,000,000	Standard Industries 144A 6% 15/10/2025	7,389,340	0.17
USD	7,215,000	Targa Resources Partners/Targa Resources Partners Finance 144A 6.75% 15/03/2024	7,251,075	0.16
USD	2,470,000	Tenet Healthcare 6% 01/10/2020	2,605,665	0.06
USD	10,000,000	T-Mobile USA 6.375% 01/03/2025	10,430,900	0.23
USD	2,000,000	United States Steel 144A 8.375% 01/07/2021	2,090,000	0.05
USD	20,312,000	US Treasury 1.5% 31/08/2018	20,686,899	0.46
USD	800,000	US Treasury Bill 0% 25/08/2016	799,767	0.02
USD	3,485,000	Valeant Pharmaceuticals International 144A 5.875% 15/05/2023	2,822,850	0.06
USD	4,775,000	Valeant Pharmaceuticals International 144A 6.125% 15/04/2025	3,848,865	0.09
USD	8,650,000	Vander Intermediate II 144A 9.75% 01/02/2019	4,671,000	0.10
USD	3,240,000	Viking Cruises 144A 8.5% 15/10/2022	2,781,686	0.06
USD	240,000	Walgreens Boots Alliance 1.75% 30/05/2018	241,709	0.01
USD	4,585,000	WaveDivision Escrow 144A 8.125% 01/09/2020	4,791,325	0.11
USD	5,390,000	West 144A 5.375% 15/07/2022	4,983,055	0.11

その他の規制市場で取引される譲渡可能証券
および短期金融市場証券の合計

840,191,749 18.73

株式数または元本額	その他の規制市場で取引されていない その他の譲渡可能証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
パナマ		3,907,361	0.09
USD 3,794,346	ENA Norte Trust RegS 4.95% 25/04/2023	3,907,361	0.09

その他の規制市場で取引されていない
その他の譲渡可能証券の合計

3,907,361 0.09

株式数または元本額	オープン・エンド型 投資スキーム	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
ルクセンブルグ		4,779,247	0.11

USD	52,630	Schroder ISF Emerging Multi-Asset Income Class I Dis	4,779,247	0.11
アメリカ合衆国			10,932,993	0.24
USD	1,076,082	iShares Mortgage Real Estate Capped ETF	10,932,993	0.24
オープン・エンド型 投資スキームの合計			15,712,240	0.35
株式数または元本額		クローズド・エンド型 投資スキーム	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
ガーンジー			23,674,932	0.53
GBP	11,615,823	International Public Partnerships Ordinary shares Class Dis	23,674,932	0.53
南アフリカ			209,933	-
ZAR	46,155	Coronation Fund Managers	209,933	-
イギリス			99,366,351	2.22
GBP	6,592,259	3i Infrastructure	15,828,837	0.35
GBP	8,571,371	Bilfinger Berger Global Infrastructure SICAV Dis	16,372,928	0.37
GBP	13,883,134	GCP Infrastructure Investments	22,274,046	0.50
GBP	9,785,326	HICL Infrastructure	22,448,627	0.50
GBP	15,828,434	Starwood European Real Estate Finance	22,441,913	0.50
クローズド・エンド型 投資スキームの合計			123,251,216	2.75
投資総額			4,254,720,661	94.87
その他の純資産			229,839,676	5.13
純資産総額			4,484,560,337	100.00

2016 年 6 月 30 日現在の財務諸表注記

先物契約明細表

先物契約は 2016 年 6 月 30 日に入手可能な直近価格で評価される。すべての未決済先物契約のカウンター・パーティは UBS である。未実現評価益/（損）は、貸借対照表の「未実現評価益/（損）—先物契約」に記載されている。2016 年 6 月 30 日、当ファンドは以下の先物契約を保有していた。

満期日	数量	契約	通貨	グローバル・ エクスポートジャー	市場価格	未実現評価益 /（損）
2016 年 9 月	1,522	Euro STOXX 50	EUR	(47,832,750)	2,828.00	(72,580)
2016 年 9 月	7,650	EURO STOXX Banks Index	EUR	34,685,894	81.60	(7,653,424)
2016 年 9 月	8	Euro-BOBL	EUR	(1,186,957)	133.51	(10,935)
2016 年 9 月	20	Euro-Bund	EUR	(3,705,519)	166.72	(82,681)
2016 年 9 月	4	Euro-BUXL 30 Year Bond	EUR	(867,347)	195.12	(78,866)
2016 年 9 月	1,454	FTSE 100 Index	GBP	(123,465,606)	6,303.50	(6,228,451)
2016 年 9 月	20	Long Gilt	GBP	(3,445,343)	127.88	(145,756)
2016 年 9 月	44	Mini MSCI EAFE Index	USD	3,501,740	1,591.70	(167,420)
2016 年 9 月	845	Russell 2000 Mini Index	USD	(95,442,750)	1,129.50	751,864
2016 年 9 月	35	S&P 500 EMINI	USD	3,618,125	2,067.50	(65,887)
2016 年 9 月	3,172	S&P 500 EMINI	USD	(327,905,500)	2,067.50	6,613,620
2016 年 9 月	478	SPI 200	AUD	(45,982,901)	5,176.00	(438,086)
2016 年 9 月	738	Topix Index	JPY	89,527,515	1,245.50	(3,300,569)
2016 年 9 月	186	US 5 Year Note (CBT)	USD	(22,689,094)	121.98	(363,281)
2016 年 9 月	678	US 10 Year Note (CBT)	USD	90,046,875	132.81	(296,625)
2016 年 9 月	479	US 10 Year Note (CBT)	USD	(63,617,188)	132.81	(1,635,336)
					USD	(13,174,413)

外国為替先渡契約明細表

未決済の外国為替先渡契約は、契約満期日に適用する先物為替相場を参照し、2016年6月30日に入手可能な直近価格で評価される。未実現評価益/（損）は、貸借対照表の「未実現評価益/（損）—外国為替先渡契約」に記載されている。2016年6月30日、当ファンドは以下の未決済の外国為替先渡契約を保有していた。

買い通貨		売り通貨		満期日	未実現評価益/(損)
シェアクラスごとのヘッジ					
AUD	205,557,300	USD	153,355,521	2016年7月7日	(557,222)
AUD	80,271,000	USD	59,436,742	2016年7月14日	215,761
CHF	7,320,000	USD	7,489,709	2016年7月7日	8,090
CNH	3,233,300	USD	483,925	2016年7月7日	995
EUR	33,721,722	USD	37,892,850	2016年7月7日	(414,029)
EUR	89,028,032	USD	100,068,075	2016年7月14日	(1,095,913)
EUR	119,872,948	USD	136,703,904	2016年7月21日	(3,405,560)
EUR	37,051,300	USD	42,502,139	2016年7月28日	(1,290,084)
EUR	98,806,705	USD	112,222,135	2016年8月4日	(2,290,321)
EUR	154,822,533	USD	175,242,222	2016年8月10日	(2,950,167)
EUR	50,744,431	USD	58,464,292	2016年8月18日	(1,977,760)
EUR	150,683,865	USD	172,029,115	2016年8月25日	(4,251,891)
EUR	137,310,748	USD	155,819,896	2016年9月1日	(2,894,192)
EUR	151,706,118	USD	169,562,627	2016年9月8日	(558,218)
EUR	117,897,510	USD	131,696,054	2016年9月15日	(318,833)
EUR	90,237,633	USD	103,044,979	2016年9月21日	(2,466,192)
EUR	46,149,027	USD	51,964,206	2016年9月29日	(510,236)
EUR	41,718,043	USD	46,996,306	2016年10月6日	(469,725)
EUR	91,812,962	USD	102,058,187	2016年10月13日	365,972
GBP	37,187,800	USD	54,352,400	2016年7月7日	(4,255,361)
GBP	31,841,334	USD	46,427,531	2016年7月14日	(3,530,139)
GBP	50,080,019	USD	70,861,950	2016年7月21日	(3,388,477)
GBP	39,168,449	USD	57,490,690	2016年7月28日	(4,715,003)
GBP	81,204,198	USD	108,523,297	2016年8月4日	898,466
NOK	78,500	USD	9,270	2016年7月7日	98
PLN	376,200	USD	94,078	2016年7月7日	363
PLN	5,700	USD	1,502	2016年7月28日	(72)
SEK	163,700	USD	19,270	2016年7月7日	35
SGD	35,756,923	USD	26,487,568	2016年7月7日	76,850
SGD	37,693,619	USD	27,999,436	2016年7月14日	3,450
SGD	37,858,780	USD	27,994,501	2016年7月21日	128,722
SGD	38,478,240	USD	28,344,079	2016年7月28日	236,907
SGD	51,513,526	USD	37,684,587	2016年8月4日	575,642
SGD	45,123,066	USD	32,908,919	2016年8月10日	602,914
SGD	55,394,166	USD	40,106,698	2016年8月18日	1,029,866
SGD	58,126,619	USD	42,101,040	2016年8月25日	1,061,588
SGD	58,136,019	USD	42,950,019	2016年9月1日	216,493
SGD	59,072,519	USD	43,605,035	2016年9月8日	253,522
SGD	55,329,919	USD	41,175,148	2016年9月15日	(98,425)
SGD	45,156,726	USD	33,312,058	2016年9月21日	209,935
USD	2,290,768	AUD	3,102,500	2016年7月7日	(15,434)
					(35,567,585)
ポートフォリオごとのヘッジ					
AUD	122,649,000	USD	88,519,267	2016年7月21日	2,601,080

BRL	227,583,000	USD	66,293,105	2016年7月21日	3,783,882
CAD	154,237,811	GBP	82,709,000	2016年7月21日	7,717,428
CAD	184,005,000	USD	145,228,215	2016年7月21日	(3,079,997)
CHF	119,845,000	GBP	86,315,545	2016年7月21日	6,578,356
CHF	170,277,000	USD	176,603,549	2016年7月21日	(2,025,141)
COP	75,442,119,000	USD	25,307,655	2016年7月21日	474,689
CZK	1,074,060,000	USD	44,941,629	2016年7月21日	(919,841)
EUR	14,679,609	USD	16,430,020	2016年7月28日	(101,933)
GBP	82,709,000	CAD	150,359,090	2016年7月21日	(4,721,024)
GBP	85,893,954	CHF	119,845,000	2016年7月21日	(7,146,371)
GBP	77,496,000	USD	113,483,163	2016年7月21日	(9,071,776)
GBP	1,884,260	USD	2,711,914	2016年7月28日	(173,057)
HUF	4,752,300,000	USD	17,482,296	2016年7月21日	(811,090)
IDR	355,451,000,000	USD	26,002,268	2016年7月21日	973,264
JPY	15,646,623,000	USD	145,288,934	2016年7月21日	7,197,015
MXN	369,660,000	USD	20,551,271	2016年7月21日	(664,967)
MYR	378,738,000	USD	93,157,875	2016年7月21日	1,789,605
NOK	202,520,000	USD	24,513,151	2016年7月21日	(346,857)
NZD	38,884,000	USD	26,332,377	2016年7月21日	1,275,264
PLN	50,237,000	USD	12,577,760	2016年7月21日	28,876
RUB	3,629,868,000	USD	54,822,888	2016年7月21日	1,428,113
SEK	702,241,250	USD	85,424,891	2016年7月21日	(2,560,565)
TRY	278,778,000	USD	94,843,023	2016年7月21日	1,408,105
USD	239,777,085	AUD	314,514,000	2016年7月21日	6,113,340
USD	32,727,707	BRL	118,814,000	2016年7月21日	(3,857,306)
USD	12,006,936	CAD	15,714,125	2016年7月5日	(131,876)
USD	252,687,258	CAD	327,787,000	2016年7月21日	(535,958)
USD	169,654,176	CHF	164,636,000	2016年7月21日	859,266
USD	23,957,485	COP	75,442,119,000	2016年7月21日	(1,824,860)
USD	44,853,301	CZK	1,074,060,000	2016年7月21日	831,512
USD	77,286,075	EUR	69,361,780	2016年7月5日	201,677
USD	215,089,622	EUR	189,831,000	2016年7月21日	3,998,144
USD	229,097,454	EUR	201,732,829	2016年7月28日	4,710,608
USD	19,482,681	EUR	17,125,000	2016年9月16日	398,952
USD	77,087,869	GBP	53,021,521	2016年7月5日	5,661,936
USD	528,464,146	GBP	368,302,625	2016年7月21日	32,245,141
USD	91,686,560	GBP	63,407,070	2016年7月28日	6,251,681
USD	59,537,989	HKD	461,542,000	2016年7月21日	40,340
USD	17,227,398	HUF	4,752,300,000	2016年7月21日	556,191
USD	7,083,180	IDR	96,225,000,000	2016年7月21日	(219,431)
USD	13,379,859	ILS	50,281,000	2016年7月21日	312,889
USD	36,276,193	JPY	3,960,301,000	2016年7月21日	(2,319,372)
USD	166,141,870	KRW	190,737,000,000	2016年7月21日	422,126
USD	56,366,428	MXN	1,047,600,000	2016年7月21日	9,528
USD	227,348,284	MYR	911,717,000	2016年7月21日	(1,214,025)
USD	47,831,905	NOK	395,010,000	2016年7月21日	696,176
USD	76,242,167	NZD	110,526,000	2016年7月21日	(2,231,294)
USD	45,963,389	PLN	177,157,000	2016年7月21日	1,507,037
USD	53,525,488	RUB	3,629,868,000	2016年7月21日	(2,725,513)
USD	68,893,962	SEK	565,011,250	2016年7月21日	2,222,748
USD	166,098,222	SGD	224,859,000	2016年7月21日	(937,268)
USD	53,348,928	THB	1,876,580,000	2016年7月21日	(76,126)
USD	65,422,319	TRY	194,016,000	2016年7月21日	(1,563,809)

USD	228,016,082	TWD	7,372,900,000	2016 年 7 月 21 日	(441,291)
USD	2,679,026	ZAR	41,420,062	2016 年 7 月 5 日	(131,858)
USD	60,947,415	ZAR	887,740,000	2016 年 7 月 21 日	903,778
ZAR	1,324,510,000	USD	88,698,587	2016 年 7 月 21 日	886,649
					54,252,790
					USD 18,685,205

オプション契約

オプション契約は2016年6月30日に入手可能な直近価格で評価され、正味市場価額は貸借対照表の資産項目「オプションおよびスワップションの正味時価評価額」および負債項目「オプションおよびスワップションの正味時価評価額」に記載されている。2016年6月30日、当ファンドは以下の未決済のオプション契約を保有していた。

コールまたは プット別の額面	契約	カウンター・ パーティ	通貨	支払（受取） プレミアム	市場価値	未実現評価益 /（損）
668	S&P 500 Index, Put, 2,000, 15/07/2016	UBS	USD	2,404,800	377,420	(2,027,380)
1,357	S&P 500 Index, Put, 2,050, 16/09/2016	UBS	USD	9,078,340	6,893,560	(2,184,780)
				USD	7,270,980	(4,212,160)

クレジット・デフォルト・スワップ

当社は、プロテクションの取得によりポートフォリオにおける一部の発行体の特定の信用リスクをヘッジするために、クレジット・デフォルト・スワップを利用する場合がある。また、当社は、当社の株主の排他的な利益になるならば、原資産を保有せずにクレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを購入する場合がある。

さらに、当社の株主の排他的な利益になる場合、当社はまた、特定のクレジット・エクスポージャーを得るために、クレジット・デフォルト・スワップに基づくプロテクションを売却する場合がある。

当社は、この種の取引を専門とする信用格付けの高い金融機関とのみ、かつ国際スワップ・デリバティブ協会の定める標準的な条件に従い、クレジット・デフォルト・スワップ取引を行う。また、クレジット・デフォルト・スワップの利用は、関連ファンドの投資目的、方針およびリスク・プロファイルに適合しなければならない。

クレジット・デフォルト・スワップは、金利およびクロージング期日に市場で取引されるクレジット・スプレッドの現在価値を用い、2016年6月30日時点の实在価値で評価される。これらの評価の結果は、2016年6月30日のクレジット・デフォルト・スワップに関連する受取／支払金利と共に、貸借対照表の「未実現評価益／（損）ークレジット・デフォルト・スワップ契約」に記載されている。

2016年6月30日、当ファンドは以下のクレジット・デフォルト・スワップ契約を締結していた。

プロテ クショ ン ー 売り／ 買い	詳細	カウンター・ パーティ	通貨	額面価値	支払／受 取金利 (%)	満期日	未実現評価 益／（損）
買	Auchan 6% 15/04/2019	Credit Suisse	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(23,331)
買	BMW Finance 5% 06/08/2018	Barclays Bank	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(17,105)
買	Carrefour 4.375% 02/11/2016	Credit Suisse	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(19,177)
買	Holcim GB Finance 8.75% 24/04/2017	Citigroup	EUR	1,250,000	1.00	2021年6月20日	24,734
買	HSBC Bank 3.75% 30/11/2016	J.P. Morgan	EUR	1,000,000	1.00	2021年6月20日	(35)
買	Kering 6.5% 06/11/2017	J.P. Morgan	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(16,419)
買	Ladbroke Finance 7.625% 05/03/2017	Credit Suisse	EUR	750,000	1.00	2020年12月20日	72,849
買	LVMH Moet Hennessy Louis Vuitton 4% 06/04/2018	J.P. Morgan	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(30,583)
買	Michelin Luxembourg 2.75% 20/06/2019	J.P. Morgan	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(24,245)
買	Peugeot 7.375% 06/03/2018	Merrill Lynch	EUR	510,000	5.00	2020年12月20日	(61,527)
買	Peugeot 7.375% 06/03/2018	Barclays Bank	EUR	850,000	5.00	2021年6月20日	(104,391)
買	Rentokil Initial 3.375% 24/09/2019	Credit Suisse	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(20,881)
買	Shell International Finance 5.2% 22/03/2017	J.P. Morgan	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(16,667)
買	Telecom Italia 5.375% 29/01/2019	Barclays Bank	EUR	480,000	1.00	2021年6月20日	31,767
買	Telenor 4.875% 29/05/2017	Credit Suisse	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(24,778)
買	Total Capital 4.875% 28/01/2019	J.P. Morgan	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(26,396)
買	Turkey Government 11.875% 15/01/2030	Citigroup	USD	850,000	1.00	2021年6月20日	54,576
買	Wendel 3.75% 21/01/2021	Merrill Lynch	EUR	2,050,000	5.00	2020年12月20日	(379,856)
買	Wolters Kluwer 6.375% 10/04/2018	Barclays Bank	EUR	1,000,000	1.00	2020年12月20日	(30,458)

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティ 2016 年 6 月期半期報告書

2016 年 6 月 30 日現在の貸借対照表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファン
ド・
ドル・リクイディティ (注1)
(米ドル)

資産

投資

有価証券取得価額 570,676,876

未実現評価益/ (損) 495,294

有価証券評価額 571,172,170

銀行預金 45,311,691

有価証券未収入金 991

未収追加金 9,911,876

未収配当金および未収利息 824,597

その他未収金 4

資産計 627,221,329

負債

未払解約金 1,663

未払運用報酬 52,941

その他未払金 147,638

負債計 202,242

純資産総額 627,019,087

(注1) 評価額は償却原価を表す。

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・ドル・リクイディティ
(米ドル)

純資産総額

2016 年 6 月 30 日現在

発行済投資証券口数

2016 年 6 月 30 日現在

	627, 019, 087
Class A Dis	-
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	-
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis NOK Hedged	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	-
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-

Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	1, 213, 432
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	7, 684
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	1, 112, 222
Class B Acc EUR	80, 234
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	418, 668
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	24, 517
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	2, 589, 426
Class I Acc AUD	-

Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc NOK	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	344, 397
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

シュローダー・インターナショナル・セレクショ
ン・ファンド・ドル・リクイディティ
(米ドル)

一口当たり純資産価額 *

2016 年 6 月 30 日現在

Class A Dis	-
Class A Dis AUD	-
Class A Dis AUD Hedged	-
Class A Dis CHF	-
Class A Dis CHF Hedged	-
Class A Dis EUR	-
Class A Dis EUR Hedged	-
Class A Dis GBP	-
Class A Dis GBP Hedged	-
Class A Dis HKD	-
Class A Dis NOK Hedged	-
Class A Dis RMB Hedged	-
Class A Dis SEK Hedged	-
Class A Dis SGD	-
Class A Dis SGD Hedged	-
Class A Dis USD	-
Class A Dis USD Hedged	-
Class AX Dis	-
Class B Dis	-
Class B Dis EUR Hedged	-
Class C Dis	-
Class C Dis CHF Hedged	-
Class C Dis EUR	-
Class C Dis EUR Hedged	-
Class C Dis GBP	-
Class C Dis GBP Hedged	-
Class C Dis JPY Hedged	-
Class C Dis SEK Hedged	-
Class C Dis USD	-
Class C Dis USD Hedged	-
Class D Dis	-
Class I Dis	-
Class I Dis EUR	-
Class I Dis EUR Hedged	-
Class I Dis GBP	-
Class I Dis GBP Hedged	-
Class IZ Dis	-
Class IZ Dis EUR	-
Class J Dis	-
Class J Dis JPY	-
Class S Dis	-
Class S Dis EUR	-
Class S Dis EUR Hedged	-
Class S Dis GBP	-
Class S Dis GBP Hedged	-
Class S Dis USD Hedged	-
Class X Dis	-
Class Z Dis	-
Class Z Dis AUD Hedged	-
Class Z Dis EUR	-
Class Z Dis EUR Hedged	-
Class Z Dis GBP	-
Class Z Dis GBP Hedged	-
Class Z Dis HKD	-

Class Z Dis RMB Hedged	-
Class Z Dis SGD Hedged	-
Class A1 Dis	-
Class A1 Dis AUD Hedged	-
Class A1 Dis EUR	-
Class A1 Dis EUR Hedged	-
Class A1 Dis PLN Hedged	-
Class A1 Dis USD	-
Class A1 Dis USD Hedged	-
Class X1 Dis	-
Class A Acc	105.0317
Class A Acc AUD Hedged	-
Class A Acc CHF	-
Class A Acc CHF Hedged	-
Class A Acc EUR	111.1650
Class A Acc EUR Hedged	-
Class A Acc EUR Duration Hedged	-
Class A Acc GBP	-
Class A Acc GBP Hedged	-
Class A Acc HKD	-
Class A Acc NOK	-
Class A Acc NOK Hedged	-
Class A Acc PLN Hedged	-
Class A Acc RMB Hedged	-
Class A Acc SEK	-
Class A Acc SEK Hedged	-
Class A Acc SGD	-
Class A Acc SGD Hedged	-
Class A Acc USD	-
Class A Acc USD Hedged	-
Class B Acc	104.3618
Class B Acc EUR	111.1575
Class B Acc EUR Hedged	-
Class B Acc USD Hedged	-
Class C Acc	108.2109
Class C Acc AUD	-
Class C Acc CHF	-
Class C Acc CHF Hedged	-
Class C Acc EUR	111.2021
Class C Acc EUR Hedged	-
Class C Acc EUR Duration Hedged	-
Class C Acc GBP	-
Class C Acc GBP Hedged	-
Class C Acc JPY Hedged	-
Class C Acc RMB Hedged	-
Class C Acc SEK Hedged	-
Class C Acc USD	-
Class C Acc USD Hedged	-
Class D Acc	-
Class D Acc EUR	-
Class D Acc USD Hedged	-
Class E Acc	-
Class E Acc CHF Hedged	-
Class E Acc EUR Hedged	-
Class E Acc GBP Hedged	-
Class E Acc USD	-
Class F Acc SGD	-
Class I Acc	111.7060
Class I Acc AUD	-

Class I Acc CHF	-
Class I Acc CHF Hedged	-
Class I Acc EUR	-
Class I Acc EUR Hedged	-
Class I Acc GBP	-
Class I Acc GBP Hedged	-
Class I Acc JPY Hedged	-
Class I Acc USD	-
Class I Acc USD Hedged	-
Class I Acc USD Duration Hedged	-
Class IZ Acc	-
Class IZ Acc EUR	-
Class IZ Acc GBP	-
Class J Acc JPY	-
Class R Acc	-
Class R Acc GBP Hedged	-
Class R Acc USD Hedged	-
Class S Acc	-
Class S Acc EUR	-
Class S Acc EUR Hedged	-
Class S Acc GBP Hedged	-
Class X Acc	-
Class X Acc GBP Hedged	-
Class Y Acc	-
Class Z Acc	-
Class Z Acc AUD Hedged	-
Class Z Acc CHF Hedged	-
Class Z Acc EUR	-
Class Z Acc EUR Hedged	-
Class Z Acc EUR Duration Hedged	-
Class Z Acc GBP	-
Class Z Acc GBP Hedged	-
Class Z Acc NOK	-
Class Z Acc SGD Hedged	-
Class Z Acc USD Hedged	-
Class A1 Acc	101.7648
Class A1 Acc EUR	-
Class A1 Acc EUR Hedged	-
Class A1 Acc GBP Hedged	-
Class A1 Acc PLN Hedged	-
Class A1 Acc SEK	-
Class A1 Acc USD	-
Class A1 Acc USD Hedged	-
Class X1 Acc	-
Class X1 Acc GBP	-

*各クラスの一口当たり純資産価額（NAV）は、各クラスの基軸通貨で表示しております。

2016 年 6 月 30 日現在の投資有価証券明細表

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド・
ドル・リクイディティ

株式数または元本額			公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
カナダ				13,027,885	2.08
USD	13,000,000	Royal Bank of Canada 1.2%	19/09/2017	13,027,885	2.08
国際機関				22,006,725	3.51
USD	7,000,000	Inter-American Development Bank GMTN 0.875%	15/11/2016	7,007,175	1.12
USD	15,000,000	International Finance GMTN FRN	01/08/2016	14,999,550	2.39
アメリカ合衆国				158,543,360	25.28
USD	6,000,000	US Treasury 0.5%	31/08/2016	6,002,344	0.95
USD	35,000,000	US Treasury 0.875%	30/04/2017	35,112,110	5.60
USD	25,000,000	US Treasury 1%	15/09/2018	25,191,406	4.02
USD	20,000,000	US Treasury 2.75%	30/11/2016	20,200,781	3.22
USD	50,000,000	US Treasury 2.75%	31/12/2017	51,601,563	8.23
USD	20,000,000	US Treasury 3.125%	30/04/2017	20,435,156	3.26
公的取引所への上場承認を受けた 譲渡可能証券および短期金融市場証券の合計				193,577,970	30.87
株式数または元本額			その他の規制市場で取引される 譲渡可能証券および短期金融市場証券	評価額 (米ドル)	純資産構成比 (%)
オーストラリア				9,993,875	1.59
USD	10,000,000	ANZ International 0%	05/08/2016	9,993,875	1.59
カナダ				87,526,712	13.96
USD	7,000,000	Bank of Nova Scotia 0%	01/11/2016	6,980,388	1.11
USD	5,000,000	Bank of Nova Scotia 0%	21/12/2016	4,977,414	0.79
USD	5,000,000	Bank of Nova Scotia 0%	22/12/2016	4,978,975	0.79
USD	5,000,000	Bank of Nova Scotia 144A 2.15%	03/08/2016	5,005,375	0.80
USD	23,500,000	Caisse Centrale Desjardins 144A 1.6%	06/03/2017	23,602,813	3.77
USD	20,000,000	National Bank of Canada 144A 2.2%	19/10/2016	20,074,000	3.20
USD	10,400,000	Province of British Columbia 0%	29/07/2016	10,396,643	1.66
USD	6,550,000	Toronto-Dominion Bank 0%	13/03/2017	6,503,604	1.04
USD	5,000,000	Toronto-Dominion Bank 144A 1.625%	14/09/2016	5,007,500	0.80
デンマーク				9,992,611	1.59
USD	10,000,000	Danske Bank 0%	08/08/2016	9,992,611	1.59
フランス				14,980,167	2.39
USD	15,000,000	Societe Generale 0%	09/09/2016	14,980,167	2.39
オランダ				14,985,050	2.39
USD	15,000,000	Cooperatieve Centrale Raiffeisen- Boerenleenbank 0%	16/08/2016	14,985,050	2.39
ノルウェー				20,012,503	3.19
USD	20,000,000	DNB Bank/New York 0.86%	12/09/2016	20,012,503	3.19
スウェーデン				71,861,853	11.46
USD	17,000,000	Nordea Bank 0%	04/11/2016	16,952,400	2.70
USD	15,000,000	Svenska Handelsbanken 0%	01/09/2016	14,978,558	2.39
USD	20,000,000	Swedbank 0%	20/09/2016	19,973,900	3.19
USD	10,000,000	Swedish Export Credit 0%	23/09/2016	9,980,634	1.59
USD	10,000,000	Swedish Export Credit 0%	24/10/2016	9,976,361	1.59
アメリカ合衆国				148,241,429	23.65
USD	60,000,000	US Treasury 0.625%	15/08/2016	60,028,125	9.58
USD	10,000,000	US Treasury 0.625%	15/10/2016	10,009,375	1.60
USD	20,000,000	US Treasury Bill 0%	21/07/2016	19,996,161	3.19
USD	8,000,000	US Treasury Bill 0%	22/09/2016	7,994,282	1.27

USD	20,000,000	US Treasury Bill 0% 01/12/2016	19,969,315	3.18
USD	25,000,000	US Treasury Bill 0% 02/02/2017	24,943,000	3.98
USD	5,000,000	US Treasury Inflation Indexed Bonds 0.125% 15/04/2017	5,301,171	0.85

その他の規制市場で取引される譲渡可能証券
および短期金融市場証券の合計

377,594,200 60.22

投資総額

571,172,170 91.09

その他の純資産

55,846,917 8.91

純資産総額

627,019,087 100.00

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は 2016 年 12 月 30 日現在です。

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Aコース（為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	6,404,762,401円
II 負債総額	29,966,200円
III 純資産総額（I－II）	6,374,796,201円
IV 発行済口数	7,313,695,614口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8716円

【シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） Bコース（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	134,710,910円
II 負債総額	14,597,723円
III 純資産総額（I－II）	120,113,187円
IV 発行済口数	140,648,780口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8540円

（参考）

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	8,967,460,878円
II 負債総額	235,119,088円
III 純資産総額（I－II）	8,732,341,790円
IV 発行済口数	6,818,119,859口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2808円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものではない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成 28 年 12 月末現在	資本金	490,000,000 円
	発行可能株式総数	39,200 株
	発行済株式総数	9,800 株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成 28 年 12 月末現在）

① 経営体制

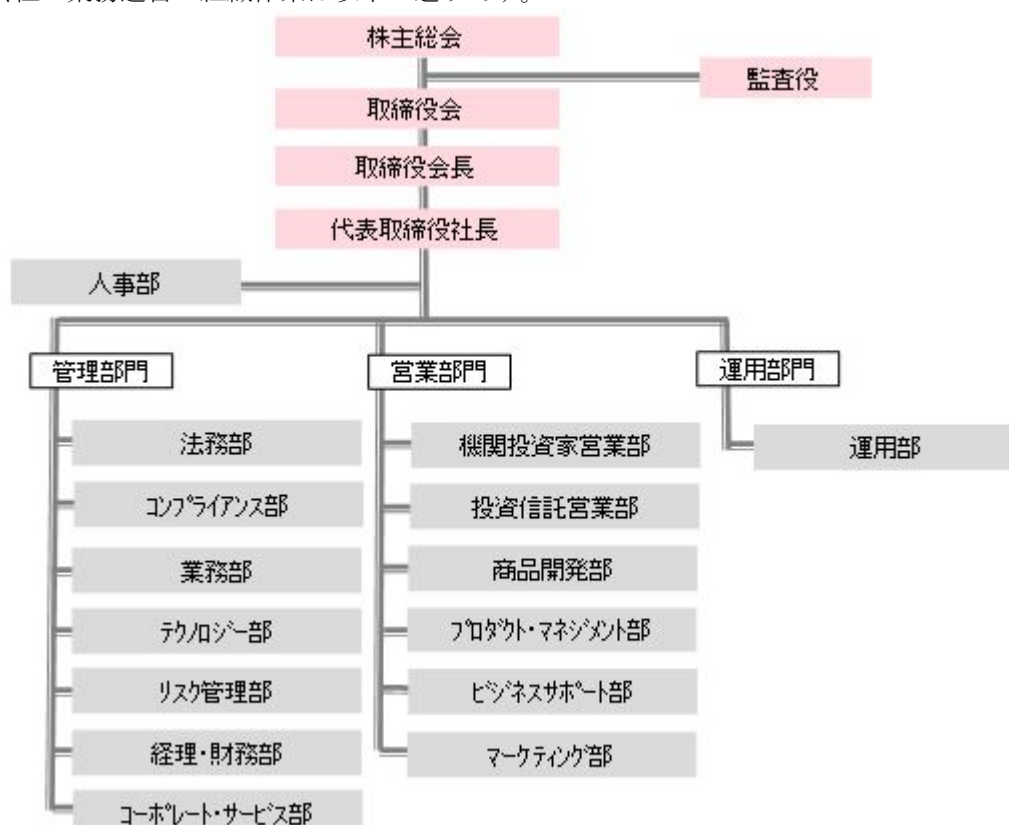
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15 名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役 1 名以上を選任し、うち 1 名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも 3 日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の 1 名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

※委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



② 投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、シュローダー・グループのエコノミスト・チームが提供するマクロリサーチ情報および各運用チームによるマーケット分析等の情報を踏まえ、各運用チームの銘柄選定会議およびポートフォリオ構築会議（原則、週次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	各運用チームのファンドマネジャーは、前述の運用意思決定会議の議論内容等を踏まえ、運用基本方針および顧客毎の運用ガイドラインに従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	プロダクトマネジャーは月次で Schroder Investment Risk Exception Notification[SIREN] システムに於いて、各ポートフォリオが個別の運用ガイドラインに抵触していないかの確認、サインオフを行います。SIREN システムは、運用チームから独立した、専任のインベストメント・リスク・チームによって管理され、その内容は四半期毎にリスク・コミッティー（株式ヘッドおよび債券ヘッドが主催）で承認されます。問題が生じた場合は、Schroder Investment Risk Framework[SIRF]にて議論されます。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成 28 年 12 月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	56	702, 083, 038, 671

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)並びに同規則第 38 条、第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 25 期事業年度(平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日まで)の財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により監査を受けております。また、第 26 期事業年度の中間会計期間(平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで)の中間財務諸表について、PwC あらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている PwC あらた監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成 28 年 7 月 1 日をもって PwC あらた有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成 28 年 3 月 16 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 太 田 英 男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの第 25 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 27 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成 28 年 9 月 14 日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 貴 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 太 田 英 男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの第 26 期事業年度の中間会計期間（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成 28 年 6 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第 24 期 (平成 26 年 12 月 31 日)	第 25 期 (平成 27 年 12 月 31 日)
資 産 の 部		
流動 資 産		
預金	4,295,805	3,469,940
立替金	36	-
前払費用	74,515	74,114
未収入金	224,268	261,752
未収委託者報酬	630,154	679,930
未収運用受託報酬	608,464	952,004
1 年内受取予定の長期差入保証金	1,800	2,000
繰延税金資産	541,968	579,737
流動 資 産 合 計	6,377,012	6,019,478
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1 38,230	28,813
器具備品(純額)	*1 15,307	57,323
有形固定資産合計	53,537	86,136
無 形 固 定 資 産		
電話加入権	3,699	3,699
ソフトウェア	61,342	49,144
無形固定資産合計	65,042	52,844
投資その他の資産		
投資有価証券	18,699	6,475
長期差入保証金	232,794	244,179
その他投資	950	950
貸倒引当金	△ 950	△ 950
繰延税金資産	186,545	316,694
投資その他の資産合計	438,039	567,348
固 定 資 産 合 計	556,619	706,329
資 産 合 計	6,933,631	6,725,808

(単位：千円)

	第 24 期 (平成 26 年 12 月 31 日)	第 25 期 (平成 27 年 12 月 31 日)
負 債 の 部		
流 動 負 債		
預り金	39,590	44,097
前受金	1,693	-
未払金		
未払収益分配金	25	75
未払償還金	14,012	14,012
未払手数料	213,619	207,469
その他未払金	*2 2,051,249	2,186,021
未払費用	86,026	64,448
未払法人税等	391,289	719,335
未払消費税等	54,136	94,719
流 動 負 債 合 計	2,851,643	3,330,178
固 定 負 債		
長期未払金	193,215	263,227
長期未払費用	34,735	33,356
退職給付引当金	710,422	796,438
役員退職慰労引当金	24,369	31,052
資産除去債務	86,432	87,642
固 定 負 債 合 計	1,049,174	1,211,717
負 債 合 計	3,900,817	4,541,896
純 資 産 の 部		
株 主 資 本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	500,000
資本剰余金合計	500,000	500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,038,251	1,193,763
利益剰余金合計	2,038,251	1,193,763
株主資本合計	3,028,251	2,183,763
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,562	148
評価・換算差額等合計	4,562	148
純 資 産 合 計	3,032,813	2,183,911
負 債 純 資 産 合 計	6,933,631	6,725,808

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第 24 期 自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
営業収益		
委託者報酬	2,340,959	2,612,569
運用受託報酬	2,922,323	4,368,399
その他営業収益	2,357,626	2,819,369
営業収益計	7,620,909	9,800,338
営業費用		
支払手数料	870,912	913,688
広告宣伝費	130,470	126,363
公告費	780	780
調査費		
調査費	142,586	153,656
委託調査費	924,554	1,148,494
図書費	1,349	2,908
委託計算費	43,050	-
事務委託費	307,721	318,157
営業雑経費		
通信費	27,645	28,523
印刷費	16,951	8,173
協会費	5,932	6,915
諸会費	2,681	3,450
営業費用計	2,474,637	2,711,112
一般管理費		
給料		
役員報酬	431,784	426,838
給料・手当	1,328,407	1,354,590
賞与	862,373	1,194,038
交際費	6,300	7,738
旅費交通費	50,835	69,476
租税公課	21,295	27,056
不動産賃借料	245,007	245,143
退職給付費用	91,886	109,057
役員退職慰労引当金繰入	5,820	6,682
法定福利費	158,221	159,150
固定資産減価償却費	38,136	63,961
諸経費	1,289,649	1,579,990
一般管理費計	4,529,718	5,243,724
営業利益 (△営業損失)	616,554	1,845,501
営業外収益		
受取利息	1,110	1,009
受取配当金	1,473	439
有価証券売却益	-	3,512
為替差益	-	15,893
時効償還金	4,161	-
雑益	1,503	1,738

営業外収益計	8,249	22,593
営業外費用		
為替差損	33,028	-
雑損失	685	1,106
営業外費用計	33,713	1,106
経常利益（△経常損失）	591,089	1,866,988
特別損失		
割増退職金等	*1 49,399	7,034
固定資産除却損	343	356
特別損失計	49,743	7,390
税引前当期純利益		
（△税引前当期純損失）	541,346	1,859,598
法人税、住民税及び事業税	446,250	912,004
法人税等調整額	△ 728,513	△ 167,917
法人税等合計	△ 282,263	744,087
当期純利益（△当期純損失）	823,609	1,115,511

(3)【株主資本等変動計算書】

第24期(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等 その他有価証券 評価差額金	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金	株主資本 合計		
			その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404
当期変動額						
当期純利益			823,609	823,609		823,609
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					799	799
当期変動額合計	-	-	823,609	823,609	799	824,408
当期末残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813

第25期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	2,038,251	3,028,251	4,562	3,032,813
当期変動額						
剰余金の配当			△1,960,000	△1,960,000		△1,960,000
当期純利益			1,115,511	1,115,511		1,115,511
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					△4,413	△4,413
当期変動額合計	-	-	△844,488	△844,488	△4,413	△848,901
当期末残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第 24 期 平成 26 年 12 月 31 日現在	第 25 期 平成 27 年 12 月 31 日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 129,718 千円 器具備品 132,215 千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 139,387 千円 器具備品 151,545 千円 *2 関係会社項目 その他未払金 515,023 千円

(損益計算書関係)

第 24 期 自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。	*1 割増退職金等には、期中退職者に対して支払われた割増退職金等を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 24 期 (自平成 26 年 1 月 1 日至平成 26 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 24 期事業年度 期首株式数	第 24 期事業年度 増加株式数	第 24 期事業年度 減少株式数	第 24 期事業年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800 株	—	—	9,800 株
合計	9,800 株	—	—	9,800 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第 25 期 (自平成 27 年 1 月 1 日至平成 27 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 25 期事業年度 期首株式数	第 25 期事業年度 増加株式数	第 25 期事業年度 減少株式数	第 25 期事業年度 末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800 株	—	—	9,800 株
合計	9,800 株	—	—	9,800 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月4日 取締役会	普通株式	1,960,000	200,000	平成27年 6月30日	平成27年 7月1日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第24期 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日
オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能の ものに係る未経過リース料
1年内 7,963千円	1年内 7,963千円
1年超 9,954千円	1年超 1,990千円
合計 17,917千円	合計 9,954千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第24期 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。 営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。 未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左

第 24 期 自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。 未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。 また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。 ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。 ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 余剰資金は最長でも 1 ヶ月の定期預金で運用することにより、流動性リスクを管理しております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理 同左 ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理 同左 ③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理 同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

第 24 期（平成 26 年 12 月 31 日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,295,805	4,295,805	—
(2) 未収入金	224,268	224,268	—
(3) 未収委託者報酬	630,154	630,154	—
(4) 未収運用受託報酬	608,464	608,464	—
資産計	5,758,692	5,758,692	—
(1) 未払手数料	213,619	213,619	—
(2) その他未払金	2,051,249	2,051,249	—
負債計	2,264,869	2,264,869	—

第 25 期（平成 27 年 12 月 31 日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,469,940	3,469,940	—
(2) 未収入金	261,752	261,752	—
(3) 未収委託者報酬	679,930	679,930	—
(4) 未収運用受託報酬	952,004	952,004	—
資産計	5,363,627	5,363,627	—
(1) 未払手数料	207,469	207,469	—
(2) その他未払金	2,186,021	2,186,021	—
負債計	2,393,490	2,393,490	—

（注 1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第 24 期 平成 26 年 12 月 31 日現在	第 25 期 平成 27 年 12 月 31 日現在
資産	資産
(1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 預金 同左
(2) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) 未収入金 同左
(3) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(3) 未収委託者報酬 同左
(4) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(4) 未収運用受託報酬 同左

負債	負債
(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(1) 未払手数料 同左
(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	(2) その他未払金 同左

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第24期（平成26年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,295,805	—
未収入金	224,268	—
未収委託者報酬	630,154	—
未収運用受託報酬	608,464	—
合計	5,758,692	—

第25期（平成27年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	3,469,940	—
未収入金	261,752	—
未収委託者報酬	679,930	—
未収運用受託報酬	952,004	—
合計	5,363,627	—

(注3) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第24期（平成26年12月31日現在）

該当事項はありません。

第25期（平成27年12月31日現在）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

第24期(平成26年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	16,702	12,076	4,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	1,996	2,060	△63
合計	18,699	14,136	4,562

第25期(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	3,367	3,060	307
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	3,107	3,266	△159
合計	6,475	6,326	148

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

第24期(自平成26年1月1日至平成26年12月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成27年1月1日至平成27年12月31日)

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

(退職給付関係)

第 24 期 自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日																																												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>651,735 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>91,886 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△33,200 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>710,422 千円</u></td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>—</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>—</u></td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>710,422 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>710,422 千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>710,422 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>710,422 千円</u></td></tr> </table> (3) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>91,886 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	651,735 千円	退職給付費用	91,886 千円	退職給付の支払額	<u>△33,200 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>710,422 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>	非積立型制度の退職給付債務	<u>710,422 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>710,422 千円</u>	退職給付引当金	<u>710,422 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>710,422 千円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	91,886 千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 確定給付制度 (1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>710,422 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>109,057 千円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td><u>△23,041 千円</u></td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> </table> (2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>—</td></tr> <tr> <td>年金資産</td><td><u>—</u></td></tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td><u>796,438 千円</u></td></tr> </table> (3) 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>109,057 千円</td></tr> </table>	期首における退職給付引当金	710,422 千円	退職給付費用	109,057 千円	退職給付の支払額	<u>△23,041 千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>	積立型制度の退職給付債務	—	年金資産	<u>—</u>	非積立型制度の退職給付債務	<u>796,438 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>	退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	109,057 千円
期首における退職給付引当金	651,735 千円																																												
退職給付費用	91,886 千円																																												
退職給付の支払額	<u>△33,200 千円</u>																																												
期末における退職給付引当金	<u>710,422 千円</u>																																												
積立型制度の退職給付債務	—																																												
年金資産	<u>—</u>																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>710,422 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>710,422 千円</u>																																												
退職給付引当金	<u>710,422 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>710,422 千円</u>																																												
簡便法で計算した退職給付費用	91,886 千円																																												
期首における退職給付引当金	710,422 千円																																												
退職給付費用	109,057 千円																																												
退職給付の支払額	<u>△23,041 千円</u>																																												
期末における退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>																																												
積立型制度の退職給付債務	—																																												
年金資産	<u>—</u>																																												
非積立型制度の退職給付債務	<u>796,438 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>																																												
退職給付引当金	<u>796,438 千円</u>																																												
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>796,438 千円</u>																																												
簡便法で計算した退職給付費用	109,057 千円																																												

(税効果会計関係)

第 24 期 自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	第 25 期 自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払費用否認 748,241 未確定債権債務に係る 為替差損益 36,128 退職給付引当金損金 算入限度超過額 253,194 役員退職慰労引当金否認 8,685 資産除去債務 24,582 その他 29,650 繰延税金資産小計 1,100,483 評価性引当額 △371,969 繰延税金資産合計 728,513 繰延税金資産の純額 728,513	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 繰延税金資産 千円 未払費用否認 857,947 未確定債権債務に係る 為替差損益 — 退職給付引当金損金 算入限度超過額 257,568 役員退職慰労引当金否認 10,042 資産除去債務 24,011 その他 54,926 繰延税金資産小計 1,204,494 評価性引当額 △308,063 繰延税金資産合計 896,431 繰延税金資産の純額 896,431
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 38.0% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 16.8% 評価性引当額 △110.8% 税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正 8.9% その他 △5.0% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 △52.1%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳 法定実効税率 35.6% (調整) 役員賞与等永久に損金 算入されない項目 6.7% 評価性引当額 △3.4% 税率変更による期末繰延 税金資産の減額修正 6.1% その他 △5.0% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 40.0%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 10 号）が平成 26 年 3 月 31 日に公布され、平成 26 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課せられないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成 27 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の 38.01%から 35.64%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額は 48,444 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 27 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の 35.64%から、解消が見込まれる期間が平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までのものは 33.06%、平成 29 年 1 月 1 日以降のものについては 32.26%にそれぞれ変更しております。その結果、繰延税金資産の金額は 113,879 千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。
--	--

（資産除去債務関係）

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を 10 年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第 24 期	第 25 期
	自 平成 26 年 1 月 1 日 至 平成 26 年 12 月 31 日	自 平成 27 年 1 月 1 日 至 平成 27 年 12 月 31 日
期首残高	85,239 千円	86,432 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－千円	－千円
その他増減額（△は減少）	1,193 千円	1,210 千円
期末残高	86,432 千円	87,642 千円

2. 貸借対照表に計上しているものの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第24期（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,340,959	2,922,323	1,498,482	859,143	7,620,909

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
6,033,633	1,587,275	7,620,909

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第25期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,612,569	4,368,399	1,873,934	945,435	9,800,338

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,760,510	2,039,828	9,800,338

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

＜報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報＞

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報＞

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報＞

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第24期（自平成26年1月1日至平成26年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注3)	千円 70,326	未収運用受託報酬	千円 6,110
							サービス提供業務報酬の受取(注4)	433,121	未収入金	86,042
							情報提供業務報酬の受取(注5)	186,681		
							役務提供業務の対価の受取(注5)	266,360		
							運用再委託報酬の支払(注3)	437,538	未払金(その他未払金)	86,471
							一般管理費(諸経費)の支払(注5)	241,541	前受金	1,693
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネージメント	シンガポール、OCBCセンター	50.77百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取(注3)	11,211	未収運用受託報酬	966

	ト・(シンガポール)・リミテッド						サービス提供業務報酬の受取 (注 4)	154,191	未収入金	21,375
							役務提供業務の対価の受取 (注 5)	79,329		
							運用再委託報酬の支払 (注 3)	15,988	未払金(その他未払金)	296,457
							一般管理費(諸経費)の支払 (注 5)	589,189		
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.867百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注 3)	1,153,588	未収運用受託報酬	84,438
							サービス提供業務報酬の受取 (注 4)	621,981	未収入金	67,661
							役務提供業務の対価の受取 (注 5)	240,596		
							運用再委託報酬の支払 (注 3)	389,134	未払金(その他未払金)	28,307

- (注 1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注 2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の100%を保有しております。
- (注 3) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 4) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 5) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第25期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ、アムステルダム市	0.5百万ユーロ	持株会社	被所有 直接100%	当社への出資	剰余金の配当	千円 1,960,000	-	千円 -
最終親会社	シュローダー・ピーエルシー	イギリス、ロンドン市	282.5百万ポンド	持株会社	被所有 間接100%	当社の最終親会社	一般管理費 (役員および従業員の賞与の負担金) (注1)	千円 192,399	その他未払金	千円 515,023

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社の役員及び従業員への賞与の支払いの一部は、シュローダー・ピーエルシーより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・ピーエルシーより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・ピーエルシーに対する債務として処理しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70.0百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取 (注4)	千円 113,510	未収運用受託報酬	千円 5,358
							サービス提供業務報酬の受取 (注5)	638,886	未収入金	86,701
							情報提供業務報酬の受取 (注6)	191,039		
							役務提供業務の対価の受取 (注6)	302,673		
							運用再委託報酬の支払 (注4)	560,569	未払金(その他未払金)	210,292
							一般管理費(諸経費)の支払 (注6)	302,616		
							一般管理費(出向者人件費の負担金) (注7)	223,484		

親会社の子会社 (注 3)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッド	シンガポール	50.7 百万 シンガポ ールドル	投資運 用業	-	運用受託契 約の再委 任、 業務委託等	運用受託報酬 の受取 (注 4)	7,514	未収運用 受託報酬	548
							サービス提供 業務報酬の受 取 (注 5)	238,777	未収入金	46,826
							役務提供業務 の対価の 受取 (注 6)	88,499		
							運用再委託報 酬の支払 (注 4)	12,189	未払金(そ の他未払 金)	62,438
							一般管理費(諸 経費) の支払 (注 6)	797,951		
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(ルクセンブルク)・エス・エー	ルクセンブルク	12.8 百 万ユーロ	資産管 理業	-	運用受託契 約の再委任 等	運用受託報酬 の受取 (注 4)	1,693,619	未収運用 受託報酬	172,717
							サービス提供 業務報酬の受 取 (注 5)	451,636	未収入金	59,918
							役務提供業務 の対価の 受取 (注 6)	267,314		
							運用再委託報 酬の支払 (注 4)	468,269	未払金(そ の他未払 金)	64,221

- (注 2) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 3) 当社の最終親会社であるシュローダー・ビーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・(シンガポール)・リミテッドの議決権の 100%を保有しております。
- (注 4) 各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 5) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- (注 6) 情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。
- (注 7) シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより出向している役員及び従業員への給与、賞与の支払いは、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより行われております。但し、これらの費用はシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドより当社に請求されるものであり、未払いの金額については、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドに対する債務として処理しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・ビーエルシー (ロンドン証券取引所に上場)

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー (非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期 自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	第25期 自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日
1株当たり純資産額 309,470円77銭	1株当たり純資産額 222,848円13銭
1株当たり当期純利益 84,041円76銭	1株当たり当期純利益 113,827円72銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 823,609千円 普通株式に係る当期純利益 823,609千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 1,115,511千円 普通株式に係る当期純利益 1,115,511千円 普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 9,800株	普通株式の期中平均株式数 9,800株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 26 期 中間会計期間末
平成 28 年 6 月 30 日

資 産 の 部		
流 動 資 産		
預金		3, 008, 851
前払費用		53, 353
未収入金		245, 327
未収委託者報酬		660, 182
未収運用受託報酬		782, 247
繰延税金資産		490, 467
その他の流動資産		38
流 動 資 産 合 計		5, 240, 466
固 定 資 産		
有 形 固 定 資 産		
建物附属設備(純額)	*1	29, 054
器具備品(純額)	*1	73, 597
有形固定資産合計		102, 652
無 形 固 定 資 産		46, 299
投資その他の資産		
投資有価証券		5, 755
長期差入保証金		244, 179
その他投資		950
貸倒引当金		△ 950
繰延税金資産		349, 311
投資その他の資産合計		599, 246
固 定 資 産 合 計		748, 198
資 産 合 計		5, 988, 665

(単位：千円)

第 26 期 中間会計期間末
平成 28 年 6 月 30 日

負債の部	
流動負債	
預り金	43,891
未払金	844,331
未払費用	44,141
未払法人税等	128,613
未払消費税等	*2 42,100
賞与引当金	567,197
役員賞与引当金	149,238
流動負債合計	1,819,514
固定負債	
長期未払金	296,993
長期未払費用	2,913
退職給付引当金	831,439
役員退職慰労引当金	31,635
資産除去債務	88,256
固定負債合計	1,251,238
負債合計	3,070,752
純資産の部	
株主資本	
資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,928,484
利益剰余金合計	1,928,484
株主資本合計	2,918,484
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 571
評価・換算差額等合計	△ 571
純資産合計	2,917,912
負債純資産合計	5,988,665

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 26 期 中間会計期間		
自 平成 28 年 1 月 1 日		
至 平成 28 年 6 月 30 日		
営 業 収 益		
委託者報酬		1,228,806
運用受託報酬		2,217,215
その他営業収益		1,340,186
営 業 収 益 計		4,786,208
営業費用及び一般管理費	*3	3,898,546
営 業 利 益		887,662
営 業 外 収 益	*1	77,110
営 業 外 費 用	*2	674
経 常 利 益		964,098
特 別 損 失		1,992
税引前中間純利益		962,106
法人税、住民税及び事業税		170,733
法人税等調整額		56,651
法人税等合計		227,384
中間純利益		734,721

(3) 中間株主資本等変動計算書

第26期 中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益 剰余金			
			繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,193,763	2,183,763	148	2,183,911
当中間期変動額						
中間純利益			734,721	734,721		734,721
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					△ 720	△ 720
当中間期変動額合計	—	—	734,721	734,721	△ 720	734,001
当中間期末残高	490,000	500,000	1,928,484	2,918,484	△ 571	2,917,912

重要な会計方針

項 目	第 26 期中間会計期間 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. 固定資産の減価償却の方法 3. 引当金の計上基準 4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。 (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

項 目	第 26 期中間会計期間 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日
1. 建物附属設備に係る減価償却方法	法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。 なお、この変更による影響額は軽微であります。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

項 目	第 26 期中間会計期間末 平成 28 年 6 月 30 日現在
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備 139,834 千円 器具備品 149,058 千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

項 目	第 26 期中間会計期間 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息 335 千円 受取配当金 18 千円 為替差益 46,786 千円 雑益 29,970 千円
*2. 営業外費用の主要項目	雑損失 674 千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産 16,970 千円 無形固定資産 9,212 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 26 期中間会計期間 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第 26 期事業年度 期首株式数	第 26 期中間会計 期間増加株式数	第 26 期中間会計 期間減少株式数	第 26 期中間会計 期間末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800 株	—	—	9,800 株
合計	9,800 株	—	—	9,800 株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末日後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 26 期中間会計期間 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	4,480 千円
1 年超	— 千円
合計	4,480 千円

(金融商品関係)
 第 26 期中間会計期間末 (平成 28 年 6 月 30 日現在)
 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 6 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,008,851 千円	3,008,851 千円	—
(2) 未収入金	245,327 千円	245,327 千円	—
(3) 未収委託者報酬	660,182 千円	660,182 千円	—
(4) 未収運用受託報酬	782,247 千円	782,247 千円	—
資産計	4,696,607 千円	4,696,607 千円	—
(1) 未払金	844,331 千円	844,331 千円	—
負債計	844,331 千円	844,331 千円	—

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

その他有価証券

第 26 期中間会計期間末 (平成 28 年 6 月 30 日現在)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの 証券投資信託受益証券	－ 千円	－ 千円	－ 千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの 証券投資信託受益証券	5,755 千円	6,326 千円	△571 千円
合計	5,755 千円	6,326 千円	△571 千円

(資産除去債務関係)

第 26 期中間会計期間末 (平成 28 年 6 月 30 日現在)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高	87,642 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－ 千円
その他増減額 (△は減少)	613 千円
当中間会計期間末残高	<u>88,256 千円</u>

(セグメント情報等)

〈セグメント情報〉

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〈関連情報〉

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,228,806	2,217,215	893,174	447,011	4,786,208

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
3,821,404	964,804	4,786,208

(注)海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〈報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〉

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〉

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

〈報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〉

第26期中間会計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 26 期中間会計期間 自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 6 月 30 日	
1株当たり純資産額	297,746 円 21 銭
1株当たり中間純利益	74,971 円 57 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	734,721 千円
普通株式に係る中間純利益	734,721 千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

シュローダー・インカムアセット・
アロケーション（毎月決算型）
Aコース（為替ヘッジなし）

約 款

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）
Aコース（為替ヘッジなし）
運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用方針は次のものとします。

1. 基本方針

この証券投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。

②マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、複数のインカムアセット（世界の高配当株式、債券等）に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券や海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を行います。

③実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの直接利用は行いません。

④投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 3 日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第 1 期、第 2 期は分配を行いません。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

②分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として基準価額水準、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）
Aコース（為替ヘッジなし）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 100 万円を上限として受益者のために利殖の目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびシュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） B コース（為替ヘッジあり）の信託金と合わせて金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年 6 月 5 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 100 万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条 1 項の追加口数に応じて、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 22 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」）を

いい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める単位をもって取得申込に応じることができます。また、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しても同様とします。

- ②前項の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は 1 口につき 1 円に委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③前項の手数料(その減免を含む)の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ④前 2 項にかかわらず、委託者の指定する販売会社において、シュロダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) B コース(為替ヘッジあり)の受益者が、当該信託の受益権の換金の手取額をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤第 1 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、ロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日には、第 1 項および第 4 項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、第 1 項および第 4 項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取り消すことができます。また、シュロダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) B コース(為替ヘッジあり)の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合において、委託者が当該信託の一部解約の実行の請求を取消したときには、委託会社の指定する販売会社は、当該取得申込の受付の中止、当該取得申込の取消またはその両方を行うものとします。
- ⑦第 2 項、第 4 項の規定にかかわらず、受益者が第 36 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座

に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項、第 4 項または第 7 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 23 条において同じ。）第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建価値証券への投資制限）

第 20 条 外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図および範囲）

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 24 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーまたは外国法人が発行する譲渡性預金証書は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 26 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 27 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約代金、有価証券にかかる売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えない額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎月 4 日から翌月 3 日までとします。ただし第 1 計算期間については平成 25 年 6 月 4 日から平成 25 年 7 月 3 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸経費および諸費用)

第 33 条 信託財産に関する以下の費用（以下総称して「諸経費」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. 組入有価証券の売買委託手数料

2. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および受託者が立替えた立替金の利息

② 以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 監査費用

2. 法律顧問・税務顧問への報酬および費用

3. 目論見書の作成・印刷・交付費用

4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

5. 信託約款の作成・印刷・届出費用

6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用

7. 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

8. 投信振替制度に係る費用および手数料等

9. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

10. 格付の取得に要する費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

④前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

⑥第2項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金（第39条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第39条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、収益分配金については、第 36 条第 1 項に規定する支払開始日もしくは第 36 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資を行う日までに、償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 36 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 39 条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、1 口単位または委託者の指定する販売会社が定める単位をもって、委託者の一部解約の実行を請求することができます。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、ロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日には、前項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、前項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

- ③一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ④委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 10,000 分の 30 の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

- ⑥第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- ⑦前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 25 億口を下回ることとなった場合また市場の大幅な変動などにより委託者が運用を続けることが困難であると判断した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情（前条第 8 項に規定する場合を含みます。）が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を

定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥第 2 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第47条 受託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年6月4日 (信託契約締結日)

委託者 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

追加型証券投資信託

シュローダー・インカムアセット・
アロケーション（毎月決算型）
Bコース（為替ヘッジあり）

約 款

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託
シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）
Bコース（為替ヘッジあり）
運用の基本方針

約款第 19 条の規定に基づき、委託者の定める運用方針は次のものとします。

1. 基本方針

この証券投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主な投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として、マザーファンド受益証券に投資を行います。

②マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に、複数のインカムアセット（世界の高配当株式、債券等）に投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券や海外の債券等に投資する投資信託証券への投資を行います。

③実質外貨建資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの直接利用は行いません。

④投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。

3. 収益分配方針

毎決算時（毎月 3 日。ただし当該日が休業日の場合は翌営業日）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第 1 期、第 2 期は分配を行いません。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

②分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として基準価額水準、市況動向等を勘案しながら決定します。なお、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合があります。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
シュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）
Bコース（為替ヘッジあり）
約 款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的および金額）

第 3 条 委託者は、金 100 万円を上限として受益者のために利殖の目的を持って信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託およびシュロダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型） A コース（為替ヘッジなし）の信託金と合わせて金 1,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

②委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 35 年 6 月 5 日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 100 万口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条 1 項の追加口数に応じて、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と協議の上、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 9 条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第 22 条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第 21 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」を

いい、以下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第 12 条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額)

第 13 条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める単位をもって取得申込に応じることができます。また、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しても同様とします。

- ②前項の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる価額は 1 口につき 1 円に委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ③前項の手数料(その減免を含む)の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ④前 2 項にかかわらず、委託者の指定する販売会社において、シュロダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) A コース(為替ヘッジなし)の受益者が、当該信託の受益権の換金の手取額をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込を受付けた日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤第 1 項および第 4 項の規定にかかわらず、委託者の指定する販売会社は、ロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日には、第 1 項および第 4 項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、第 1 項および第 4 項による受益権の取得の申込みに応じないものとします。
- ⑥前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。また、シュロダー・インカムアセット・アロケーション(毎月決算型) A コース(為替ヘッジなし)の受益者が当該信託の一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合において、委託者が当該信託の一部解約の実行の請求を取消したときには、委託会社の指定する販売会社は、当該取得申込の受付の中止、当該取得申込の取消またはその両方を行うものとします。
- ⑦第 2 項、第 4 項の規定にかかわらず、受益者が第 36 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第 31 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧第 1 項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座

に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第 2 項、第 4 項または第 7 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第 14 条 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人に帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 15 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第 16 条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第 17 条 委託者は、信託金を、主としてシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「シュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

②委託者は、信託金を前項に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

③第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第 18 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 23 条において同じ。）第 23 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 21 条、第 22 条および第 26 条から第 28 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（特別の場合の外貨建価値証券への投資制限）

第 20 条 外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

②前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（公社債の借入れの指図および範囲）

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

②前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

（信託業務の委託等）

第 23 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第 24 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーまたは外国法人が発行する譲渡性預金証書は、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第 25 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 26 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 27 条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益証券の一部解約代金、有価証券にかかる売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入）

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えない額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 31 条 この信託の計算期間は、毎月 4 日から翌月 3 日までとします。ただし第 1 計算期間については平成 25 年 6 月 4 日から平成 25 年 7 月 3 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 5 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸経費および諸費用)

第 33 条 信託財産に関する以下の費用（以下総称して「諸経費」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

1. 組入有価証券の売買委託手数料

2. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、外貨建資産の保管等費用、借入金の利息、融資枠の設定に要する費用および受託者が立替えた立替金の利息

② 以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、これらに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. 監査費用

2. 法律顧問・税務顧問への報酬および費用

3. 目論見書の作成・印刷・交付費用

4. 有価証券届出書・有価証券報告書等法定提出書類の作成・印刷・提出費用

5. 信託約款の作成・印刷・届出費用

6. 運用報告書の作成・印刷・交付費用

7. 公告に係る費用ならびに他の信託との併合、信託約款の変更および信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成・印刷・交付に係る費用

8. 投信振替制度に係る費用および手数料等

9. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用

10. 格付の取得に要する費用

③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けるときに、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

④前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑤第3項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

⑥第2項に定める諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

（信託報酬の額および支弁の方法）

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の155の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用、信託報酬およびそれらにかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④一部解約金（第39条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第39条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

⑤前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

⑥収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

- ⑦前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 37 条 受託者は、収益分配金については、第 36 条第 1 項に規定する支払開始日もしくは第 36 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資を行う日までに、償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 36 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第 38 条 受益者が、収益分配金については第 36 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 36 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託の一部解約)

第 39 条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下、本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、1 口単位または委託者の指定する販売会社が定める単位をもって、委託者の一部解約の実行を請求することができます。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、ロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日には、前項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。また、マザーファンドの運用の基本方針で定める投資信託証券の管理会社が指定する日に基づき、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合においても、前項に規定する一部解約の実行の請求を受け付けられないものとします。

- ③一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- ④委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ⑤前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 10,000 分の 30 の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

- ⑥第 1 項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

- ⑦前項により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第 5 項の規定に準じて計算された価額とします。

- ⑧委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が 25 億口を下回ることとなった場合また市場の大幅な変動などにより委託者が運用を続けることが困難であると判断した場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、第 5 条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情（前条第 8 項に規定する場合を含みます。）が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、第 1 項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を

定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

⑤第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑥第 2 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第 41 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 45 条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第 42 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 45 条第 2 項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第 43 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第 44 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 45 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第 45 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第46条 この信託は、受益者が第39条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第40条に規定する信託契約の解約又は前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第47条 受託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第48条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第49条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成25年6月4日 (信託契約締結日)

委託者 シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社



Schroders